

2. 経済統制

20
5
22



国立公文書館	
分類	内閣府
	平成17年度
排架番号	4E
	34
	298



裏面白紙

物資の統制と需給関係
労務用物資



經濟統制

20-22年

4. 勞務用物資

裏面白紙

三井物産株式会社

労務
用
物資

裏面白紙

目 次	
21 年	
11月1日	○ 労務用物資対策に関する件
11 /	○ 労務用物資優先配給順位表 策定試案
11 29	○ 労務用物資対策に関する件
12	○ 炭鉱労務者住宅建設用資材確保要領案)
22 年	
1月20日	○ 労務用物資対策中央協議会の 趣旨並にその任務案
1 29	○ 労務用物資対策に関する件
2 17	○ 炭鉱労務者所要物資供給確保 対策案)
2 27	○ 労務用物資対策中央協議会 開催に当り経済安定本部に 予め決定しておくべき基本方針に ついて
3 18	○ 労務用物資対策地方運営について
3 29	○ 炭鉱労務者所要物資供給確 保対策
4 26	○ 労務用物資対策中央協議 会協議試案
4 28	○ 労初及取業行政機構整備に

労務用物資

裏面白紙

(之)

		伴う労務用物資対策に関する件	
5	21	○ 労務用物資対策中央協議会 協議試案	
8	31	○ 労務用物資の配当基本計画設 定要領(案)	
9	8	○ 労務用物資確保対策要領(案)	
9	12	○ 労務用物資の配当基本計画設 定要領(案)	
9	15	○ 労務用物資(リンフ物資である生 活物資を含む。以下同じ。)の割当 及び配給の手続に関する件	
9	19	○ 生活必需物資の産業労務者向配 当に関する件	
9	30	○ 労務用物資の割当及び配給に関 する経本部内事務処理要領	
10	1	○ 労務用物資の割当及び配給手 続に関する件	
10	2	○ 炭鉱労務者用物資の供給確保 及びこれが配給の計画化に関す る措置要領(案)	
10	13	○ 労務者物資の供給の見透如何 ○ 炭鉱労務者用物資の供給確保 及びこれが配給の計画化に関	

経済企画庁

(1号・23行)

裏面白紙

		する措置要領 (案)	
12	19	○ 重要労務者用品需要量調査実施要領 (案)	
		○ 労務用物資対策に関する件	
		○ 労務用物資の割当及び配給の 手続に関する件	
		○ 労務用物資の割当及び配給の 手続に関する新聞発表原稿	
1	26	○ 主食の労務加配制度について	

裏面白紙



(/)

目次	
21年	
1月24日	○ 隠匿物資管理令要綱案
2 7	○ 隠退蔵物資買上令(案)
22年	
1	○ 不緊要物品製造販売制限規程
2 14	○ 隠退蔵物資等摘発処理要領
2 17	○ 隠匿物資等緊急措置令
2	○ 潜在物資処理方策
3 31	○ 潜在物資に関する情報提供者に 対する報償金に関する件(案)
3	○ 過剰物資等在庫活用規則
4 22	○ 不緊要物品製造販売制限規程 について
4 22	○ 隠退蔵物資摘発実績調
5 13	○ 隠匿物資等緊急措置令の運用 方針の変更について
8 1	○ 潜在物資の情報提供者に対する 報償金に関する件
8 23	○ 経済安定本部において行なう 隠退蔵乃至遊休物資の摘発 活用に対する警察協力の方法 並にその要望事項

隠
匿
作
業

裏
面
白
紙

(2)

9 7	。企業における統制物資の現物給 与、自家消費及びバーターの禁止 等に関する措置要綱(案)
9 11	。物資活用委員会令
10 14	。隠退蔵物資の配分手続要領(案)
10 21	。隠退蔵物資の配分手続要領(案)
10 27	。遊休物資活用に関する臨時措 置法案
10	。隠退蔵物資調査処理関係 書類 。中央物資活用委員会議事規則 案 。中央物資活用委員会運営方針(案) 。潜在物資調査処理要綱案 。隠退蔵物資の摘発処理に就て 。情報提供者に対する報償金支払 に関する取扱方針案 。隠匿物資の譲渡制限に関する 要綱案

経済企画庁

(1号・23行)

裏面白紙

15

3-1-a

勞務用物資對策に関する件 (三、本第四節)

我國經濟復興の爲重要産業に於ける生産力の増強等を圖る
こと必要大なるに鑑み、生産報奨等の爲食糧の加配其の
他勞務用物資の特別配給を行ふこととし、
事業に關し概ね左記に依り優先配給順位表(プライオリテイリスト)
制を採用する

記

- 一、經濟安定本邦に於て可及的速に關係各省と協議し職業若
は産業に關する優先配給順位表を決定し、我國經濟再建
その他復興に最も緊要なるものを選定する。
- 二、優先配給順位表に掲ぐる事業に付優先的に特配すべき物
資の範圍は左に掲ぐるものとする

26

10

ハ労働者の作業に必要なるもの

作業用必需品

四労働者に特配するもの

食糧品、嗜好品

受配労働者の範囲は現場労働者及現場従業員に限るものとする

三経済安定本部は右順位表に掲げられたる産業若は職業に従事する者に対し前項物資の特配に付関係各省及中央産業団体、労働団体代表者並に學識経験者を以て組織する労働用物資対策中央協議会に諮り基本計画を協議決定する

安定本部の承認を受けるを要する

四各地方主務官廳は、各廳関係官及産業団体、労働団体の代表者等と以て組織する労働用物資対策地方協議会に諮り地方に於ける特配実施の円滑適正を期するものとする

五労働用物資特配は労働者の動怠、能率等に即應せしむる如く加減し、以て生産増強に資する様考慮する

六労働用物資特配の実施に當つては末端配給の迅速確実を期し得る様特に考慮する

諒解事項

(二一〇一五)

- 一 本件は第四節主營とする。但し具体的特配物資の品目数量は第三節の決定に俟つものとする。
- 二 本件実施の重要性に鑑み、本策策定の際閣議決定を経るものとする。
- 三 プライオリテイリストは經濟安定本部に於て關係各省に諮り決定するものとする。
- 四 プライオリテイリストは勞務加配に關する基本的原則的順位を決定せるに止まるを以て、具体的品目(例米、酒、煙草等)の特配に當つては更にこれに準據して、各品目別に基準量を決定すべきものとする。

(注意)

- 一 品目に依り第一順位に在る業態と雖も必ずしも受配を要せざるものあること(例地下足袋)
- 二 主食(米、麥等)に關するものは特に營養學的考慮を拂ふものとする。
- 三 嗜好品(酒、煙草等)は特に報奨的特配を考慮すること
- 四 協議会の性格は諮問機關とする。特に官制等を必要とし
- 五 各事業所に於て特配する場合は經營協議会又は労働組合等に諮るべきものとする。
- 六 特配物資は労働者用として可及的優先確保する。
- 七 特配実施機關として統制機關を利用すること困難なること

凡各省は可及的速に各産業別、職種別、労働權数を經濟安定
本部に提出するに
十、労働分配の各主務官廳は速に經濟安定本部に於て關係各
省と協裁の上決定するものとする。

1.8

3-1-a
21-11

II-2-②

勞務用物資優先配給順位表兼定試案

(昭和三十一年四月)

我國經濟再建その他復興に最も緊要なるものを概ね次の基準に據り選定する。

- (一) 生産的事業に關するもの
- (1) 基礎的産業
- (2) 基礎的産業維持用産業
- (3) 國民生活確保用産業
- (4) 輸送用必要物資に關する産業
- (5) 輸出貨資生産業
- (二) 建設的事業に關するもの
- (1) 國民生活必需品の生産又は分配に關係ある公共事業

23

13

(2) 復興用住宅建設事業
(3) 其の他の土木建築事業
B 奉仕的事業(サーヴィス)に關するもの

(1) 輸送及荷役事業

(2) 通信事業

(3) 進駐軍關係事業

(4) 保健衛生事業

(5) 公安、火災豫防其の他の見地より必要なる事業

(備考)

近く行はるゝ賠償物撤去事業は具體的には何れかの分類に含ましめらるべきも豫め一応考慮しておくこと、

ニ、勞務用物資優先配給對象事業の範圍及順位の決定

一の基準に據り右對象事業の範圍及順位を暫定的に概観
次の如く定めるものとする。

第一順位

A 第一順位中特に重点をおくもの

石炭、鑛業

化學肥料製造業

製鐵業

B (Aに次ぐもの)

農業

綿紡織業

第二順位

石油、亞炭及金屬鑛業

コークス製造業
 石灰石採取業
 亜鉛製造業
 鉄鋼三次製品製造業
 車輛製造業
 信託保安機製造業
 電気機器製造業
 通信機製造業
 特定重要機械器具工業（第一種及第二種）
 農機具製造業
 ソーラー製造業

特定海軍工業
 特定金屬工業
 特定窒素及土石工業
 玩物工業
 電気事業
 化学工業製造業
 鐵罐工場（罐紡織業を除く）
 蚕絲製造業
 綢緞製造業
 木材生産業
 造紙製紙業（P.O.に基くもの）
 主要食糧加工業

医療及医薬品製造業
 主要食品加工業
 医薬及医薬品製造業
 農薬薬品製造業
 網造船業
 漁船及漁具製造業
 製塩業
 水産業
 養蚕業
 林業
 薪炭製造業
 畜産業

公共事業
 復興用途之建設事業
 鉄道（軌道を含む）及陸上小運送業
 港湾及船舶荷役業
 船舶修繕作業
 通信事業
 水道事業
 病院及公衆衛生事業
 造幣印刷採炭業（主として屋外作業に限る）
 第三級位
 石炭採掘業
 砂利採掘業

山口マイト採掘業

礦物業

鑄造業

金屬工業 (特定を除く)

主要機噐製造業 (特定せるものを除く)

窯業及土石工業 (特定を除く)

電球製造業

化學工業 (特定せるものを除く)

漸階製品製造業

板ガラス及ガラス製面製造業

陶磁器製造業

ゴム製面製造業

パルパ製造業

紙製造業

煙草製造業

土木建築業 (公共事業、及復興用住宅建設事業)

及び、以て甚く進駐軍関係事業を除く)

外務警察官吏

海防官吏、又は常備陸海防部員

刑務所看守

氣象観測員 (但し、救済現業)

製氷所副業

國兵學校訓練

(註) 中心工業振興の問題を將來考慮の中に入

概ねくると

四、労務用物費優先配給帳正表の修正

本帳正表は近々樹立されるべき経費再建基本方針と一致
合点すると共に関係各方面より必要資料を蒐集し
て、更に綜合的科学的合理的検討を加ふると共に情勢
の推移に即應して逐次修正を施し以てその完整を期す
べきものとす。

炭産労務者所要物資供給確保対策(案)

昭三三三二
部

昭和二十一年度第四半期物資需給計画の策定に当り国内
施策の一切を石炭の増産に集中する方針が決定せられたが
其の施策の重要な一環として物資需給の極めて逼迫した
折柄ではあるが国民一般に対する配給を削いででも炭産
労者の作業上及労働力再生産上必要な物資については極
力之を正常経路により一括優先確保し昭和二十一年度三千
万噸の生産目標を達成する基盤たらしめると共に配炭の適
正なる実施を図るため左の措置を講ずるものとする。

一本措置は昭和二十二年二月十日附内閣訓令第三号指定配
給物資配給手続規程第三條第七号に基き経済安定本部総

裁の主務大臣に対して発する指示によりこれを行ふ。

二、主務官廳は右の指示に基き左の措置を講ずる。

(一) 生鮮食料品については都道府縣別、出荷機関別、出荷
割当、出荷と生産資材とのリンク制の実施等大消費都
市に対する供給確保に準じた措置

(二) 其の他物資については配給計画数量中より炭産労務者
用として優先的に特定する措置

(三) 各物資を通じ優先的に一括配給を確保する出荷機関又
は地方卸機関と地方石炭産業会との直結を図る等末端
配給機構に対する特別措置

三、本措置により優先確保すべき物資及数量は左の通りとす
る。

(一) 食糧

炭礦労務者については最重労務者である採炭夫につき、熱量三、六〇〇カロリー、蛋白質一、一〇瓦以上を確保することを目標とし、その家族については一般配給基準量を遡滞なく確保することを目的として左の品目につき、左の割合で配給を確保する。

	労務者	同家族
主要食糧(一人一日当)	六合	三合
全 (〃 但肉食)	一〇	一
味噌(一人一月当)	三六〇匁	一八〇匁
醬油(〃)	五合	三合
蔬菜(一人一日当)	六〇匁	三〇匁

魚介類(〃)	三〇匁	一〇匁
罐詰(一人一月当)	二匁	一
人造バター(一人年間)	一〇	一

(二) 嗜好品

特に報償用の意味を含め一般労務者に対しては酒及煙草を、未成年及婦女子労務者に対しては甘味品を左の割合で夫々特配する。

	坑内労務者	坑外労務者	未成年及婦女子労務者
酒(家庭配給を含む)	一人一回一日当	一人一月当	一
煙草(特配分)	坑内及坑外を通じ計画生産数量以上の増産に対し平均一月五〇本	六・五	一
甘味品(〃 飴)	一	一	?

(三) 作業用品及日用品

年間必要更新量の確保を目標とし左の品目につき左の割合で特配する。

作業衣	一人年間	一・五着	(可及的に作業服とする)
軍手	〃	三双	
地下足袋	〃	八足	
ゴム長靴	年間総量約	一三〇,〇〇〇足	(主として北海道とする。但し半長を含む)
ゴム炭磁靴	〃	七〇,〇〇〇足	〃
ゲートル	一人年間	一・五足	(男子労務者のみ)
寝具	〃	〇・二組	(蒲団・蒲団皮又は毛皮とする)
タオル	〃	二本	
禪	〃	二本	
石	一人月当	五個	

右の外水中長靴については必要ある炭坑に対し必要なる限度に於て特配をなすと共に靴衣類については可及的に特配の増加にとめる。

四、本措置は三月一日より実施し得る如く諸般の準備をす、めるものとする。

勞務用物資政策に関する件

昭和二十二年九月

我國經濟復興の爲重要産業に於ける生産力の増強等を図る
ことの必要大なるに鑑み、食糧の加配其の他勞務用物資の
特別配給を行ふこととせらる、これに爲各事業に關し撥ね
を記し依り順位表制を擬用する。

記

- 一、經濟安定本部に於て可及的速に關係各省と協議し産業若
は職業に關する順位表を決定し、我國經濟再建その他復
興に最も緊要なるものを選定する。
- 二、順位表に掲ぐる事業は優先的に特別配給すべき物資の範圍
は左に掲ぐるものとする。
- (一) 労働者の作業に必要なるもの

休業用必需品

(一) 労働者に対する配するもの

食糧品、嗜好品

受配労働者の範囲は現場労働者及現場職員に限るものとする。

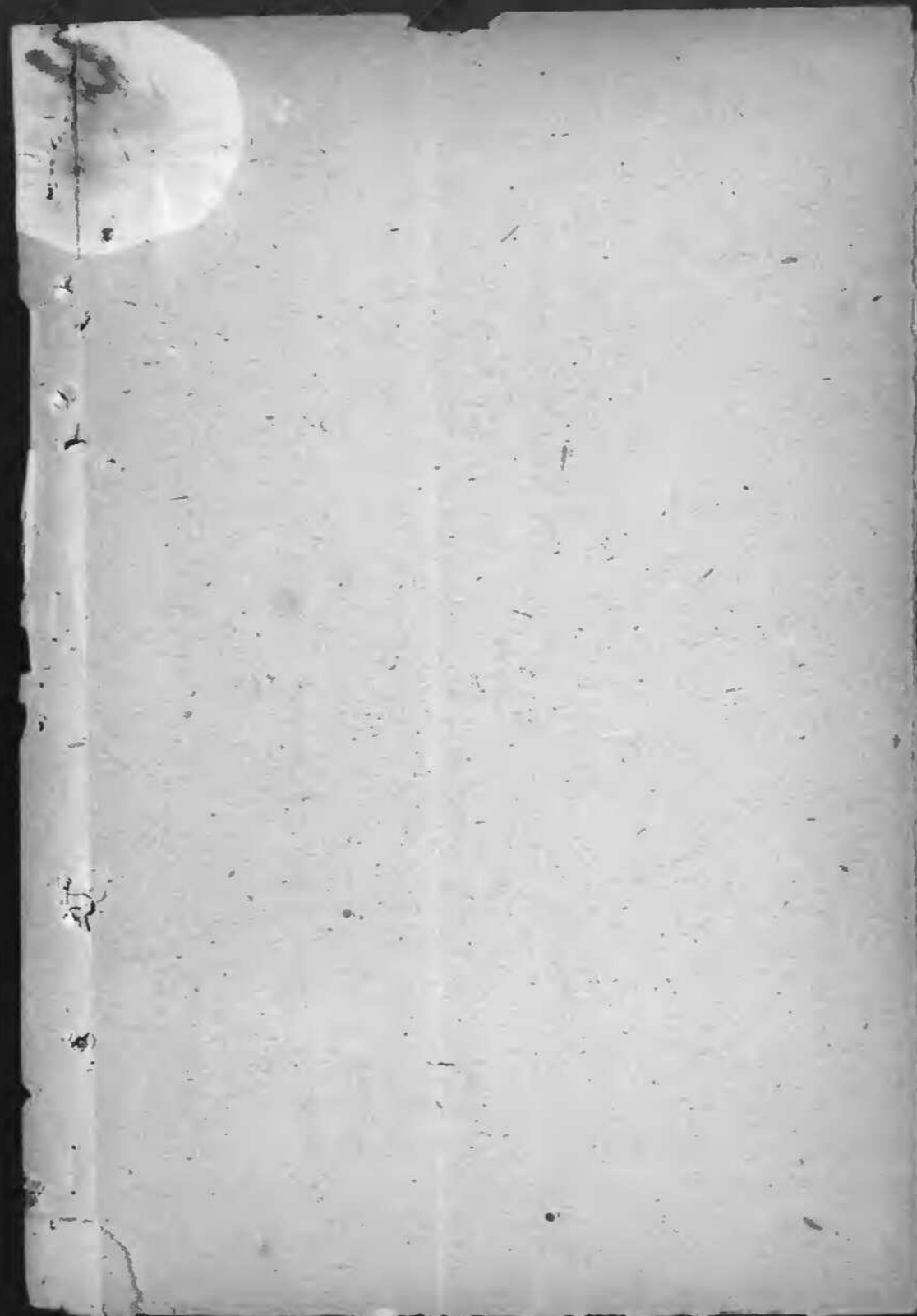
三、経済安定本部は右順進表に掲げられたる産業若しは職業に従事する者に対し前項物資の配付関係各省及中央産業団体、労働団体代表者並に學識経験者を以て組織する労働用物資対策中央協議会に諮り基本計画を協議決定する。

関係各省は右基本計画に準據し実施し其の進捗はこれを安定本部に報告するを要する。

四、各地方主務官廳は、各該関係官及産業団体、労働団体の代表者等と以て組織する労働用物資対策地方協議会に諮り地方に於ける特配物資の円滑適正を期するものとする。

五、労働用物資特配は労働者の勤怠、能率等と即應せしむる如く加減し、以て生産増強に資すを考慮する。

六、労働用物資特配の実施に当つては末端配給の迅速確實を期し得る様特に考慮する。



15

内閣訓令第 号

經濟安定本部令第一條第三項の規定により、炭鉱労働者
住宅建設用資材確保要領を次のように定める。

昭和二十一年十二月 日

内閣總理大臣

吉田

茂

炭鉱労働者住宅建設用資材確保要領（案）
第一條 産業の回復及び振興の基礎物資である石炭の増産

59

を期するに、炭鉱労務者住宅の建設（附属施設及び補修等を含み、以下同じ。）に必要なる資材は、最優先順位をもつて確保し、その不足は、二款が定め本訓令施行後五日以内、主務官廳が次に要領に、臨時物資需給調整法に基き炭鉱労務者住宅建設用資材確保にこの措置を講ずることとする。

一、主務官廳は、炭鉱労務者住宅建築主（以下建築主といふ。）に、住宅の建設を認可し、別表に定められたる式により提出せられたる所要資材について割當証明書を発行すること。

二、右割當証明書は、別表に記載された建築主に、右の式により、その戸数に應じ、所定資材を、日て発行する。

二と、

三、主務官廳は、次の内容を規定する命令を發すること。

一、本訓令に基き、發行されたる割當証明書による購入又は製作証文は、右の如く、何人によることを認めず、最優先順位として取扱ふこととする。従つて生産業者、販賣業者又は内閣訓令第十二号に規定する超過資材の保有者は、左に掲げる場合を除き、如何なる証文、契約約束にも先行して、その資材又は製作品を、公定價格をもつて、引渡さねばならない。

場合

一、証文と非の資材又は製作品を現に保有しておな

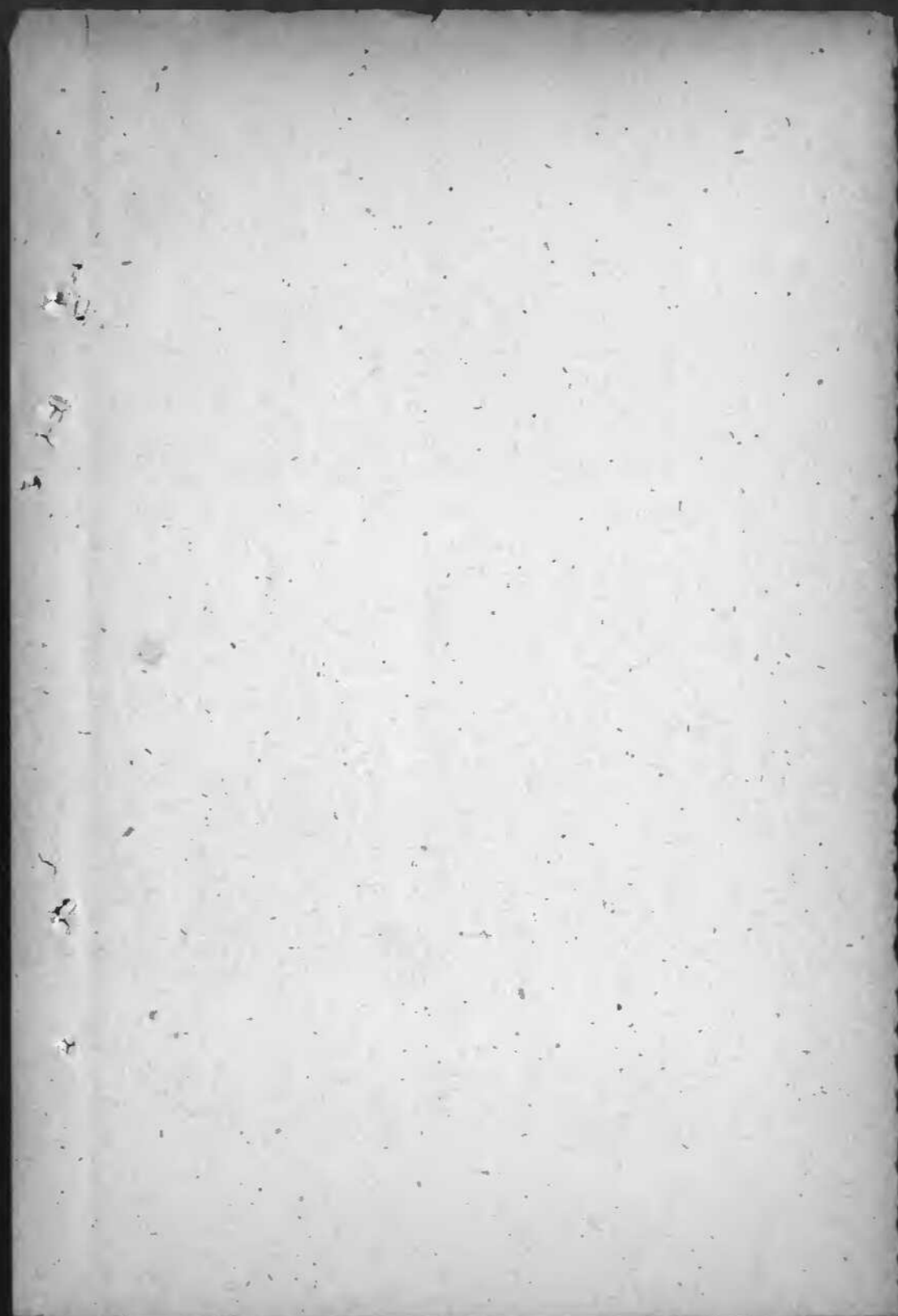
二、石炭生産用又は運合單により正式に發行せられたる

註文書は必ず先約註文の如く既に引渡すべく豫定し
てあるものとする。其の作品の全部の引渡すべく、且つ前記註
文證明書は必ず註文の引渡すべく豫定することにより、右の
夫々の先約註文の引渡すべくを妨げる場合、尚、この場合
に於いては本訓令によるものは、右先約註文の次位
に於くこととする。

四 主務官廳は本訓令に基いて発行される割當證明書を
呈示してその資材の輸送の申込みを受けずる場合は、米
麦等、主要食糧及び石炭生産用又は運送車により正式
に発行せられたる書類に於ける資材の輸送と競合する場合
を除き、最優先順位をもつてその輸送を引受けけること
とする。

二枚が巨め小運送等については所要命令を發するこ
と。

第二條 主務官廳は本命令にたいする違反行為が發生した
場合は、直ちに所轄地方検事局に委細を報告し、その寫
を經濟安定本部に送附することとする。違反者はたい
しては臨時物資需給調整法の規定する罰則を適用するよ
う直ちに所要の手続を講じなければならぬ。



(別表)

様式 ㊟ 炭礫労働者住宅建設計画書『全資材割当証明書』

建築士名氏又証名稱	戸数	一戸當り	總計
建設(又は補修等)計画	(ア)	(イ)	(ロ)
着工徵定期日			
完成徵定期日			
建設現場所			
所要資材			

(中)		(表)		度)	
品名 (A)	種類 (B)	規程 (C)	坪当り量 (D)	坪当り量 (D)	總量 (E)

1. 此の通り建築を認可する。

上記資材は省令第 号により、本証明書に記載せられた住宅建設計画のみに使用される。

昭和 年 月 日

主 務 官 廳 印

裏面白紙

労働用物等事業中央協議會の
趣旨並にその任務案

(昭和ニニ一ニニ
経安本第四四)

一、趣旨

我國經濟復興の爲には総合的見地に立脚し主要産業に於ける生産力の増強等を図ることが緊要であるが労働施策の一環として主要産業従事労働者等に対しその労働生産性の保持向上を期する爲食糧の加配その他労働用物資の特別配給を行うこととした。而して従来之尋常業務は單に關係各省間に於て夫々適宜実施し居り、その間総合的連絡調整に欠け、時に不均衡を生ずる虞もあつたので、現下の極めて限られたる物資の最大効用を發揮させる爲食糧事情好転の機会に經濟安定本部

4
VP

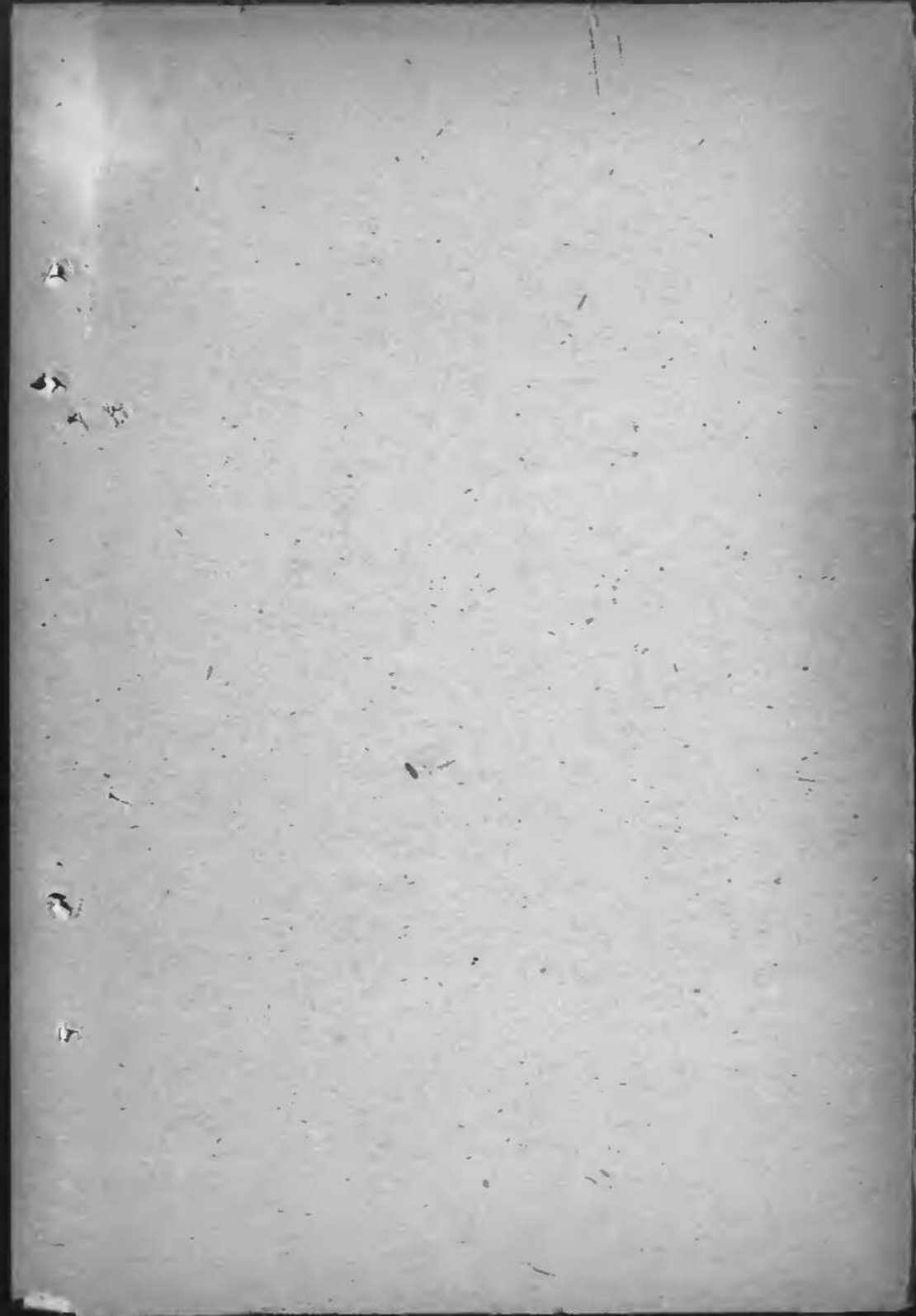
に於て之が基本計画を樹立し今後之を総合的合理的に調
整する様去十一月二十九日閣議により決定した。
就ては今後経済安定本部に於て右基本計画策定するに際
し廣く各界の識者よりなる勞務用物資対策中央協議会に
之を諮りその運営の全きを期したい。

三 任 務

前述の如く経済安定本部に於て策定する基本計画に対し
夫々の見地より廣く検討して意見を具申しその運営の全
きを期するに在る
而して右基本計画に關し協議すべき事項は概ね左の如
く予想せらる。
一 加配対策業務の再検討

- 二 現場勞務者並 現場職員数の再検討
 - 三 加配物資品目
 - 四 基準割当方針（合理的配分方針）
 - 五 具体的品目毎の基準割当量（不均等の是正）
 - 六 適正配給機関及その配給方法手續等
 - 七 幽霊人員の撲滅及横流川若くは二重加配防止
 - 八 その他必要なる事項
- その他参考として順位表に対する意見提出

三 構 成（別紙）



85

寫

經本四第~~二~~七號
昭和三十一年一月二十九日

(寫)地
地方商工知事殿
地方鐵道局長殿
地方海運局長殿
地方通信局長殿

經濟安定本部第四部長
戰災復興院計画局長
厚生省勞政局長
農林省總務局長
商工省總務局長
運輸省陸運監理局長
運輸省海運總務局長
通信省總務局長

10-4

29

労務用物資対策に関する件

首題の件に關しては別紙各年十一月二十九日閣議決定「労務用物資対策に關する件」に依り基本方針が定められたのでこれが運営に關しては概ね左記に依り適宜貴管下の実情に即應する様その万全を期せられたい。

記

- 一 中央に於ける労務用物資対策協議会の例に倣い地方に於ける労務用物資配給の円滑適正を期するため労務用物資対策地方協議会を設置すること。
- 二 同一地方に右協議会が二以上設置せられていたりとき（例 都道府縣関係の他に地方商工局 地方鉄道局 地方逓信局関係等）のものあるときは互に関連性が深いもの

で関係主務官廳間に緊密な連絡を保持すること。

三 労務加配対象事業所（工場、事業場等）に対する最終

割当は政府直配分を除き、都道府縣に於て決定すること。

右に関し地方商工局その他関係官廳に關連ある業種につ

いては当該関係官廳と連絡の上決定すること。

四 都道府縣における本業務実施については左の諸点に留

意すること。

(一) 本業務は（資糧）食糧課、商工課、労政課、勤労課

及事業主務課等各課に關連を持つ故關係各部課間に常

に緊密なる連絡を保持するため適當なる機關（例、幹

事会等）を持つこと。

而して右機關の庶務は労政課（給與主務課）を以て担

當せしめること。

(二) 労務用物資配分については労務用物資対策地方協議

会に諮り配分要領（別添参考）を定めて確實適正な配

給実施を期し時に加配範圍の逸脱横流れ又は二重配給

の起らぬ様にする。

(三) 労務加配は本来労働生産性の保持昂揚を期するため

のものであるから労働者の勤怠生産能率等に即應して

勘案するべきでこの点の監査助行を図ること。

(四) 事業所に於ける末端配給については経営協議会、労

働組合又は使用有側及過半数の労働者側よりなる配給

協議等適當なる機關に諮りその公正を期する様指導す

ること。

(五) 本業遂行のため時に勤労者の活用を図ること
(六) 管内事業所に於ける配分方法、受配人員、加配数量
その他本施策上必要なる具体的諸事項に關しては労政
課、給子主務課に於て常時把握しおくこと。

労働用物資対策中央協議会に關しては別途参考通牒する。

別添

- 第一 工場事業場及日傭労働者用物資配分要領(試案)
一 一般工場事業場労働者(現場職員を含む)及日傭労働者の配分要領は本要領に依ると本則とする。
- 第二 労政主務部は勤労者として工場事業場別労働者数と調査報告せしめ労働者数調査台帳を備付けること。
労働者数調査台帳は移動を毎月報告せしめて訂正し重複配給等の防止に努めること。
- 第三 工場、事業場、組合、昇場等の別に割当数量を決定したるときは労政主務部は当該物資主務部より購入票の発行を受けこれを所轄勤労者に送付すること。
- 第四 勤労者は購入票を夫々当該受配責任者に交付すると

共に配給の円滑厳正を期するため十分指導監督するこ
と。

第五 受配責任者は前項の購入票により指定の配給所より
購入して労働者に配給すること。

前項の場合労働者別の購入票は受配責任者に於て取ま
とめる様適宜措置すること。

第六 勤労者には割当を明確ならしめるため左の簿冊を整
備すること。

一 労働者用物資割当簿

二 労働者救調

三 就労状況調査表

第七 受配責任者には左記簿冊を整備せしめること。

一 労働者名簿

二 就労日誌

三 就労日計表

四 労務特配明細簿

第八 受配責任者が不正の申告をなしその他不正の行爲が
あつたときは適宜な制裁的措置を講ずること。

(備考)

一 事業の性質上勤労者(日傭勤労者を含む)の限保し
ない労働者(例 開墾事業)に対しては別途適宜考慮
するものとす。

二 購入票の発行は物資主務部又は労政主務部のいづれ
かに於て便宜取纏め行う様考慮するものとす。

三 物資の種類に依り勤務署を經由せずして直接受配責任者に購入票を送附するを可とするものは適宜の方法によるものとす。

別紙

労務用物資対策に関する件

(昭和二二、二、九閣議決定)

我國經濟復興の爲重要産業に於ける生産力の増強等を図ふことの必要大なるに鑑み、食糧の加配其の他労務用物資の特別配給を行うこととし、これが爲各事業に關し既に左記に依り順位表制を採用する。

記

- 一 經濟安定本部に於て可及的速に關係各省と協賛し、若し職業に關する順位表を決定し、我國經濟再建の他優先に最も緊要なるものを選定する。
- 二 順位表に掲ぐる事業に特優先的に特配すべき物資の範圍は左に掲ぐるものとす。

(一) 労働者の作業に必要なもの

作業用必需品

(二) 労働者に特配するもの

食糧品、嗜好品

受配労働者の範囲は現場労働者及現場職員に限るものとす。

三、経済安定本部は右表に掲げられたる産業若は職業

に從事する者に対し前項物資の特配に付関係各省及中央

産業団体、労働団体代表者並に学識経験者を以て組織す

る労働用物資対策中央協議会に諮り基本計画を協議決定

する。

四、所定若しくは基本計画に準拠して実施したるときはこれ

を経済安定本部に報告するを要する。

四、各地方主務官廳は、各廳関係官及産業団体、労働団体

の代表者等を以て組織する労働用物資対策地方協議会に

諮り地方に於ける特配物資の円滑適正を期するものとす

る。

五、労働用物資特配は労働者の勤怠、能率等に即應せしむ

る如く加減し、以て生産増強に資す様考慮する。

六、労働用物資特配の實施に當つては末端配給の迅速確実

を期し得る様特に考慮する。



3-1-d

勞務用物資対策中央協議會開催に當り經濟安定本部として
豫め決定し置くべき基本方針について

(三三、二、二 経本第四部)

- 一、勞務用物資中主要物資については客年十一月二十九日閣議決定に基き經濟安定本部にて総合的計画を樹立し四月以降新年度より強力に実施の必要なきや
- 二、右物資について基本計画をいかに策定すべきや
- 三、勞務加配は勞働生産性向上勞務者生活安定確保のため緊要缺くべからざるものであるが、今後之が運営の基本方針は如何に定めるべきや
- イ、強化擴充すべきや
- ロ、現状維持とすべきや

58

ハ、加配物資の生産縮小に伴ふ縮小すべきや

四、配給操作輸送の不円滑に基因し運缺配の生起せる場合の勞務加配運営に因する處置方策如何

五、勞務用物資付之を報奨用物資及勞務用物資に劃然區別する要なきや

六、現地軍より各個の物資につき各因係官廳に各個の指令あり統一を缺く莫多き故經濟安定本部にて大宗を纏めG、H、Qと交渉し現地軍よりの各個の指令を排除する要なきや

113

60

炭礦労務者所要物資供給確保対策(案)

昭三二・二・二五

昭和二十一年度第四、四半期物資需給計画の策定に当り国内
 施策の一切を石炭の増産に集中する方針が決定せられたが
 其の施策の重要な一環として物資需給の極めて逼迫した
 折柄ではあるが炭礦労務者へ坑内外現場職員を含む以下全
 員の作業上及労働力再生産上必要なる物資は勿論その家
 族の生活上必要なる最低限の物資について、労務者が後顧
 の憂なく作業に挺進し得るやう極力之を正常経路によつて
 括優先確保し昭和二十二年度三千万吨の生産目標を達成す
 る基盤たらしめると共に配炭の適正なる実施を図るため既
 に実施中の主食其の他物資加配の措置を含め今後新に左の

三
 40
 37

措置を講ずるものとする。

一 本措置は昭和二十二年二月十日附内閣訓令第三号指定配

給物資配給手続規程第三條第七号に基き経済安定本部総

裁の主務大臣に対して発する指示等によりこれを執行す。

二 主務官廳は右の指示に基き左の措置を講ずる。

(一) 主要食糧については既に実施中の措置を一層円滑化するための措置

(二) 生鮮食料品については都道府縣別、出荷機關別出荷割

当、出荷と生産資材とのリンク制の実施等大消費都市

に対する供給確保に準じた措置
(三) 其の他物資については配給計画数量中より炭鉱労務者

用として優先的に特定する措置

(四) 各物資を通じ優先的に一括配給を確保するため出荷機

関へ又は地方卸機関へ各炭坑物資配給機関へ又は地

方石炭鉱業会へとの直結を図る等末端配給機構に対す

る特別措置

三 本措置により優先確保すべき物資及数量は左の通りとする。

(一) 食糧

炭鉱労務者については最重労務者である採炭夫につき、

一人一日当熱量三六〇〇カロリー、蛋白質一〇〇瓦以

上を確保することを目標とし、その家族については一

般配給基準量を遅滞なく配給することを目途として左

の品目につき左の割合で供給を確保する。

主要食糧 (一人一日当)	六合	三合	抗内労働者 抗外労働者を除く	考
全 (増量)	一合	一合		
味噌 (一人一月当)	三六〇匁	一八〇匁		
醬油 (一人一月当)	五合	三合		
塩 (一人一月当)	抗内 四〇〇匁 抗外 三〇〇匁	二〇〇匁	抗内特に高温なる炭疽の抗内労働者に対しては別に一八〇匁と加配する	
蔬菜 (一人一日当)	六〇匁	三〇匁	年間平均一日当配給基準量であるから季節的には増減がある	
魚介類 (一人一月当)	三〇匁	一〇匁	全石	
罐頭詰 (一人一月当)	二匁			
入道バター (一人年間)	一匁		食用油を以て代替することがある	

(二)嗜好品
特に報償用の意味を含め一般労働者に対しては酒及煙

草を 未成年及婦女子労働者に対しては生味を左の割合で夫々特配する。

酒 (家庭配給を含む)	一人稼働日一日当	一日	一人一月当	六合五	未成年及婦女子労働者
煙草 (特配分)	抗内及抗外を通じ計画生産数量以上の増産に対し平均一人一月当五〇本				
甘味品 (キャンデー)			一人一月当	一五〇匁	

(三)作業用品及日用品
年間必要更新量の確保を目標とし左の品目につき左の割合で特配する。

- 作業衣 一人年間 一五着 (可及的に作業服とする)
- 軍手 " " " " 四双
- 軍足 " " " " 二足 (ゴム靴使用者のみとする)

地下足袋

八足

ゴム長靴

年間総量約

一三〇、〇〇〇足

(主として北海道とする、但し半長を含む)

ゴム炭底靴

七〇、〇〇〇足

(主として北海道とする)

ゲートル

一人年間

一五足

(男子労働者のみとする)

寝具

三組

(蒲団、綿被及又は毛布とする)

タオル

二本

襪

二本

石

一人一月当

坑内 五個
坑外 三個

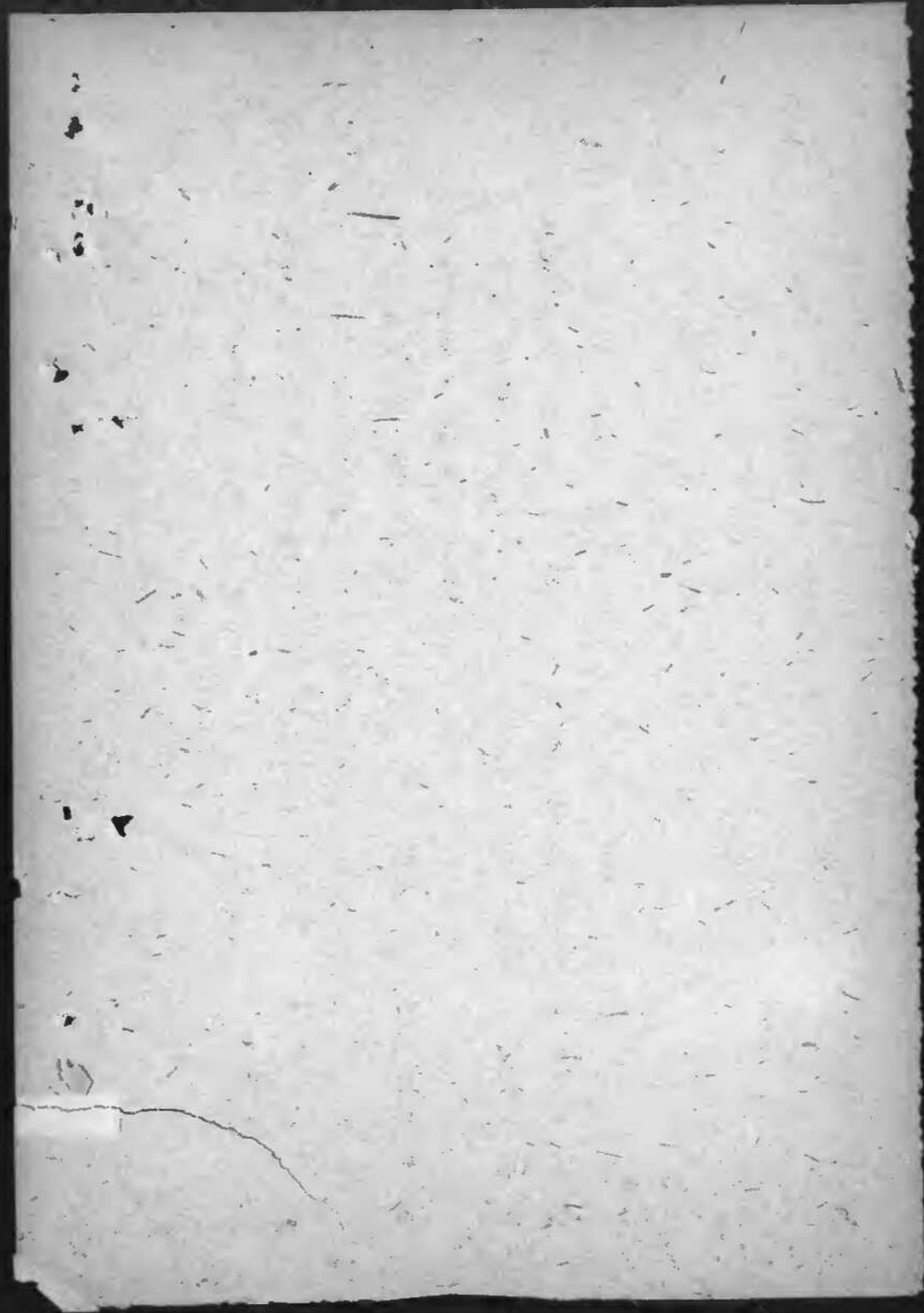
右の外水中長靴については必要ある炭坑に対し必要なる限度に於て特配をなすと共に肌衣類等については可及的に特配の増加につとめる。

四三により優先確保される物資の炭坑内部に於ける配分に

ついでには経営協議会を活用する等の方法により各炭坑の
実情に即應した措置をとらせるが特に坑内労働者を優先
するよう考慮を拂ふものとする。

五本措置により優先確保すべき物資の輸送については特別
の措置を考慮するものとする。

六本措置は既に実施しつつあるもの、外、急速に諸般の準
備をすゝめ遅くも四月より実施し得る如くするものとする。



244

昭和二十二年三月十三日

殿

經濟安定本部第四部長

労務用物資対策地方運営について

標記については本年一月二十九日付経本四第ニ七号費都道府縣長官宛各省連名通牒により、それぞれ遺憾なく実施せられつゝあること、存するが、地方協議会の組織、運営上の参考にするため、労務用物資対策中央協議会委員名簿（別紙一）及び同小委員会委員名簿（別紙二）を送付するから、さき連名通牒と同封送付し、且つ労務用物資対策中

10-4

災協議会委員経験方には関する件は、ことごとくは御参考の上遺憾なきを期せられたい。
また第一回労務用物資対策中央協議会におかれ左記の如くその任務より、次に運営方法を決定し、互に御参考までに通知する。

記

一 本協議会において審議すべき事項は左の通りとする

一 加配対象業種の再検討

一 現場労務者並に現場職員数の再検討

一 加配物資品目

一 基準割当方針（合理的配分方針）

一 国産品の品目毎の基準割当量（不均等割当）

- 一 公正配給機関及びその配給方法手続等
- 一 凶凶重人員の撲滅及び積重ね若しくは重加配防止
- 一 以上の他必要なる事項
- 一 その他参考として順位表に対する意見提出
- 二 本協議会の審議の進捗を固るため小委員会を設ける。小委員会委員の人数は大体十五名程度とし、その選出は関係官廳の幹事に一任する。
- 三 本協議会委員は小委員会に対し書面を以て、又は必要のるときは出席して意見、希望等を述べることとなる。但し小委員会における表決権はない。

別紙一

勞務用物資對策中央協議會委員名簿

(順不同)

會長

經濟安定本部總務長官

委員

勝賀嶽

第三部長

同

北岡

第四部長

戰災復興院

財津

計画局長

內務省

田中

警保局長

厚生省

吉武

勞政局長

農林省

遠藤

總務局長

商工省

吉田

總務局長

運輸省

中島

鐵道局長

運輸省	郵傳省	陸運監理局長
同	山崎 箱 運 務 局長	
逕	大野 總 務 局長	
勞働科學研究所	勝太 新 次 氏	
慶應醫科大學教授	大森 憲 太 氏	
九州帝國大學教授	高橋 正 隆 氏	
中央労働委員会事務局長	鉦 澤 巖 氏	
東京卸食糧官團理事長	井 上 啓 治 氏	
日本建設工業統制聯合理事長	竹 中 藤 吉 氏	
全國農業會議理事	東 浦 在 允 氏	
日本水産業會議理事	矢 野 重 吉 氏	
中央水産業會議長	本 下 浩 氏	

森永製菓株式會社社長	松 崎 半 三 郎 氏
全國炭鉱労働組合協議會議長	松 本 武 雄 氏
全國鉦山會常務理事	澁 谷 政 俊 氏
日本鉄鋼協議會專務理事	藤 井 丙 干 氏
全國礦山工業労働組合聯合會會長	東 海 林 實 一 氏
機械工業聯盟會會長	秋 田 政 一 氏
日本纖維協會理事	大 幡 久 一 氏
化學工業聯盟連絡部長	由 畑 平 四 郎 氏
日本榮達電株式會社理事	櫻 井 啓 三 氏
造船団体協議會常務理事	滝 山 一 敏 夫 氏
全日本港灣労働同盟	岡 頭 境 由 義 氏
中央銀行委員長	大 野 健 三 氏
全日本通運労働組合執行委員長	

臨時委員

日本私鐵労働組合連合会
副委員長 長
全日本労働組合連合会
事務局長
日本海員同盟
副委員長
全日本労働組合連合会
事務局長
全日本労働組合連合会
事務局長
全日本労働組合連合会
事務局長

田宮 忠一氏
加美山 芳樹氏
地主 後夫氏
西 孝雄氏
海老原 哲氏
中原 淳吉氏
原 虎一氏
花塚 正吉氏
仲矢 虎夫氏
稻川 官雄氏
前尾 主税局長

大藏省 原 專賣局煙草部長
厚生省 丙田 專賣局酒類部長
農林省 三水 公衆保健局長
同 長谷川 食糧管理局長
同 坂田 食品局長
商工省 鈴木 紙織局長
同 三木 化學局長

別紙二

勞務用物資対策中央協議会小委員会委員名簿

労働科学研究所	勝木新次氏
慶應医科大学教授	大森憲太氏
中央労働委員会事務局長	船橋巖氏
全日本産業別労働組合会議幹事	中原淳吉氏
日本労働組合総同盟	原虎一氏
全日本労働組合会議	花塚正吉氏
日本産業協会産業部部長	仲矢虎三氏
商工組合中央会常務理事	福川宮雄氏



炭鉱労働者所産物資供給確保対策

昭二二、三ニル 閣議決定

昭和二十一年度第四四半期物資供給計画の策定に際し、国内政策の一切を石炭の増産に集中する方針が決定せられた。が其の施策の重要なる一環として物資供給の極めて逼迫した折柄ではあるが炭鉱労働者（坑内外現場職員を含む）以下全般的に作業工及労働力再生産上必要なる物資は勿論その家族の生活上必要なる最低限の物資について、労働者が収入の要なく作業に専進し得るやう極力之を正常経路により一括優先確保し昭和二十二年度三十万担の生産目標を達成する基盤をとりしめると共に、既成の適正なる更産を図るため、既に実施中の主食其の他物資削減の措置を合め今後新に

1.0.5

の措置を講ずるものとする

一 本措置は昭和二十二年二月十日付内閣訓令第三号指定

の輸送物資配給手続規程第三條第七号に基き従前所定

総裁の主席大臣に對して悉く指不等によりこれを執行

二 主席大臣は右の指不に基き左の措置を講ずる

一 主要食糧については現に実施中の措置を一層内省化

するための措置

二 生鮮食糧品については都道府縣別、出荷農園別、出荷

別、出荷と生産資材とのリンク制の実施等、大消費都

市に對する供給確保に準じた措置

三 其の他物資については配給計画数量中より炭飯労務

者用として優先的に特定する措置

(四) 本物資と通じ優先的に一括配給を確保するため出荷

機内(又は地方卸機内)と各炭坑物資配給機内(又は

地方石炭炭業会)との連絡を図り等、末端配給機構に對

する特別措置

三 本措置により優先確保すべき物資反数量は左の通りと

する

(一) 食糧

労務者については炭飯労務の性質と稼働時間とに照

悉した所要数量と所要蛋白質量とを確保することを目標

とし、その家族に對しては一般配給基準量と選定

配給することを目途とするが食生活の急激な変化が労

務者に及ぼす影響を考慮し、且つ供給確保すべき食糧

中には遂に配給日課数量に達し難い糧のありしものし
 多し。其の當りば、左の構成を以て食糧の確保するに
 つとむる。但し附米制食糧の配給配給の整備によりて
 の日課数量を確保し給へば、是等の明かになつた場
 合、付米制食糧の見地を立脚して、労働者の主副食の構成
 を定むる。食生活の合理化により労働能率の増進を期
 するものとする。尚ほ公平協約の措置として、試験年度を選
 定し合理的給食の指導を行ふ。

主副食糧(一人一日当り)	六合	三合	配外労働者(除く)
食糧(一人一日当り)	一合	一合	
味増(一人一日当り)	三〇〇分	一〇〇分	
労働者	同家族	婦	考

配外労働者(除く)は、配給基準に依り、
 配外労働者を除く。

糖(一人一日当り)	二合	二合	乳製品は、市内労働者に対しては別に一人 一日当り一〇分を加配する。 (1) 平均平均一日当り配給基準量に依り、 食糧の不足は配給あり。 (2) 労働者の何れもは可及的により、 食糧の不足を補ふ。
塩(一人一日当り)	五〇分	二〇分	
油(一人一日当り)	六〇分	三〇分	
臭介類(一人一日当り)	三〇分	一〇分	
雑糧(一人一日当り)	三合	一合	
人造バター(一人年間)	一合	一合	食糧不足を以て、労働者に不足を補ふ。

(二) 嗜好品
 特ニ報備用の意味を合せ、一般労働者に対しては酒及
 煙草を、未成年労働者及び労働者に対しては嗜好品を反
 別合で支給する。

	此の労働者	此の労働者	本半労働者	婦
運	（運賃等） 毎日の日当	（運賃等） 毎日の日当		高徳炭坑の労働者 日の特長、区内労働者 に別の特長の考慮を要する
運	（運賃等） 毎日の日当	（運賃等） 毎日の日当		
日味高（引合）	（運賃等） 毎日の日当	（運賃等） 毎日の日当	一人一月当り 一〇〇〇〇	

三 作業用品及日用品

年間必要費、労働者の健康を保障し、その生活の安定に資する

- 作業用品
 - 作米衣 一人年当り 一、五着（可及的、作業服とする）
 - 手袋 四双
 - 靴 二足（ゴム靴、炭坑用者のかとする）

地下足袋

ゴム長靴 年間必要費 一三、〇〇〇 足（主として北海道内とする、但し半長靴含む）

ゴム足袋靴 一、〇〇〇 足（主として北海道内とする）

靴 一足（男子、務所の靴とする）

靴 一組（蒲団、蒲団袋又は毛布とする）

タオル 三本

手拭 二本

石鹸 塊内 五個
塊外 三個

石鹸の外水中長靴については必要ある炭坑に対し必要なる限度に於て特許をなすと共、靴衣類等については可及的、特許の増加に努めんとす

三、より優先確保される物資の炭坑内配に於ける配分

- 四、 以下の経営協賛会を活用する等の方法により各炭産
 の実情を即座に把握し、必要に応じて特に産内労務者を優
 遇するよう考慮を拂うものとする。
- 五、 本措置により優先確保すべき物資の輸送については特
 別の措置を考慮するものとする。
- 六、 本措置の円滑なる実施を図るため中央及び地方の炭産
 労務者用物資供給協賛会を改置する。
- 七、 本措置は既に実施しつつあるもの、外、急速に諸般の
 準備をすゝめ可及的の速く四月より実施し得る如くするもの
 とする。

H2

勞務用物資対策中央協議会協議試案

(三二四ニ大才四部勞政班)

近く開かるべき中央協議会の協議案は勿論小委員会において充分論議し取りまとめらるべきであるが当局としても豫め左記事項につき研究討議を進めておきたいと思う。

記

才一、一般原則

一 勞務加配の目的

我國經濟復興のためにはその原動力をなす主要産業労働者等に対しその労働力の再生産に必要な程度之の食糧及作業用必需品その他物資を優先確保し得る様努めねばならぬ。

3.1.9
51

而してこれについては、客年十一月二十九日附閣議決定に基き、経済安定本部において総合的計画を樹立、実施するに必要となつては、未だ諸般の準備整はぬため、全般的発足が立遅れてゐる状況である。

然るに今日の経済の実態としては、傾斜生産も即効を上げ得ず、又一方給与問題とも絡み、給与審議会においても、労務加配の拡充、確保を強力に希望する意向が見えるから、この際、経済安定本部においても、労務加配は、労働生産性の保持、労働者生活安定確保のため、緊要欠くべからざるものであることを再確認し、萬難を排して、その強化、拡充を図る様運営方針を定めるべきである。即ちこれ

を具体的に云へば、加配物資が生産縮小する場合にも、縮小すべきでなく、拡充につとむべきである。

二 一般配給と労務加配との関係

今日我々としては、労務用物資を労務加配として配分する建前をとつてゐるから、原則としては、重要産業労働者は一般配給とは切り離し、全然別個な体系の下に、必需量の配給をうけることにはならない。

然しながら、供出、輸出、配給操作不円滑等に基因し、遅欠配を生ずる場合には、労務加配の優先確保を原則とし、就中重要産業労働者については、格別の考慮を拂ひ、これが確保に努めるものとする。

三 労務加配の対象

差當り重要産業に従事する現場勞務者及現場職員に限
るものとしその他の勞働者については今後研究を加え
る。

従つて家族は対象外のものとする。

第二 個別的事項

以下諮問事項順に記述する

一 加配対象業種の再検討

加配対象業種は具体的加配品目毎に具体的に決定さ
べきであるが、現在暫定的に定められている米につい
てこれを再検討して見ると新に附加すべきものとして
次の様なものが考へられる。

大都市所在小学校教員

二 現場勞務者並に現場職員数の再検討

一 昨年末現在の各省関係産業別職種別勞務者数調

又 最近の内閣統計局産業別勞務者取調

等を基準として再検討し尚今後定例的に関係各省よ

り報告を求め補正する

三 加配物資品目

加配物資は作業用必需品、食糧品及嗜好品に分れるが
差當り予定品目としては左記に限定し、且つ可能のも
のから重点的に推進する（別紙勞務用加配物資予定品
目表参照）

主食物
副食物
嗜好品
調味料
鐵錐製品
化学工業品
その他

特殊品目については当該需要官庁と各物資、主務官
庁との別別的な折衝に委ね要すれば至安本も協力す
る程度とする

四 基準割当方針（合理的配分方針）

一般加配と合せ（現場） 労務者（現場職員を含む以
下同じ）の労働再生産に必要な栄養量及当該作業の
労作量並に作業に従事するための作業用品消耗度合報
奨的見地等を勘案しこれらの要求を充足することを目
途とせねばならぬが具体的には各品目毎にこれを定め
ねばならぬ

（一）配分区分

農村向米麦等主要食物の供出等に対し特に政治的考
慮をも加えられた報奨用物資を除き、その他の一般
労務用物資の配分については左の如き区分が考へら
れる

（二）政府直配制

(2) 中央指定制
 (3) リンク制
 (4) 地方指定制

而して(3) リンク制については、労務加配の性質上、厳密に云うと色々議論を生ずるか、統制強化上必要物資を配給ルートにのせてくる一手段としては一應許さるべきであらうか

(=)

一般方針

- (1) これを物資分類別に考察すれば
 (イ) 食糧品……必需栄養量
 (ロ) 作業用必需品……消費度合

充足

(ハ) 嗜好品……奨励報奨的勤労意欲の増進を目的として夫々基準量を決定すべきである

(ニ) 食糧品及び作業用必需品については夫々科学的合理的基準に基き各品目別に業種別最低必需基準量を算出する

これがため各職種別労務者構成を基礎とし職種の實質的内容を検討し産業別の必需基準栄養量及作業用必需品の消耗度等に関する研究を科学的に推進していくその際食糧品については主食品を副食品との配分比についてもこれが供給見込量等を勘案し年度(半年度)別位に妥当なる比率を決定する

(7)

嗜好品については奨励報奨的加配を原則とする。但し主食と異り数量も極めて限定せられており普遍的に行き渡らないのでその配分は左による。

① 酒、煙草の類は成年男子労働者向のものは男子、甘味料の様な女子年少労働者向のものは女子、年少者に優先的に配分する。性別、年令別を考慮する。

② 対象業種は順位表に従ひ重層的に決定する。

③ 一定量を定期奨励用とし、他を増産報奨用とする。

右の場合前者については一部奨励加給用として留

保しておくことも考之られる

之を要するに嗜好品については各品目の特性に應じ生産意欲増進のため夫々最大効率を發揮する様に配慮せねばならぬ

(4) 基準量には原則として地域差を設けない

(三) 加配総量の不足減少による善後措置生産の絶対的不足供出不振その他事由により一般方針により定めを業種別の基準量により難い場合には已むなく重点的に左によりてこれを圧縮する

(1) 最高順位の産業については最優先確保を建前とし原則として圧縮しない
并二順位以下のものについては高順位のものより

六

優先確保する。従つて低順位のものから高順位に向つて順次基準量を削減又は削除する。

(2) 右削減又は削除の場合特に必要あるときは当該業種の特定工場事業場の指定割等の方法により加配を継続し以て生産の有機の連関を害はぬ様充分考慮する

五 具体的品目毎の基準割当量へ不均衡の是正
現在迄に一応決定したものは米及酒（別表）の二種であるが直ぐ煙草についても別表案により決定したい。

而してこれが不均衡の是正について具体的希望は判然せぬが、同種の業態については官業民業の差別を撤廃するに及主食品については最低必需栄養量充足を以て限度としこれに他の考慮（政治的）を加えぬこと等の強い希望がある。
次に米につき加配対象業種の再検討に伴ふ新基準割当量を追加決定すべきものを掲げる。

- △ △ 何合
- △ △ 何合
- △ △ 何合

六 適正配給機関及其の配給方法手続等
従来存在していた各種統制団体が解消し、近く指定

配給物資の切符制（二二、二一）内閣訓令第三号指定
配給物資配給手續規程）及び配給公園制実施に伴い
漸次配給機関の整備がなされ配給方法も的確になる
と思ふが、我々としてはその迅速化を特に要望した
い、
主として前号及本号に照応し、地方関係廳の事務處
理のため物資對策地方運営要領を別紙関係省連名を
以て通牒してある。

七、幽霊人員の撲滅及横流れ若は二重加配の防止配給機構
の整備に伴い配給方法、手續等に嚴密な検討を加え修
正すべき處を発見したるときは速かに是正措置をとる
一方、實質的には第一線機関たる労働基準監督署等の

活用強化を圖ると共に工場事業場における労働組合に
對し絶えず労務加配の趣旨よこれを公正に配分すべき
所以を徹底せしめ常に当該工場事業場に対する加配の
実情を明にしおき、その全面的協力を仰ぐものとする。
而して業種により労務者の浮動性の多いもの及稼働場
の移動性の多いものについて、は稍もすれば弊害が起り
易いから特段の注意を要する。
一案として地方において、は毎月の入荷量及工場事業場
別割当量と残高等の一覽表を整理しおき、隨時監査に利
用する。

ハその他必要なる事項

(イ) 隠匿藏物資並に擴発物資等を経安本において確保し

労務用物資についてはこれを労務加配数量に繰り入
れる。

(2) 加配物資の品目、数量、時期等を決定したとき、中央
又又は府縣別に新聞、ラヂオ等により通知させる。
但し余り早すぎて現物が確定容易に出来ない様なものは
ある場合には発表を考慮する。

(3) 中央の計画方針と地方機関の取扱との間に喰違を来
さぬ様注意すること。特に第一線末端における事務
齟齬のため間隙、喰違を生じて、そのため反つて労
務者の生産意欲を減退せしむる様なことは厳に慎し
む。

(4) 労務者数、加配基準量、順位表等の改訂は差当り要

すれば随時これを行う。

(5) 労務用物資の配分は経済復興、民生安定上必要なる
労務者の生産性の保持向上のために経安本において
総合的見地に立ち一元的に施策することに存つたの
であるが、G、H、Qに對してはこの趣旨と各物資の
配分方針要領並に具体的計画を報告して個々の物資
に對して現地軍測より特別の事由ある場合は別とし
て個別の指令を發することのない様に諒解を求め
おく。

その他順位表についての参考意見

(一) 順位表は品目毎でなく一般的に定めるものとし重要産業

に於いては可及的網羅主義をとる。
(二) 稍もすれば本順位表を具体的基準(割当)量と混同され
易い様であるが、順位表は唯單に重要産業の優先順位を定
めたものであり、具体的基準(割当)量は各品目毎に当
該産業の労作量、消耗度等科学的合理的検討によつて定
められるもので、この両者を混同することは誤りである。
(三) 次に順位表無用論を唱えるものがあるが、(1)加配総量が全
対象労働者に充たれぬ場合これを優先確保すべきか、又
は(2)加配総量が削減される場合これをより削減又は削除す
べきか等の事案に対しては順位表制によることが最も妥
当と信ぜられる。

(一終り)

経本四第一七二号

昭和二十二年四月二十八日

経済安定本部第三部長

同 第四部長

財政復興院計画局長

厚生省 労政局長

農林省 總務局長

商工省 總務局長

運輸省 陸運監理局長

運輸省 海運總務局長

逓信省 勞務局長

各省 決裁 済

45

知事 殿

(寫)

地方商工局長 殿

地方鉄道局長 殿

地方海運局長 殿

地方逓信局長 殿

労働及公職業行政機構整備に伴う労働用物資対策に

関する件

労働用物資対策に關しては一月二十九日附経本四第二十七

号附録各省連名通牒により示達したるに、今般労働及公職業

行政機構の整備に伴い、労働署及び日僑労働者が廃止せらる

公共職業安定所が公共労働安定所及び公労政事務所に改置せら

九 尚ほ近く都道府県労働基準局及び労働基準監督署が開
設せられる予定であるので、今後一般労働用物資に関する
事務は左記要領によることに致したいのでその様と御配慮
願いたい。

記

一 経済安定本部は労働用物資対策中央協議会に諮つて決
定した基本方針に従い、関係各省と協議の上、中央にお
いて直接配分計画を構てるものを除く工場事業場に対す
る一般労働用物資については、都道府県別配分計画を樹立
したときは、当該配分計画を都道府県労働基準局に対し
て通知する。

物資所管中央官廳は右配分計画に従い、地方物資所管官

廳に対し所要の措置を講ずる。

二 都道府県労働基準局に関係各廳関係官へ都道府県労働
基準局、都道府県の物資並びに事業関係部局及びその他
の物資並びに事業関係官廳へ及び労資代表よりなる一般
労働用物資対策地方協議会を設置する。

三 都道府県労働基準局は中央指定のものを除く一般労働
用物資について、前号の地方協議会の意見を聞いて配分
要請へ地区又は業務別を作成して、これを地方物資所
管官廳に通知する。

地方物資所管官廳は右の通知に基づき、配分計画を決定し、
購入割当公文書の発行を行うものとする。

四 中央指定及び前号により決定した配分計画に基づき、都

道府県労働基準局は地方関係と合議して労働加配対象事業所へ工場、鉱山、事業場等への受配労働者に対する個別割当を決定し、購入割当公文書を交付する。

五、一般労働用物資の未端事務及び監査等は労働基準監督署においてこれをを行う。但し公共事業、進駐軍労働及び一般日傭労働者に関しては、公共職業安定所又は公共労働安定所においてこれをを行うものとする。

六、経本四第二十七号一月二十九日附各省連名通牒別添「工場事業場及び日傭労働者用物資配分要領（試案）」中「労働主務部」とあるは「都道府県労働基準局」とし、「労働署」とあるは「労働基準監督署」へ公共事業、進駐軍労働及び一般日傭労働者に関しては公共職業安定所

又は公共労働安定所とする。

七、労働基準監督署の行う事務は、これに附設に至る迄の間は都道府県労働基準局職員であつて、将来労働基準監督署要員たるべき者を労働事務所に駐在させて行はせらる。

備考

農林、水産用及び船員用等として地方配分するものについては従来通り地方廳において處理することとし、本通牒はこれを適用しない。

經本四第一七二号属

昭和二十二年四月二十八日

經濟安定本部第三部計部長
經濟安定本部第四部副部長

知事殿

(写) 地方商工局長殿
地方鉄道局長殿
地方海運局長殿
地方通信局長殿

労働及職業行政機構整備に伴う労務用物資
対策に関する件

標記の件に関しは本日附經本四第一七二号關係各省連名
通牒が発せられたが、此については若干の疑義を生ずる
虞があるので運営上の参考迄に左記事項について説明を加
える。

記

一本通牒は關係各省局長連名に於て居り一々各物資現局
局長名を掲げていないが、各物資主務官廳においてはその
該局長より夫々各現局と打合済になつてゐる。
尚本通牒字は中央においては内務省警保局、大蔵省主税
局專賣局及印刷局、厚生省勤労局及公衆保健局、農林省
食糧管理局食品局及水産局、商工省織維局及化務局、運
輸省鉄道総局職員局等に対して送附した。

37 d 53

二、本通牒は一月二十九日附通牒に対して厚生省労働及行政機構の整備に伴う事務調整を回つたにすぎないものであるから、先の通牒は本通牒によつて修正された事項以外はそのまゝ生きてゐる。従つて都道府県労働基準局に移管される部分については従来通り地方廳において処理するのである。

三、先の通牒においては切符制について明確な指示をしてなかつたが、その後今日においてはおおむねその機構並びに運営方針が明になつたのでその大綱を示した。但し指定配給物資について切符制の実施は既に実施された生鮮魚介以外は今の所不明であるから、その実施については何分の指示があるまでは従来通りの例によつて貰いたい。

四、本通牒第三号においては指定配給物資の配分は、物資主務官廳においてこれを決定し購入割当公文書の発行を行ふものとするを明にした。尚この点については本年一月十日附内閣訓令第三号「指定配給物資の配給手続規程」中特にその第三條第一号及第八号を参照せられたい。

五、本通牒第四号においては都道府県労働基準局は監督の立場上事業所の労働関係の实体を最もよく把握してゐるので、中央指定及前号によつて主務官廳が決定した配分計画に基いて地方關係廳と合議して労働加配対象事業所の受配労働者に対する個別割当を決定し、主務官廳の発行する購入割当公文書を取り次ぎ交付することにした。

尚従来割当は事業所單位に一括して決定される向が多か

つたが、今後は必ず労働者個人宛に切符が切られること
が明にされた。

六、備考として農林水産用及船員用等として地方配分するも
のは従来も第一線勤務署で関與していなかつたので、引
続き地方廳において処理することとし、本通牒はこれを
適用しないことを明にした。但し農林水産用といつても
食料品工業等における賃金労働者については都道府県労
働基準局において所管するものとす。尚
尚將來問題となる点があれば逐次通牒する。

裏面白紙

勞務用物資対策中央協議会協議試案

(二二、五、二一、労働局労政課)

近く開かるべき中央協議会の協議案は勿論小委員会において充分論議し取りまとめるべきであるが幹事会においても豫め左記事項につき研究討議を進めておきたいと思ふ。

記

第一 一般原則

一 勞務加配の目的

我國經濟復興のためにはその原動力をなす主要産業労働者等に対しその労働力の再生産に必要なる程度の食糧及作業用必需品その他の物資を優先確保し得る様努

めねばならぬ。

而してこれについては昭和十一年十一月二十九日附閣議決定に基き經濟安定本部において綜合的計画を樹立、実施することになつてゐるが未だ諸般の準備整はぬため全般的充足が立遅れてゐる状況である。

然るに今日の經濟の事態としては傾斜生産も即効を上げ得ず、又一方給與問題とも絡み、給與審議会においても勞務加配の拡充、確保を強力に希望する意向が見えるからこの際經濟安定本部においても勞務加配は労働生産性の保持労働者生活安定確保のため、緊要欠くべからざるものであることを再確認し萬難を排してもその強化拡充を図る様運営方針を定めるべきである。へ即ち

3-1-d

これを具体的に云えば加配物資が生産縮小する場合にも縮小すべきでなく拡充につくむべきである。

二 一般配給と労務加配との関係

今日我々としては労務用物資を労務加配として配分する建前をとっているから原則としては重要産業労務者は一般配給とは切り離し全然別個な体系の下に必需量の配給をうけることにはならない。然しながら供出、輸送、配給操作不円滑等に起因し遅欠配を生ずる場合には労務加配の優先確保を原則とし就中重要産業労務者については格別の考慮を拂ふことが確保に努めるものとする。

三 労務加配の対象

差當り重要産業に従事する現場労務者及現場職員（現場労務者と同程度の労働に従事する者に限る）に限るものとし、その他の労働者については今後研究を加える。従つて家族は対象外のものとする。

第二 個別的事項

以下諮問事項順に記述する。

一 加配対象業種の再検討

加配対象業種は具体的加配品目毎に具体的に決定されるべきであるが、現在暫定的に定められている米についてこれを再検討して見ると新たに附加すべきものとして次の様なものが考へられる。

△△△

△△△

二 現場労務者並に現場職員数の再検討

昨年未現在の各省関係産業別職種別労務者数調

又、最近の内閣統計局産業別労務者数調

等を基準として再検討し、今後定例的に関係各省より

報告を求め補正する。尚お労働基準局をして定期的に

的に現場労務者数（現場職員数を含む）を調査せし

めることとする。

三 加配物資品目

加配物資は作業用必需品、食糧品及嗜好品に分れるが

差当り予定品目として付記に限定し、且つ、可能のもの

のから重層的に推進する（別紙労務用加配物資予定品

目表参照）

主食物

副食物

嗜好品

調味料

纖維製品

化学工業品

その他

特殊品目については当該需要官廳と各物資、主務官廳との個別の折衝に委ねますれば経安本も協力する程度とする。

四 基準割当方針（合理的配分方針）

一般配給と合せ労務者の労働再生産に必要な栄養量及び作業に従事するための作業用品消耗度合並に報奨的見地等を勘案しこれらの要求を充足するに目を途とせねばならぬが具体的には各品目毎にこれを定めねばならぬ。

(一) 配分区分

農村向米麦等主要食物の供出等に対し特に政治的考慮をも加えられた報奨用物資を除き、その他の一般労務用物資の配分については業種別、品目別に左の如き区分が考えられる。

(1) 定額制

- (イ) 政府直配制
- (ロ) 中央指定制
- (ハ) 地方指定制

(2) リンク制

尚お、前者については必要に応じて当該業種の生産の実態に即し工場指定制を行うものとする。

(二) 一般方針

(1) これを物資分類別に考察すれば

- (イ) 食糧品……………必需栄養量
- (ロ) 作業用必需品……………消耗度合
- (ハ) 嗜好品……………奨励報奨的勤労意欲の増進を目的として夫々基準量を決定すべきである。

(2) 食糧品及び作業用必需品については夫々科学的合理的基準に基き各品目別に業種別最低必需基準量を算出する。

これがたの各職種別労働者構成を基礎とし、職種の
実質的内容を検討し産業別の必需基準栄養量及作
業用必需品の消費度等に関する研究を科学的に推
進していく。その際食糧品については主食品と副
食品との配分比についてもこれが供給見込量等と
も勘案し妥当なる比率を決定する。

(3) 嗜好品については奨励報奨的加配を原則とする
但し主食と異り数量も極めて限定せられおる普
適的に行き渡らないのでその配分はたによる

① 酒 煙草の様な成年男子労働者向のもの、
子 甘味料の様な女子年少労働者向のものは女
子 年少者に優先的に配分する様性別、年齢別

を考慮する

② 対象業種は順位表に従ひ重量的に決定する
③ 一定量を定期奨励用とし、他を増産報奨用と
する。

右の場合前者については一部奨励加給用として
留保しおくことも考えられる

之を要するに嗜好品については各品目の特性に應
じ生産意欲増進のため夫々最大効率を發揮する様
に配慮せねばならぬ。

(4) 基準量には原則として地域差を換付せし
(三) 加配總量の不足減少による善後措置生産の絶対的
不足供出不振その他の事由により一般方針により定

めた業種別の基準量により難しい場合には已むなく重点的に左によりてこれを圧縮する

(1) 最高順位の産業については最優先確保を建前とし原則として圧縮しない

第二順位以下のものについては高順位のものより優先確保する。従つて低順位のものから高順位に向つて順次基準量を削減又は削除する。

(2) 右削減又は削除の場合特に必要あるときは当該業種の特定工場事業場の指定制等の方法により加配を継続し以て生産の有機的連関を害はぬ様充分考慮する。

五 具体的品目毎の基準割当量へ不均衡の是正

現在迄に一應決定したものは米及酒（別表）の二種であるが近く煙草についても別表案により決定したい。而してこれが不均衡の是正について具体的希望は判然せぬが、同種の業態については官業民業の差別を撤廃すること及主食品については最低必需栄養量充足を以て限度としこれに他の考慮（政治的）を加えぬこと等の強い希望がある。

- △△……………何合
- △△……………何合
- △△……………何合

六、適正配給機関及其の配給方法手続等

従来存在してゐた各種統制団体が解消し、近く指定配給物資の切符制（一ニニ、二一〇内閣訓令第三号指定配給物資配給手続規程）及び配給公團制実施に伴ひ漸次配給機関の整備をなされ配給方法も的確になると思ふが、我々としてはその迅速化を特に要望したい。

主として前号及本号に照応し、地方関係廳の事務處理のための物資対策地方運営要領を別紙関係各省連名を以て通牒してある。

七、函靈入員の撲滅及横流れ若は二重加配の防止配給機構の整備に伴ひ配給方法、手続等に嚴密な検討を加へ

修正すべき矣を發見したるときは速かに是正措置をとる一方、實質的には第一線機関たる労働基準監督署等の活用強化を図ると共に工場事業場における労働組合に対し絶えず労務加配の趣旨上これを公正に配分すべき所以を徹底せしめ常に当該工場事業場に対する加配の實情を明にしおき、その全面的協力を仰ぐものとす。

而して業種により労務者の浮動性の多いもの及稼働場の移動性の多いものについて、稍もすれば弊害が起り易いから特段の注意を要する。

一案として地方において毎月の入荷量及工場事業場別割当量と従高等の一覽表を整理しおき、随時監査に利

用する。

尚、虚偽の報告等にもとづき受配した工場、事業場等
に対しては適當なる懲罰を考慮すること

八、その他必要なる事項

(1) 労務加配の実施状況を監査するための機構を整備
し常時監査を行うとともに、経済安定本部において
適時必要な監査を行うこと。

(2) 應取蔵物資並以摘発物資等を経安本において確保
し労務用物資についてはこれを労務加配数量に繰り
入れる。

(3) 加配物資の品目、数量、時期等を決定し、これを
中央又は府縣別に新聞、ラヂオ等により周知させる。

但し余り早すぎた現物が確實容易に未払い様子を
ある場合には発表を考慮する。

(4) 中央の計画方針と地方機関の取扱との間に喰違を来
さぬ様注意すること。特に第一線末端における事務
担滞のため開陳、喰違を生じて、そのための又つた行
務者の生産意欲を減退せしむる様防止を厳に慎む。

④ 労務者数、加配基準量、頭数表等の改訂は差当り
要すれば隨時これを進行。

(5) 労務用物資の配分は経済復興、民衆安定上必要
なる労務者の生産性の保持向上のために経安本におい
て総合的見地に立ち一元的に統制することとする。

ものであるから、(H、Q)に對しては、この趣旨と各物資の配分方針要領並に具体的計畫を報告して個々の物資について現地軍團より特別の事由ある場合、別として個別の指令を發することのない様に諒解を求めたお。

その他順位表についての参考意見

(一) 順位表は品目毎でなく、一般的に定かるものとし、重要産業について、可及的網羅主義をとす。

(二) 稍もすれば、本順位表を、具体的基準(割当)量と混同さず、水易い様であるが、順位表は、簡単に重要産業の優先順位を定めたものであり、具体的基準(割当)量は、各品目毎に当該産業の労作量、消耗度等科学的合理的檢討によつて

定められるもので、この両者を混同することには誤りである。

(三) 次に順位表兼用論を唱へるものがあるが、(H)配給総量が全対象労務者に充たされる場合、(H)を優先確保すべきか、又は(II)配給総量が削減される場合、(H)より削減又は削減すべきか等の事案に對しては、順位表制によることも最も妥当と信じられる。

(終り)

59

50

労務用物資の配当基本計画設定要領(案)

ニニ八三一
民生課

一 労務用物資の配当は労働力の再生産を可能ならしめ、労働の生産性を保持昂揚し、實質賃金の充実に及び、労働者生活の安定を通じて産業の復興を目的として、重要産業及び重要業務に従事する勤労者に対して、物資の供給力の許す範囲内において、一般民生用の最低限度確保との調整を図り、これを執行す。

二 労務用物資の配当の基本計画は、経済安定本部において、生活物資局において労働局と協議の上、生活物資の総合的需要計画の一部として、これを決定し、これを基準として、該物資の配給に關し権限のある主務官廳をして内閣訓令第三号指定配給物資配給手続規定に基き実施せしめる。

める。

三 労務用物資の配当は、原則として一般民生用の配当と區別し、労働加配として、これを行うものとし、作業用品など物資の特性、配当上の便宜その他特別の事由あるものについても、これを一般民生用と合せて配当する。

四 労務用物資の配当の対象は、物資供給力の現狀に鑑み、重要産業及び重要業務に従事する現場労働者及び現場職員であつて現場労働者と同程度の労働に従事するものとし、特別の場合の外その家族を含まないものとする。

五 労務用物資の配当対象の産業業務の種類は、労務用物資の性質、供給力、産業業務の重要性、労務の種類などにより物資ごとに定め、その区分は、できるだけ指定生産

31d
75

資材の割当に關する需要部門区分表（産業区分表）に準じて取扱うも差当り中央において特掲区分するものは概ね次の通りとする

- (一) 石炭 鐵業 (二) 亜炭 鐵業 (三) 鐵鋼業（但し重油を使用するものに重点を置く。）
 - (四) 化学肥料製造業 (五) 主要食糧生産業 (六) 蔬菜生産業 (七) 鮮魚介生産業 (八) 養蚕業 (九) 薪炭生産業 (十) 伐木業 (十一) 製材業 (十二) 硫化鉍々業 (十三) 鐵道軌道業（國鉄、私鉄） (十四) 港湾運送業
 - (十五) 船員 (十六) 遞信事業 (十七) 発電事業 (十八) 警察及び消防 (十九) 公共事業
 - (二十) 一開拓関係、土木建築関係 (二十一) 纖維工業 (二十二) 主要な輸出品
 - (二十三) 産業（但し輸出見込確定なものに限る）
- 主要食糧の配当対象の範圍は概ね現行通りとし供給力の

六、範圍内で若干の合理的変更を認める。

- の供給力、性質及び労務の種類により対象労務ごとにこれを定め、必要に応じて配当する物資の種類を増減する。
- (一) 主要食糧 (二) 鮮魚介加工水産物、蔬菜（漬物） (三) 味噌、醬油、食用油脂、鹽、麹、酒、(四) 塩 (五) 甘味品 (六) 酒 (七) 煙草 (八) 作業衣、紺織、軍手、軍足、靴、タオル (九) 地下足袋、ゴム靴 (十) 石けん
- 七、労務用物資の配当基準量は物資の供給力の許す範圍内で配当対象の産業級務間の均衡に留意し労務者の労働力再生産は略々必要に近い栄養量を確保し作業上に生ずる作業用品の消耗度合を勘案するとともに生産能率の増進

及び当該重要産業役務に従事することに対する報償の意
味を合せて最も生産、供出意欲の増進に有效なよう考
慮してこれを定める。

基準量は原則として地域差を設けないが、例へば米單作
地帯の米單作農家に対する報償的な労務用配当に関する
場合等別途閣議決定あるものについては合理的な地域差
を例外として認める。

八 労務用物資の産業役務種類別配当量は右基準量と経済
安定、本部において概定した産業役務別労務者数とによ
り認めらるる差当り労務者数は昭和二十一年四月内閣統
計局人口調査及び二十二年七月内閣統計局年次勤労統計
を基とし、中に二十一軍末現在における各省の推定など

3

を参考として補正した経済安定本部労働局の昭和二十二
年十月一日現在推定数によるものとする。

配当対象の各産業役務内の職種による区分け当分の内原
則としてこれをなさないこととするも別途研究の上職種
間における配当基準量の合理的な区分けをするよう考慮す
る。

産業役務別の労務者数、職種別労務者数、稼働状況の实
態把握に正確を期し経済安定本部労働局、労働省、労働
基準局、労働基準監督署は経営者及び労働組合の協力を
得てその常時正確な把握をする措置をとるとともに幽霊
人員、二重受配など不正受配の防止矯正を確實に行うも
のとす。特に浮動性の多いものについては特別の考慮

とするものとする。

右のため、毎月の受配数量、受配人員、受配者名、稼働
状況と記載した帳簿などを工場事業場に常時備へ、村、市、
町に送附をいよう措置する。

九、労務用物資の配当は、原則として定額制によるものと
リンク制によるものとに分つて、流通秩序確立のため及
び生産、供出に実効あらしめるため当面において、
ただけリンク制を換入するものとする。
又定額制によるものといえども、できるだけ稼働率、生
産量等に関係せしめ、又振動的意味のものに受配者にその
趣意を判然ならしめ、らう工夫して有効な利用を促せる
ものとする。

特に重要を置いてリンク制を拡大強化するものについて
は別途の記述を定めるも、生活物資である労務用物資の配当
については、リンク制をとる場合は同一対象産業稼働率の労務
用物資のリンク制により配当せられる生産資材と合せ、
その有効な実効をあげるものとする。

立-2-9

第一、目的

労務用物資確保対策要領（案）

（昭二九、八
E.S. B 労務局）

労務用物資の特配は経済再建の原動力たる重要産業（役務を含む、以下同じ）に供する労働者（現場労働者及現場職員）に於て労働力再生産のため必要なる主食其の他の食糧品、衣料其の他作業用必需品、勤労意欲向上の為必要なる酒、煙草等の嗜好品を優先確保することにより労働の生産性を保持昇揚せしめ共、に実質賃金の充実に通じ労働力の生活安定を図ることとを目的とする。

第二、方針

労務用物資の特配は別に策定する労務用物資特配基本計画に基いて之を実施する。

37

22-11

30d
79

前項の基本計画策定に當つては物質供給力の極めて低い現状を鑑み一般民生用物資との調整を考慮するが、労務特配の目的に鑑みて極力労務用物資を優先確保するものとし就中最重兵産業労働者用物資の絶対確保に努めるものとする。

第三、要領

一、特配対象労働者

差当り重要産業に従事する現場労働者及び現場職員（現場労働者と同程度の労働に従事するものに限る）とし特別の場合の外は家族は含まない。

対象労働者の数は最近に於ける総理庁統計局、労働省共の他関係各省調査のとの等を検討の上業種別に之を決定し必要に応じて男女別

年齢別、職種別等を明うかにする

二、特配対象業種及職種

特配対象業種及職種は重要産業及び重要職種に限り特配物資の品目、数量等を勘案し各品目毎に具体的に決定するが産業の区分及重要度は概ね指定生産資料割当産業区分表に基き作成した労務用物資特配産業順位表（別紙第一第二）に依る。

順位表により査定を行う場合に於て当該業種の削除が経済の有機的関連を著しく阻害する虞あるときは特定の工場事業場等の指定制により労務用物資の確保を図るものとする。

三、特配物資品目

特配物資品目は食糧品、作業用必需品及び嗜好品等とし其の範囲は

概ね別表（別紙第二）の通りとするが必要により更に品目を増減する。

四、特配基準量

労働者当りの特配物質の基準量は各物質毎に業種別、職種別、性別、年齢別等により決定されるべきでないが早急に合理的に詳細な結論を得ることは困難であるから差当り包括的に概ね業種別により決定することとし職種別以下の決定は別途研究の成果を俟つこととする。但し基本的に物質別には次のように考へる。

の食糧品

食糧品の特配は労働力再生産の為に必要な栄養量の充足を目標とする。二水がため各業種毎に当該業種内に於ける職種別労働者構

成を基礎とし各職種の実質的労働内容の軽重を検討して合理的業種別必需基準量を算出の上、食糧品の供給量とも勘案し特配品目毎に母当り業種別特配基準量を定める。その際要すれば主食品と副食品についての母当り配分比率をも定める。

(2) 作業用必需品

作業用必需品の特配は作業による消耗の補充を目標とする。従つて前号の方法に準じ各特配品目毎に業種別消耗度に応じた母当り業種別特配基準量を定めることが出来る。

(3) 嗜好品

嗜好品の特配は食糧品及び作業用必需品が直接労働上の需要充足を目標とするに異り専ら心理的に勤労意欲の昂揚を目標とする。

異り専ら心理的に勤勞意欲の昂揚を目標とする、従つて合理的科
学的に特配基準量を決定することは困難であるが、各品目毎の特
性に依り次のような方法により勤勞意欲昂揚の爲其の最大の効率
を發揮し得るよう考慮する、
①酒煙草の如く成年男子向のもの、成年男子を、甘味品の如く女
子年少者向のものは女子年少者を優先せしめるよう特に性別、
年齢別の考慮を拂ふ、
②酒、煙草、甘味品の相互の代替選択を認めらるよう考慮を拂ふ、
③一定量を定期奨励用とし他の一定量を増産等報奨用とする、

五、特配方式

一般勞務用特配物資の配分については物資の品目、数量勞働者の使

する業種又は職種の特性、及重要度に応じて概ね左の如き方式により
目的達成に努める、

①定量制とリンク制

必要量充足の爲には労働者單位当りの基準量を定めて配給する定
量制が適当であり、生産に対する強い刺激を必要とする場合は生
産量と特配物資とをリンクするリンク制を採用すべきである、特配
物資の種類について云へば嗜好品はリンク制により食糧品作業用
必需品等は定量制による配給を適当とする、産業的には原始産業
にはリンク制が近代産業には定量制を適当とする、
尚定量制によるもので、可能な限度に於て其の配給を稼働率等に
関係せしめ、又リンク制報奨用のものは特に受配者に其の趣旨を

別然せしめるよう工夫する必要がある。

②中央指定制と地方委任制

特に重要な産業については中央に於て業種、基準量を指示し地方庁をして特配工場、事業場労働者を選定せしめる中央指定制と中央に於て業種又は基準量を指示せず地方庁をして之を決定配給せしめる地方委任制がある。

尚此の際特に必要なる場合は中央に於て直接工場事業場等を個別的に指定する工場事業場指定制をとる。

第四、特配計画の決定及実施

一、労働用物資特配基本計画は右の要領により年間乃至四半期毎に経済安定本部（労働局）に於て同生活物資局共の他と合議の上）に於て策

定し労働用物資対策中央協議会に諮り閣議決定を経て実施するものとする。

関係各庁に於て右の基本計画に変更を及ぼすような措置をとらんとするときは豫め経済安定本部（労働局）に合議しなければならぬ。

二、右の基本計画実施の爲物資配給所管中央官廳は労働省及び需要所管中央官廳と協議の上実施計画を策定し内閣訓令第三号指定配給物資配給手続規定に基き配給を行ふものとし実施計画及実施の結果を経済安定本部（労働局）に報告するものとする。

三、物資配給地方廳は前号の実施計画に基き地方労働基準局と合議の上地方的実施計画を策定し労働用特配物資の割当を行う。此の際地方労働基準局に設置せる労働用物資対策地方協議会に諮問又は報告し

なければならぬ。

四、労務用物資購入割当公文書（消費者切符）を労働者に交付するは労働基準監督署に限るとし、但し基本計画又は法令に別段の定
ある場合は此の限りではない。

五、労務用特配の合理的運営を期する為肉俵廠は労働者数及稼働状況、工場事業場等の操業状況を常時的確に把握し、幽霊人員、二重特配等の総数を計らねばならぬ、このため経営者及び労働組合等に対し常時労務特配の実情を明にし其の協力を求める必要がある、特に未端購入割当公文書交付廠たる労働基準監督署の適切な運営により配給の厳正適確を期するものとする。

第五、監査

- 一、経済安定本部（監査局）及びその地方機関は肉俵廠並に重要工場事業場等に対し必要な監査を実施する。
- 二、労働基準監督署其の他の第一線機関は常時監査の任にあたる。
- 三、監査に際しては浮動性の多い労働者及び移動性の多い事業場等に特に留意する。
- 四、工場事業場等には常時労務特配に関する書類簿を整備し置くものとする。

第六、其の他

- 一、本要領は農林水産業に従事する労働者及び船員に対する労務用物資の特配については適用しない。

二 物資特配の際諮問委員会の諮問を要する旨の法令の規定を引用する
に当つては労務用物資に属する限り本要領中の対策協議会を活用す
るものとする。

三 中央の計画方針と地方の取扱との間に齟齬を来さぬよう、特に末端
に於ける事務上の齟齬により配給の遅延する等により反つて労働者
の生産意欲の減退を来すことがなきことなまやう厳に注意する。

四 隠匿物資、摘発物資等を経済安定本部に於て確保し労務用特配と
して適当なるものは原則としてこれらを労務用特配に繰入れる。

参考

勞務用物資の配当基本計画設定要領(案)

幹部会 九一九

(生活物資局)

- 一 勞務用物資の配当は勞働力の再生産を可能ならしめ、勞働の生産性を保持昂揚し、實質賃金の充實及び勞務者生活の安定を通じて産業の復興を目的として重要産業及び重要役務に従事する勤勞者に対して、物資の供給力の許す範囲内において、一般民生用の最低限確保との調整を図り、これを履行す。
- 二 勞務用物資の配当の基本計画は、経済安定本部において生活物資の総合的需給計画の一部としてこれを策定し、これを基準として当該物資の配給に關し、権限のある主務官廳をして内閣訓令第三号指定配給物資配給手続規程に

基き実施せしめる。

- 三 勞務用物資の配当は、原則として一般民生用の配当と區別し、勞務配給としてこれを行うものとし、作業用品を、物資の特性、配当上の便宜その他特別の事由あるものについては、これを一般民生用と合せて配当する。
- 四 勞務用物資の配当の対象は、物資供給力の現狀に鑑み、重要産業及び重要役務に従事する現場勞務者及び現場職員であつて現場勞務者と同程度の勞働に従事するものとし、特別の場合の外その家族を含まないものとする。
- 五 勞務用物資の配当対象の産業役務の種類は、勞務用物資の性質、供給力、産業役務の重要性、勞務の種類などにより物資ごとに定め、その区分はできるだけ指定生産

資材の割当に關する必要部門区分表へ産業区分表に準じて取扱うものとする。

主要食糧の配当対象の範囲は概ね現行通りとし供給力の範囲内で若干の合理的変更を認める。

- 六、労務用物資の種類は、原則としてつぎのものとし物資の供給力、性質及び労務の種類により対象労務ごととこ水を定め、必要に応じて配当する物資の種類を増減する。
- 一 主要食糧 一 鮮魚介加工水産物 蔬菜(漬物)
 - 二 味噌 醬油 食用油脂 雑穀
 - 三 塩 田甘味品
 - 四 酒 啤酒 烟草 作業衣 紺織 軍手 軍足
 - 五 ゲートル 手拭 タオル 靴 地下足袋
 - 六 ゴム靴 巾着けん
- 七、労務用物資の配当基準量は物資の供給力の許す範囲内

で配当対象の産業別務間の均衡に留意し労務者の労働力再生産に際し必要に近しい消費量を確保し作業上に生ずる作業用品の消費度を勘案するとともに生産能率の増進及び当該重要産業業務に従事することに對する報償の意味を合せて最も生産、供出意欲の増進に有效なよう考慮してこれを定める。

基準量は原則として地域差を設けたいが、例へば米單作地帯の米單作農家に對する報償的な労務用配当に關する場合は特別考慮を要するものについては合理的な地域差を認めないとする。

八、労務用物資の産業別種類別配当量は右基準量と経済安定本部において統制した産業別勞務者数とにより

認めるも差当り労務者数は昭和二十一年四月内閣統計局
人口調査及び二十二年七月内閣統計局年次勤労統計を基
としこの水に二十一年末現在における各省の推定などを参
考として補正した経済安定本部労働局の昭和二十二年十
月一日現在推定数によるものとする。
配当対象の各産業役務内の職種による区分は当分の内原
則としてこれをなさないこととするも別途研究の上職種
間における配当基準量の合理的な区分をするよう考慮す
る。

産業役務別の労務者数、職種別労務者数、稼働状況の実
態把握に正確を期し経済安定本部労働局、労働省、地方
労働基準局、労働基準監督署は経営者及び労働組合の協

力を得てその常時正確を把握をする措置をとるとともに
幽霊人員、二重受配など不正受配の防止矯正を確実に行
うものとする。特に浮動性の多いものについては特別の
考慮をするものとする。

右のため 毎月の受配数量、受配人員、受配者名、稼働
状況を記載した帳簿などを工場事業場に常時備へ付けて
監査に遺憾ないよう措置する。

な。労働用物資の配当は、原則として定額制によるものと
リンク制によるものとに分つる。流通秩序確立のため及
び生産、状況に実効あらしめるため当面においてはでき
る限りリンク制を拡大するものとする。
又定額制によるものといえども、できるだけ稼働率、生

産量等に関係せしめ又報償的意味のものは受配者にその
趣意を判然ならしめるよう工夫して有効な利用をはかる
ようにする。
特に重点をおいてリンク制を拡大強化するものについて
は別途この水を定めるも生活物資である労務用物資の配当
についてリンク制をとる場合は同一対象産業役務の労務
に対してリンク制により配当せられる生産資材と合せて
その有効な実効をあげるものとする

裏面白紙

労務用物資（リンク物資である生活物資を含む。
以下同じ。）の割当及び配給の手続に關する件

経本第一第二第三
副長官 依命通達

E.S.B.

官身企業課

経済緊急対策に基づく流通秩序確立対策要綱中において
改めて総合的民生生活物資の需給計画を策定するとともにそ
の重要なる一部である労務者用配当についてはリンク割の孤
大なるを以てこれを計画的に行うことが決定され又配給手
続に關しても内閣訓令第三号指定配給物資配給手続規程の
改正実施を見たのである。これに基づき労務者用に対する割当及
び配給手続に關しては左により取扱はれたい。

22
9.15
31d

経済安定本部は主要な労務用物資につき割当及び配給
手續に關する基本方針及び基本計画を主要な消費部門で
ある業種及び職種別について定め、その物資
の配給に關し権限を有する中央業務官廳（中央割当廳と
いふ）以下同じ）に對してこれを指示する。
その業種の区分は指定生産資材割当産業区分表に準じ
て物資毎に適宜合理的にこれを定める。
必要なる場合は、経済安定本部において主要な業種別
及び職種別統計計画の作成別配当計画を定めることが
ある。

※ 経済安定本部では右計画の決定に當り原則として労務
用物資中央業務官廳に諮り又は報告する。労務用物資

中央對策協議会に於ては右の外労務用物資に關する一般
的所要請及び調査を行うものとする。

- 二 中央割当廳は、経済安定本部の定める基本方針及び基本
計画に基づいて配当の実地計画を定める。又必要に應じ中央
割当廳は、その定める配給に關し権限ある地方行政廳（地
方割当廳という。以下同じ）に對し一定の基準を示して中
央割当廳の定める方針及び計画の範囲内に於て、細業種別
細業種別、地域別又は事業場別の配当計画を定めさせ、こ
とが出来ると。
- 三 中央割当廳は、直接に受配者に對する最終の割当を行
う場合又はその定める基準に従つて地方割当廳をいふ受
配者の種類別受配数量又はその基準につき経済安定本部

の承認を受けることを要する。労働加算用主要食糧その他特に必要あるものについては、経済安定本部は、直接に石炭基準と定めることがある。

四 経済安定本部は、一の労働用物資の配当基準計画及び三つの配当数量及びその基準を労働関係中央機関に通知する。

労働関係中央機関はこれを労働関係地方機関に通知する。五 中央機関は、地方機関に通知し、基準を定めて細目種別、専業場別の配当数量を定めさせる場合は、地方機関は、専業場別の配当数量を定めさせる場合は、専業場及び配当を除く一般工場、専業場（以下一般工場、専業場とす。）の労働者に対しては、労働関係中央機関に通知する。

業種の労働者に対してはその産業関係地方機関石炭鉱業労働者に関するは、地方商工局、船員、農林水産業関係労働者に関するは

労働者に関するは、地方海運局等関係労働関係地方機関の要請を受けこれと協議して、全案し、関係地方機関と打合せを決定する地方労働基準局に設置せらるる労働物資配当策地方協議会を活用する。各関係方面の意見を聴くものとする。

六 購入券、購入通帳等の配当割当公文書の交付については、中央割当の定める経路によつて行はれるが、中央割当の定めるところにより、一般工場、専業場の労働者に関するは、労働基準監督署、石炭鉱業労働者に関するは、地方商工局関係、船員その他海運関係の労働者に関するは、地

方海運局定候廳等をしてこれを行はしめることかである
ものとする。

七 各省その他経済安定本部外類よりの経済安定本部に對
する労務用物資の割当證書は、経済安定本部生活物資
部に提出する外労働局に提出するものとする。但しリン
ク物資及びその他の労務用物資であつて農林畜水産業勞
働者^{労働者}に對する鉱業労働者用貯蓄用に充てられるもの及び
又は、前項中労働局とあるは、それ相當該産業の租当
局とする。

勞務用物資（リンク物資である生活物資を含む、以下同じ）の割当及び配給に関する経本部内事務處理要領

二二
経本

九

官房企業課

一 勞務用物資の需要業種別割当及び配給の基本計画及び基本方針は、生活物資の需給基本計画及び配給に関する基本方針の重要な一部として経本生活物資局において二以下により労働局と協議して立案し生産局、動力局、運輸局その他関係局と打合せて之を決定するものとする。

二 経本内に於ける勞務用物資に関する需要の要請は、これを労働局にたいして速かに整理調整して、生活物資局に

対し行うものとする。

リンク物資及びその他の労務用物資であつて、農林水畜産業労務者用、石炭鉱業労務者用、船員用にして、前項中労働局とあるは、これそれ当該産業の担当局とする。

第二項の場合において、その需要の要請につき労働局に對し速かに緊密な連絡をするものとする。

三 労務用物資の割当及び配給に関する基本方策及び基本計画に関する事項は、生活物資局及び労働局と経本内における中央労務用物資対策協議会に諮り又は報告する。但し緊急処理を要する場合並びにリンク物資及び農林水畜産業労務者用に充てられるものについてはこれ

はよらないことがある。

中央労務用物資対策協議会においては、右の外労務用物資に関する一般的要請及調査に関する事項を取り扱おさせるものとする。

右に伴つて右協議会の構成及び運営について必要を調整をするものとする。

四 各省その他経本外部よりの労務用物資の割当に関する要請書は、生活物資局に提出せしめる外、労働局に提出せしめるものとする。

リンク物資及びその他の労務用物資であつて農林畜水産業労務者用石炭鉱業労務者用、船員用に充てられるものについては、前項中労働局とあるは、これそれ当該産

業の担当局とする。

備考

一、労務用物資の割当及び配給に関する基本計画及び基本方針が決定した場合は、物資の主務廳に對する經本
の指示は、生活物資局において行い、労働局その他の関係
係局は、生活物資局と共にそれぞれ労働主務廳又は関係
係局に通知するものとする。

二、この件に関する昭和二十二年九月十九日經本幹部会
の基本方針の決定とこの事務処理要領は、基き經本中一
、中二、中三副長官連名により各省に對し、労務用物資
の割当及び配給の手続に関する依命通牒を發すること。

生活必需物資の産業労務者向配当に関する件
二二、九一九
生活物資局

この件についてはかわく生活物資の総合的配給基本計画
と経本において策定して各省の実施に対する基準とするに
め生活物資局において九分通り作業が進捗中であるので、
更めて一般民生用と共に労務者用をも念めた各種の特種用
途に対する配当計画についてその策定要領案を作成する
と共に計画を実行するための割当及び配給手続（配給規則
の基準）について関係局及び関係省と打合せ実行に移す案
備をしているのであるが労働局において若干の異論があり
又労働局の希望に対しては生活物資局のみならず生産局

動力局、運輸局及び商工省、農林省、運輸省等の物資担当
廳に強い反対があるものでこの際先づ現状を述べ次いで労働
局の見解に対する当局の意見を開陳する。

現状は次の通りである。（閣令十八号経済安定本部規
程及び総務長官達第一号分課規程参照）

- 一 配給の手続に關する基本方針については、内閣訓令
第三号の側定その改正及びこれに基く各省の生活物資
の割当及び配給に關する計画及び規則に対する指示等
は共に生活物資局が担当してゐる。
- 二 内閣訓令第三号は、生活必需物資の割当は、その配給
に關して権限を有する主務官廳がこれを執行するものとし
てゐる。

又そうでないならば運営が円滑にゆかない。

(三) 閣令十八号では生活物資局がいかなる用途たるを問はず生活物資の割当を行うものとしている。

(四) 右閣令においては、労働局と労働用物資の関係について、触れにくいのが、違第一号において、労働局が労働用物資の確保に関する事項を取扱うものとして、労働局は生活物資局に対して要請を行う立場が明示されていく。経本の現機構を策定する際にも特に右の様には労働局が政課では「確保」に関する事務を取扱うこととして特に割当、配給又はこれに関する計画や方策に関する事務を取扱うように規定しなかつた経過に徴しても明らかである。

である。

二 労働局（労働省、地方労働基準局）において一般工事

場向一農林、水産業用、運転業用を除く意味のようである。

三 労働用物資の割当を行いたいという見解に対する実質意見

一 労働局が、割当権限をもつことは不穏当である。

(理由)

① 労働局としての生活物資の配当は一般配給量の外に労働局配分の形で行われるものと作業用品など全量が労働局として配当されるものがあるが、最近では特に実質金の充実と作業に必要物資の確保という見地からと共には生産輸送等の増強という生産政策的立場が

うもこれを行ふ必要がある。殊に物資供給力の限られた現在では重要産業に配給の重点を指向しなればならぬ。この場合労働局は生産局、動力局、貿易局、運輸局と共に生活物資局に需要の要請をすべきものである。この場合生活物資局は見解としては、労作業の重要物資の消耗度等を勘案した一般の基準に照する要請や物資配給行政に關し労働政策からみた批判等を特に労働局に期待して十分その趣旨を察知して生活物資局はこれに生産政策的見地から可要請を加味勘案して割当計画を決定することとした。

⑤ 実質賃金の充實という点については一一般配給量と

労務配量との区別あるものは双方を考慮し初めて施策し得るものであり実際の生産配給の行政廳及びその業界の組織並びにその統制法規について見ても需給計画の設定及び配給方策について両者を合せて行ふ必要がある。

⑥ 一般民生と労務配との関係は計画化の行われた後においても過般の食糧緊急事態における措置についてみても明かのようにその実施上の補正が必要であり二分して労務配の操作を労働局に委ねると事後の調整が困難となるおそれがある。

⑦ 地下足袋、作業衣等の作業用品についてはその全部が労務用に配当されるのであらず、労働局において

その生産及び配給、消費を通じて勸業した新産業を
兼定すること、事務的に不可能である
従つて関係各省及び関係業界のことに令おせしめ、
に労務用物資の配当については労働局が、日軍需の支配
が円滑にできないうであらう。

④ 一般工場事業場に対する割当のことは労働局に
て行いたい希望を有しているが、これは物資の割当に
関する一般的不取扱いは甚しく望んで、なすべからぬ
が、即ち水産用については生産局が、運輸用については運
輸局が、炭鉄用については燃料局が、これを強いて労働局
のような要請を有せず、労務用物資の配当については生
活物資局をして、これを統制せざるを得ないものと
する。

⑤ 指定配給物資については指定生産資材の場合のよう
な事務処理方法即ち需要官廳が割当するものとす
ることは物資の性質上不可得である。

訓令第三号指定配給物資配給手続規程を関係省と打合
せの上決定したがその内容は、指定配給物資の割当は
配給官廳が行うこととなつてゐる所以であり、各労務
用物資の配給規則は着々とこの訓令に基いて実施に移
され、つゝあり九月末には概ねこの作業が完了する見込
がある。

(二) 現在中央及び地方に於て労務用物資対策協議会の機

配給 中 天地方の配給に關して権限のある行政廳が對
當て行ふべきの責を一つに整理取纏め機關又は労働
政策に關する諮問機關として活用してまゝ。

(三) 作業用衣料品 顧問等にづくは既に生活物資局
において策定実施してゐるが、それらを合め、生活心
需物資供給計画を総合化するため近く生活物資局に
いて、生活物資の総合需給計画策定の要領を幹頭會に
提出してその批審議を受けて後、これに基いて目下九分
通り作業進捗中の需給の数字計画を急速に取纏め、経本
及び閣議において正式に決定し、これを關係省に指示す
るつもりで準備中である。

その計画策定要領は一 概民生用 労働用 生産用 引

揚者病人、学生生徒等の各用途に對する配当と供給の
計画を合むがその一、概当部門である労働用について、
計画物資の種類により程度はそれと異なるけれども、
経本に有いて特掲して数量計画とする必要のある産業
用（大体リンク制適用の更々業種があるが労働加配米
を以てば）数の業種に亘る）とその他の産業用に分ち、
その他の産業用内訳の配当は各省にまかせようとし
た。現在の議論力から見ても實際配当可能なものは
否の程度の分類ができない情勢にある。

労務用物資の割当及び配給に関する
経本部内事務処理要領

(三三九 三〇)

- 一、 労務用物資の需要業種別割当及び配給の基本計画及び配給に関する基本方策は、生活物資の需給基本計画及び配給に関する基本方策の重要な一部として、経本生活物資局と労働局と協議して立案し生産局、動力局、運輸局、その他の関係局と打合わせてこれを決定するものとする。
- 二、 経本内に於ける労務用物資に関する需要の要請は、これを労働局において速かに整理調整して、生活物資局に対して行うものとする。
- 三、 リンク物資及びその他の労務用物資であつて、農林畜水

産業労務者用、石炭鉱業労務者用、船員用に充てられるものについては、前項中労働局とあるは、それを此当該産業の担当局とする。

第二項の場合においても、その需要の要請につき労働局に対し速かに緊急な連絡をするものとする。

三、 労務用物資の割当及び配給に関する基本方策及び基本計画に関する事項は、生活物資局及び労働局において経本内における労務用物資対策中央協議会に諮りては報告する。但し緊急処理を要する場合並びにリンク物資及び農林畜水産業労務者用に充てられるものについては、これによらないことがある。

労務用物資対策中央協議会においては、右の外労務用物

22
930
31d

審に関する一般的な要請及び調査に関する事項を取り扱
わさせるものとする。
右に伴つて右協会の構成及び運営について必要を調整
するものとする。
四 各省その他経本外部よりの労務用物資の割当に關する
要請書は、生活物資局に提出せしめる外、労働局に提出
せしめるものとする。
リンク物資及びその他労働用物資であつて、農林畜産
業労務用石炭鉱業労務用、船員用にあつてゐるもの
については、前項中労働局とあるは、それ以外各該産業
の担当局とする。

備考

一 労働用物資の割当及び配給に關する基本計画及び基
本方針が決定した場合その物資の主務廳に対する照本
の指示は、生活物資局において行い、労働局その他の關
係局は、生活物資局と共にそれぞれ労働主務廳又は關
係産業役務の主務廳に通知するものとする。
二 この件に關する昭和二十二年九月十九日経本幹部会
の基本方針の決定とこの事務処理要領に基き、経本第一
第三副長官連名により各省に対し労働用物資の
割当及び配給の手續に關する依命通牒をすること。

經本第七八四号

昭和二十二年十月一日

經濟安定本部第一副長官

第二副長官

第三副長官

次官殿

勞務用物資の割当及び配給の手續に関する件

經濟緊急対策に基づく流通秩序確立対策要綱中において改
めて総合的な生活物資の需給計画を策定するとともにその
重要な一部である勞務者用配当についてはリンク割の拡大
などとしてこれを計画的に行うことが決定され又配給手續
に關しても内閣訓令第三号指定配給物資配給手續規程の改

68

10-4

101

正実施を見たので、これに基き労務者用に対する割当及び配給手続に關しては左により取扱はれたい。尚地方關係廳に對する本件^イの周知徹底方について遺憾なきを期せられたるに依り通牒する。

左

一、經濟安定本部は主要な勞務用物資につき割当及び配給手続に關する基本方策及び基本計画を主要な消費部門である業種及び職種別について定めて、その物資の配給に關し権限を有する中央主務官廳（中央割当廳）という。以下同じ）に對してこれを指示する。その業種の区分は指定生産資材割当産業区分表に準じて

物資毎に適宜合理的にこれを定める。必要ある場合は、經濟安定本部において主要な業種別及び職種別配当計画の外地域別配当計画を定めることがある。

經濟安定本部では右計画の決定に當り原則として勞務用物資対策中央協議会に諮り又は報告する。勞務用物資対策中央協議会に於ては右の外勞務用物資に關する一般的を要請及び調査を行うものとする。

二、中央割当廳は、經濟安定本部の定める基本方策及び基本計画に基いて配当の実施計画を定める。又必要に應じ中央割当廳はその定める配給に關し権限ある地方行政廳（地方割当廳）という。以下同じ）に對し一定の基準

を示して中央割当廳の定める方策及び計画の範囲内に於て、細業種別、細職種別、地域別又は事業場別の配当計画を定めさせることが出来る。

三、中央割当廳は、直接に受配者に対する最終の割当を行ふ場合又はその定める基準に従つて地方割当廳をして受配者に対する最終の割当を行わさせる場合における受配者の種類別受配数量又はその基準につき、経済安定本部の承認を受けるとを要する。労務加配用主要食糧その他特に必要あるものについては、経済安定本部は、直接に右基準を定めることがある。

四、経済安定本部は、一、の労務用物資の配当基本計画及び三つの受配数量又はその基準を労働関係中央廳に通知す

労働関係中央廳はこれを労働関係地方廳に通知する。

五、中央割当廳が、地方割当廳に対し基準を示して細業種別、事業場別の配当計画を定めさせる場合は地方割当廳は、予めリンク制適用業種、石炭鉱業、農林畜水産業及び船員を除く一般工場、事業場（以下一般工場、事業場といふ。）の労働者に対しては関係労働基準局リンク制適用業種の労働者に対してはその産業関係地方廳、石炭鉱業労働者に関しては地方商工局、船員に関しては地方海運局、農林畜水産業関係労働者に関しては農林畜水産業関係地方廳等関係廳の要請を受けこれと協議しその立案しその業種について他に関係地方廳のあるときはこれと打合わせ決定する。地方割当廳は現に地方労働基準局を設置せ

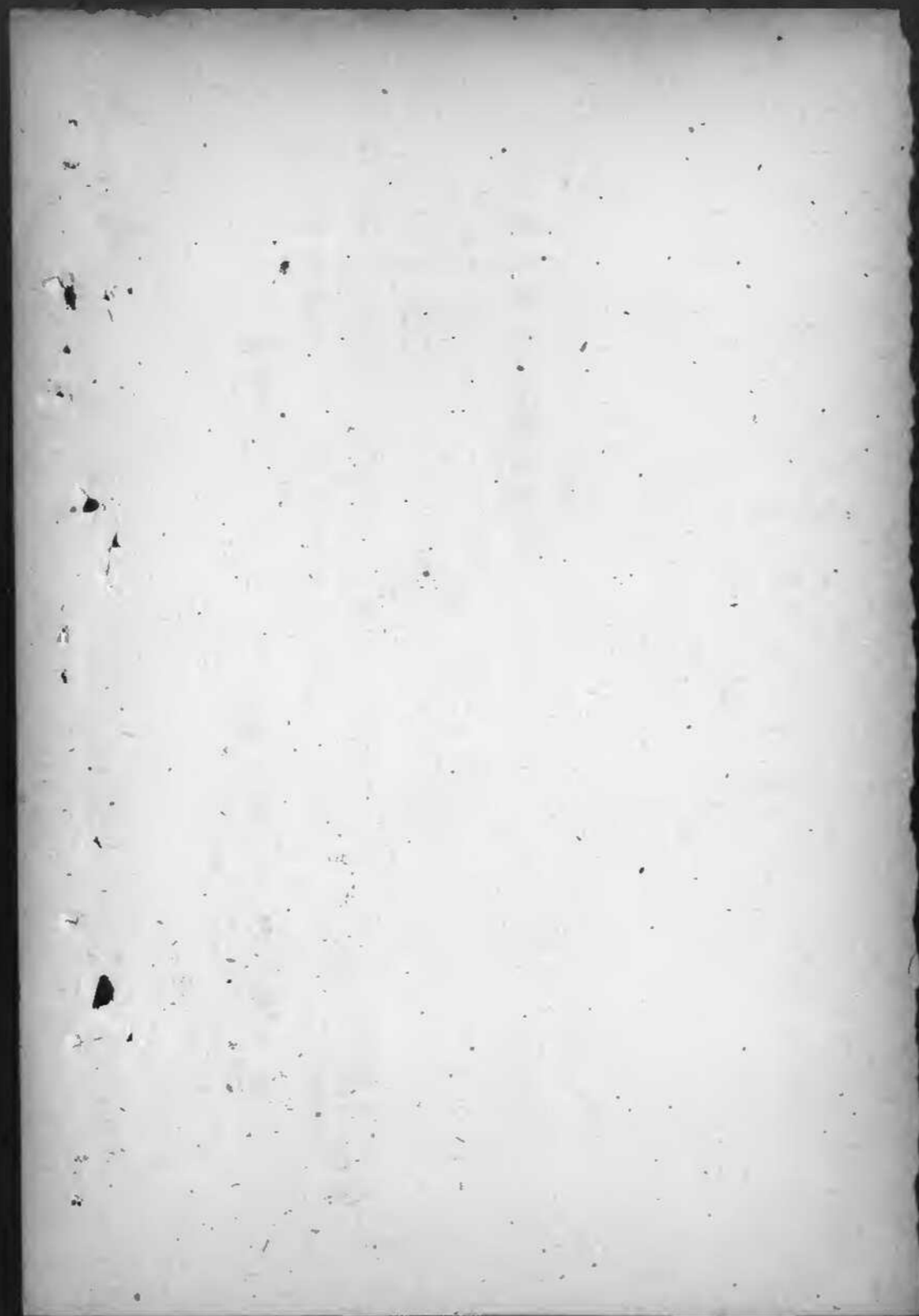
られてゐる労務物資対策地方協議会を善用するを各関係方面の意見を聴くものとする。

六、購入券、購入通帳等の配当割当公文書の交付については中央割当廳の定める経路によつて行はれるが中央割当廳又は地方割当廳は、関係廳と打合せの上市区町村の外別に定めるところにより一般工場事業所の労務者に関しては労働基準監督署、石炭鉱業労務者に関しては地方商工局関係廳、船員に関しては地方海運局関係廳等をしてこれを行はしめることができるものとする。

七、各省その他経済安定本外部よりの経済安定本部に対する労務用物資の割当要請書は、経済安定本部生活物資局に提出する外労働局に提出するものとする。

リンク物資及びその他の労務用物資であつて農林畜水産業労務者用、石炭鉱業労務者用船員用に充てられるものについては、前項中労働局とあるは、それぞれ当該産業の担当局とする。

追而参考のため「労務用物資の割当及び配給に関する経本部内事務処理要領」を同封する。



極秘

炭鉱労務者用物資の供給確保及びこれの配給の計画化に関する措置要領（案）

炭鉱労務者用物資の供給については、本年三月二十九日閣議決定にかかると、炭鉱労務者所要物資供給確保対策に基き万難を排し、その最優先取扱の方針を堅持して今日に至つたのであるが、今回特に計画出炭確保のため特段の緊急施策が拡充強化せらるる機会において、さきに決定された品目並びに数量につき全般の需給状況とにらみあわせて再検討を加へ、特に労働力再生産の根基を培養すると共に誠実なる勤勞による消耗を正當に補填するよう物資の配給を合理

化することに重点を指向し、さき決定されたリンク制の
 拡大及び計画化に関する措置要綱に基づきその供給確保及
 配給の計画化に関する措置を次の通り定める。
 第一 配給すべき物資の種類及び数量
 配給すべき物資の品目及び数量はさきの閣議決定による
 ものを極力確保することを目標とし、これにわたり昭和二
 十二年十月以降同二十三年三月迄の間に炭鉱労務者用と
 して優先的に充てこまざるを次々通りとする。但し右の確
 保目標数量は本年度炭計原三千万噸を計画通り達成さ
 れた場合に配給せられる最高所要量とする。

主要食糧	単位	第三四半期	第四四半期	計	備考
米	石	一四三、〇〇〇	一四三、〇〇〇	二八六、〇〇〇	炭鉱に付する加算分を含む
小麦	石	九一八、三四五	九一八、三四五	一八三、六九〇	一般食糧供給を含む
大豆	石	一四五五	一四五五	二九一、〇〇〇	右に同じ
雑穀	石	二二一	二二一	四四二	
野菜	石	七七二、〇〇〇	二、一三四、〇〇〇	九八五、四〇〇	一般食糧供給を含む 下開各品は第三四半期において 要給確保することとする。 野菜は八月二日、九月二日、 十月二日、十一月二日、 十二月二日、及び翌年 一月二日、の計、 保するよう努める。
肉類	石	一九〇、五〇〇	一八六、三〇〇	三七六、八〇〇	炭鉱用（炭鉱労働者の食糧） 及び一般食糧用（炭鉱労働者 以外）の計、 炭鉱用は炭鉱労働者の食糧 に充てこまざることを要す。 一般食糧用は炭鉱労働者 以外に充てこまざることを要す。
魚介類	石	二七〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	五四〇、〇〇〇	炭鉱用（炭鉱労働者の食糧） 及び一般食糧用（炭鉱労働者 以外）の計、 炭鉱用は炭鉱労働者の食糧 に充てこまざることを要す。 一般食糧用は炭鉱労働者 以外に充てこまざることを要す。
油脂	石	二〇、二五〇	二〇、二五〇	四〇、五〇〇	炭鉱用（炭鉱労働者の食糧） 及び一般食糧用（炭鉱労働者 以外）の計、 炭鉱用は炭鉱労働者の食糧 に充てこまざることを要す。 一般食糧用は炭鉱労働者 以外に充てこまざることを要す。
加木産物	石	一一四、二〇〇	一一四、二〇〇	二二八、四〇〇	炭鉱用（炭鉱労働者の食糧） 及び一般食糧用（炭鉱労働者 以外）の計、 炭鉱用は炭鉱労働者の食糧 に充てこまざることを要す。 一般食糧用は炭鉱労働者 以外に充てこまざることを要す。
煙草	石	四六五、〇〇〇	四六五、〇〇〇	九三〇、〇〇〇	炭鉱用（炭鉱労働者の食糧） 及び一般食糧用（炭鉱労働者 以外）の計、 炭鉱用は炭鉱労働者の食糧 に充てこまざることを要す。 一般食糧用は炭鉱労働者 以外に充てこまざることを要す。

10

第九(問) 労働者用物資の供給の見直し

(答)

一 重要生活物資全部にわたり政府國民協力し、生産の増加を図り、少くとも現在の消費下をこえて供給せらるる昭和五十九年の水準まで國民生活を向上せしめようとするが、目下の國內及び國際の各種の條件に制約されて本年度の見直しは特別の措置を講ずる必要はない

年度に比して若干の程度は減少し、かつ昇進しない実情である。然しこの状況の下にあつても労働者用物資の供給確保については政府の考慮を拂ふこととし、さうして閣議決定された二十二年入生労働者供給計画改定要領の中において特に重要産業及び重要設備の改善を労働者に對しては、物資の供給の許す範囲内において一般民生用及びその他の物資の供給を確保するに努むるべし。その労働者

31d

1078

配給を確保すること、労務用物資の配当は本表の作業用

品を除き原則として労務用配当としてこれを配ふこと、

労務用物資は主要食糧その他の食料品、衣料品、作業用品

嗜好品の各々につき労務者に対しその必要する業種の

重要性その作業の強度等を勘案してこれを配当すること

等しの旨を決定し目下経本を中心に関係各局で本年度下

半期の数量見直しを速かに怠るべく努力せよ

又その配当の仕方や配給方法を改善を加え秋先の労務に

対してはできるだけ多くこれに教へるよう大指導すること

と記している

二 主要な労務用物資の本年度特に下半期における供給の

更進しは生産輸入その他の諸条件についての更進しを図

進めあるが目下速かに一應の概案をたてるよう大努力中

であり又秋葉後は関係方面との打ち合せを了すること必

要であるので正確には言えないが、
を申し上げると次のようである。

(一) 主要食糧

主要食糧事情については簡単にのべると上半期は於て
る食糧事情は一時緩和は追いつかぬ八月以降は軍
司令部の特別の厚意により輸入食糧の大量運入が
がめり又国民の努力により大増産の食糧危機は考

いながら一先づ過ぎた感がある。

十一月より初まる新米穀年度の食糧事情は最大の供
付力である国内産米の生産がその生産時期の天候に
よる一時的に相当の豊作を待たせられども再度
とる水害により一〇〇〇千石以上の減収が予想さ
れ、食糧は昨年より不収だが今年以上と思われ
る。食糧事情は緩和は追いつかぬ八月以降は軍

の困難を来していることには留意せられたい。

北方世界の食糧事情は、米國の玉蜀黍の凶作及び歐
洲の旱害等により上半期に於ける過去の一年に比して
は遙かに彌約事情が惡化している模様であつて且つ
食糧の自力輸入力は全くない歐歐國の我が國への輸
入見込は本年度以下となる虞が多いから目下急いで
關係方面と折角努力中であるが、
未だ確たる見込は

ついてない。

三 食糧確保としては結局昨年及び本年度上半期の運
配状況を併せて考へると現行配給基準量により運配
をなからしめることには万全を期す外耐乏生活を持
続する外は存いと思われぬが、特に運配量の特別の
増減はより外國食糧の輸入を確保するところが可能で
ないが、少年度に對する配給量は若干これを増加する

外労働加配の確保に重点をおいて現在加配対象とな
つてゐる重要産業後勤については、その必要を人々
増加を考慮し更に供給力の許す範囲内において必要
な加配対象の増加及び重要産業における被災者労働
に対する消耗の補給しその努力に報いるよう留意し
ながら基準量の均衡を図りたいと考へてゐる

然し輸入食糧を中核として目下の他未だ未定のこ

とが多く又関係方面との関係もあり十月中には下半
期に於ける配分計画の決定をすることが出来ると、又
併としては労働加配の重要性を考へその現行基準量
の配分を絶対的に行つたことを第一の目的として決定
して心算と共々更にこれをひきかきだけ増やすりよう
を全力を傾注するといふことが出来るに止まる段階で
ある。

(二) 飼料食品

飼料食品である醤油、味噌、油脂、豆、大豆、
油糧原料など供給が極めて逼迫し且つ輸入その
此の関係上更甚しが困難であるが、労働の性質と強
度、産業の重要度等を勘案し、当分の内は特定重要
産業労働者に対しては労働加配をすゝむこととし止の
ると共に供給力の増加を図り逐次加配の範囲を拡大す

たいと思ふ。

物質別に述べれば

(1) 薪 油

炭鉱労働者に対し一人当一ヶ月家庭配給を命じ最
高五割その家庭に対し同じく家庭配給を命じ最高
二割の増産を目途とする

(2) 家庭用

炭飯労働者一人当一ヶ月家賃配給を令め最高ニ六
口及びその家族配給を令め最高一八口及び目録とし
て配給する。

(3) 油 脂

主食配給の消費に不足し人造バターとして限り
前反秋給量の $\frac{1}{2}$ から下半期特に六口迄を二級家賃
配給上より割き、重要地区郡庁を以て区別ハ一人当
り

一五(一) 炭飯労働者 一人 一ヶ月 炭飯配給 一八口

一人当一五(一)反の労働者に特配することにして
る。(因みに炭飯労働者に対しは上半期一人当
り五口及び特配給を完了している)

炭飯労働者 炭飯労働者 炭飯労働者 炭飯労働者

炭飯労働者 炭飯労働者 炭飯労働者 炭飯労働者

その供給の大部分を輸入額に依存しなげれず自ら
生産状況において、而も輸入見直しは必ずしもよく
ないので、場合によっては既当量を圧縮すること
もなきは遺憾である。

(三) 生鮮食品

(1) 野菜の需給状況は鑑み増産及正常出荷配給の確保を圖るための各種の努力をしてゐるが、これを以てしてもせいぜい一般家庭に対する基準配給を確保し得るに過ぎない。従つて労務者用としては現在の炭

鉱労務者一人当り一日六。又その家族一人当り一日三。又程度を目標とした配給に極力努力することとし、

その他産業部門労務者に対する配給は今もわかつてまなない事情である。

(2) 鮮魚介の需給状況から推して炭鉱労務者に対する

現在程度の配給（労務者一人一日當り三。又、家族

一人一日當り一。又程度を目標とする）を維持する

こと以外に其の配給の範囲及び数量の増加は不可能である。

(3) 加工水産物及び罐頭詰

各日買等の補給の一助として加工水産物及び罐頭詰類の配給抽出方を圖るよう努めた。然し加工水産物については燃料としての石炭（年所要量一六〇〇〇屯）の割当状況により又罐頭詰については容器用石炭等の他資材の割当状況及び輸出関係により配給範圍及び数量について確約はしかねる状況にある。

(4) 衣料品

一 本年度衣料需給計画においては、総供給量の凡そ四割の一（約三七・六〇千疋）を割り、一般民生用としての基準配給の外に労務特配用として供給することになっている。労務者各個人に對する實際の特配量は、衣類等によって多少の差があるが、一人當平均の見込量は、衣類の八着及び手袋の八双に相當するものであ

る。この内上半期に割當られたものは約三、二〇〇千封度であり、下半期には約三、九〇〇千封度が割當せられる見込である。

註の因みに一封度とは作業衣上下の約三分の二に當る。

(2) 上半期割當數量が少なかったのは、衣料切符制の關係である。上半期において右の割當の外前年度からの繰越品が約九三〇〇千封度配給された。下半期割當分中その約六分の一は既に製品として現物化しているから、残りは關係経営者及び労働者の特別

の努力によつて配給を完遂した。

(五) 日用品

(1) 地下足袋については各需要部門から特に恐ろしい要望もある。極力その増産を図ると共に、全重要労働者に対する配當する方針をとっているが、遺憾ながらその生産は輸入品であるゴム、鐵維等の原材料に制約された本年度の生産は昨年度生産実績約二四八五

万足の六割程度で、需要見込の約一八%を充し得るに過ぎない見込である。これを炭鉱労務者、主要食糧生産者、リンク的配給をすると他の産業、労務者に対しては重要産業についても甚だ窮屈ならざるを得ない実情であるのは誠に残念に思っている。

(2) 石炭は原料油脂の輸入関係でその生産は昨年の三分の一程度を確保し得るに過ぎない見込である。よ

うその配給割当は一般家庭配給に一人当一年一個の予定とすると残りを労務用に重点を置き特に炭鉱及び船員に對し最低需要量の配給を確保することと努めると共に一般工場方面等に對しては油性洗剤をできるだけ供給することにしてはいるが到底需要を充分満足し得ない状況である。

嗜好品

嗜好品である酒、煙草及び人工甘味料は、その嗜好
 的性質の故に、必ずしも一般家庭配給を重視すること
 を置く、本年度下半期にはやの対象範囲を大幅に拡大
 し、供給力及び財政上の許す限り労務用としての供給
 量の増加を図り、勤労者の勤労意欲の昂揚と生産、出
 荷、輸送等の増強に資するよう使用し、

財政上の要請上最後の決定をみて、いながら、労務用に
 配給したいと考えているところは概畧次の通りである。
 の 煙草

約一〇〇〇〇万人の成年男子勤労者に対し、業種に
 よる若干の差があるが概ね一人當一ヶ月一〇〇本か
 ら一三〇本程度の配給をすることを目途とした。

(2) 酒

約一ニ〇〇万人の成年男子労務者を対象とし業種
により若干の差があるが概ね一人一ヶ月当り平均四
合から七合程度の配給をすることを自途としたいと
考えている。

(3) 人工甘味料

鉱工業等においては未成年男子及び女子労務者
に重負を置き約一〇〇万人を対象とし下半期一人当り

均約一。五の特配をする外農林畜産業従事者に対し
リンク物質として配給するものとし下半期合計約二
〇兆を夫々予定している。

極秘

炭鉱労働者用物資の供給確保及びこれの配給の計画化に関する措置要綱(案)

炭鉱労働者用物資の供給については、本年三月二十九日閣議決定にかゝる「炭鉱労働者用物資供給確保対策」に基き万難を排しその最優先取扱の方針を堅持して今日に至つたのであるが、今相特に出炭確保のため特段の緊急施策が充てられ強化せらるる機会において、さき決定された品目並びに数量につき全般の需給状況とにらみあはせて再検討を加へ、特に労働力再生産の根基を培養すると共に誠実なる勤勞による消耗を正當に補填するよう物資の配給を合理化することに重点を相向し、さきに決定されたリンク制の拡大及び計画化に関する措置要綱に基きその供給確保及び配給の計画化に関する措置を次の通り定める。

第一 配給すべき物資の種類及び数量

配給すべき物資の種類及び数量はさきの閣議決定によるものを極力確保することを目指すとし、このため昭和二十二年十月以降同二十三年三月迄の間は炭鉱労働者用として優先的に充てるものを炭鉱労働者及び現場職員総計四十五万人を基準として次の通りとする。但し右の確保目標数量は本年度三千万トン出炭計画に即應する各月生産計画が完遂された場合の配給可能数量とする。

第二 配給方法

一 配給方法は右確保数量の範囲内において食糧の一部について労働者及びその家族に対し一年に定額を加配配給(一部一般配給を含む)する外は、できるだけ職種による勤勞消費度を勘案した合理的配分を考慮すると共に稼働日数又は出炭の成績にリンクした方法により配給することとする。

二 右確保数量の範囲における配給の具体的実施細目は概ね左の基準に基き内閣大臣の専断により当該物資の配給に關し権限がある主務大

10.4

臣が炭鉱毎にこれを決めるものとす。

商工大臣が右の要請をなす場合及び各炭鉱における物資の配給の実施に際しては、その炭鉱における経営者及び労務者の代表を以て組織する協議体を活用する。

三、前項の実施細目が決定又は変更された場合は各炭鉱においてこれを公表する。

第一配給すべき物資の種類及び数量、附表

物資	単位	第三四半期	第四四半期	計	備考
主要食糧	石	一四三、〇〇〇	一四三、〇〇〇	二八六、〇〇〇	一般基準配給を含む
味噌	石	九八、三四五	九八、三四五	一八三、六九〇	原産大豆の輸入状況により数量に変更を及ぼすことのある
醤油	石	一四、五五〇	一四、五五〇	二九、一〇〇	一般基準配給を含む
塩	屯	二、二二一	二、二二一	四、四四二	

物資	単位	第三四半期	第四四半期	計	備考
蔬菜	石	七、七二〇、〇〇〇	二、一三四、〇〇〇	九、八五四、〇〇〇	一般基準配給を含む
漬物	石	一、九〇五、〇〇〇	一、八六三、〇〇〇	三、七六八、〇〇〇	一般基準配給を含む
魚介	石	二、七〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇	念及用石炭その他炭材の割当状況及び輸出関係により数量に変更を及ぼすことのある
生炭	石	二、〇〇五、〇〇〇	二、〇〇五、〇〇〇	四、〇一〇、〇〇〇	加工用石炭（一六〇〇噸）炭、炭鉱用加工水産物用三〇〇〇噸）の割当を必要とする
酒	石	一、二四二、〇〇〇	一、二四二、〇〇〇	二、四八四、〇〇〇	
煙草	石	四八、五〇〇	四六、五〇〇	九五、〇〇〇	
調味料	石	一、一七〇	一、一七〇	二、三四〇	上記調味料を以て甘味品と製造して配給することも考慮する

作業衣	軍手	靴	地下足袋	ゴム長(半長)靴	ゴム灰飯統	ゲートル	寝兵組	タオル又は手拭	煙	石炭
着	双	下	袋	靴	靴	双	組	本	点	個
二〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	九二五,〇〇〇	一一五,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四八六,〇〇〇	四八六,〇〇〇	四八六,〇〇〇
一八七,五〇〇	七〇〇,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	七七五,〇〇〇	二二,五〇〇	三二,五〇〇	三七五,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	四八六,〇〇〇	二五,〇〇〇	二二,五〇〇
三三七,五〇〇	一三〇,〇〇〇	三二〇,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	二二,五〇〇	六七五,〇〇〇	八五〇,〇〇〇	九七二,〇〇〇		
なるべく作業服とする	ゴム靴(大筒)を必要とする作業場ありとする	ゴム長(半長)靴及びゴム灰飯統は三として北海道向とする	男子労務者だけとする	蒲田、蒲田皮又は毛布とする						

配給基準

物資名

配給基準

備考

考

<p>主要食糧</p> <p>(一) 労務者及び現場職員に対し一人当り一日一白平均三合五匁をその稼働日数にリンクして加配配給する</p> <p>(二) 石炭非常増産対策要綱第二の四の方法をとる炭鉱における坑内直接大及び坑内係員に対しては右の外一人当り一日平均米一合に相当する現場給食とする</p> <p>(三) 石炭非常増産対策要綱第二</p>	<p>(一) 本表において労務者とは坑内大及び坑外夫を言い、現場及びその他の職員は含まれない</p> <p>(二) 本表において現場職員とは坑内及坑外において坑内夫又は坑外夫の行ふ現場作業の直接指揮監督に当り概ね労務者程度の労働に従事するものを言ひ、事務職員は含まれない</p> <p>(三) 本表において稼働日数は各炭鉱</p>
--	---

主要食糧

の(四)の方式をとる炭鉱に
おける坑内直場大員及び坑
内係員にして所定時間を
超えて勤務した場合業種
別一人一日当最高加配牧
量と業種別配当総量の範
圍内に於て五五合並にす
ることとがである。

(四) 坑内夫及び坑内現場職員
並びに坑外夫の家族に対
し家族一人当一日五割を
当該労働者の稼働日数に
リンクして加配配給する。

における所定一日の労働時間と
稼働した場合と稼働日一日とし
て計算する。

(四) 本表において家族とは同一世帯
内に居住する家族のみをいう。

物資名

配給基準

備考

考

味噌

労働者に対し一人当一月三六〇
及労働者家族に対し家族一人
当一月一八〇を一般基準配
給に相当する分を除き当該勞
働者の稼働日数にリンクして
加配配給する。

上記の基準は昭和二十二年十二月
分までとし同二十三年一月分以降
については原料大豆の輸入状況に
より変更を加えることがある。

醤油

労働者に対し一人当一月五合
労働者家族に対し家族一人当
一月三合を一般基準配給に相
当する分を除き当該労働者の
稼働日数にリンクして加配配
給する。

鹽	炭	物資名	配給基準	備考
<p>坑内労働者一人当一月五〇〇 坑外労働者一人当一月 一〇〇反を稼働日数にリン フして加配給する。 (二) 高熱炭鉱の坑内労働者に対 しては別に一人当一月二〇 反を特別に加配給する。</p>	<p>労働者に対し一人当一日六五 反程度労働者家族に対し家族 一人当一日三五反程度(一般 基準配給を合む)を配給する。</p>	<p>鮮魚介</p>	<p>労働者に対し一人当三〇反程 度、労働者家族に対し家族一 人当二〇一〇反程度(一般基 準配給を合む)を配給する。 労働者一人当一月一五〇反程 度を加配給する。 労働者一人当一月二封反を加 配給する。</p>	<p>備 考</p> <p>炭器用石灰等の批渡材の割当状況 及び輸送関係により数量に変更を 加ふるこくがある。</p>
<p>漬物</p>	<p>労働者一人当一月二四〇人程 度と特別配給することを目途 として別途措置する。</p>	<p>加工水産物</p>	<p>労働者一人当一月一五〇反程 度を加配給する。</p>	
<p>塩</p>	<p>労働者一人当一月二四〇人程 度と特別配給することを目途 として別途措置する。</p>	<p>在塚詰</p>	<p>労働者一人当一月二四〇人程 度と特別配給することを目途 として別途措置する。</p>	

酒

坑内労働者一人当一月一十九升
坑外労働者一人当一月五升
相当する数量につきその全量
の七〇%は労働者の稼働日数
にリンクして加配配給し、残
り三〇%は各炭鉱につき地方
商工局長の定める基準により
そのお尻成績にリンクして配
給する。

煙

草

坑内労働者一人当一月七〇本
坑外労働者一人当一月三〇本
に相当する数量につき、酒の場
合と同様の方法により加配配給する。

物質名

配給基準

備考

甘味料

(一) ケ子及び禾灰年若男子の労働者に対し一人当一月五反の甘味料又はこれに代るべき甘味品を酒、煙草に代えてこれと同様の方法により加配配給する。

作業用品

(1) 繊維製品

労働者に対し一人当一年作業服六五着、軍手四双、履具、一着、タオル二本、外に男子労働者に対し一人当一年コート一及、禪二本、並びにゴム靴使用を必要とする者

石 炭	(四) 地下尺袋	
坑内労働者一人当一月五個 坑外労働者一人当一月二個を 作業用品に準じた方法により リンクして配給する。	労働者一人当一年当平均八尺 程度を基準として繊維製品と 同様の方法により配給する。	に対し下半期統計三二万尺と 稼働日数にリンクして配給す る。

備考、右の外

- (一) ゴム長(半長を含む)靴一ニ万尺、ゴム炭靴五万尺を主として北海道向に配給する。この場合これに相当する地下尺袋の配給は削減することがある。
- (二) 人造バクラーを労働者一人当一年一封度加配配給する既定計画は之の計画全量は手配済みにつき本要領から除くこととする。

四 リンク物資の種数及び数量は本要領に定めたものの外更に増加すること努めるものとする。

第三、炭鉱労働用物資の適確なる配給を期するため、当該物資の配給経路により各炭鉱労働者におつてできるだけ一括して荷受購買せしめる方法をとる。

右の購買事業を行うため、炭鉱毎に職域協同組合へ購買会を含む及びその連合会を速に組織するものとする。

第四 労務者数、稼働日数並びに正炭量を正確に把握するため、地方商工局の指導の下に各炭鉱における諸記録及び諸帳簿の整備を行ひ、特に物資受配簿を備え付けしめる等の措置を講じ、労務用物資の適正な配給に遺憾のないようにする。

第五 本要領によるリンク制度の推進及び監査については、さきに決定されたリンク制の拡大及び計画化に関する措置や綱の三反四の各項により、それぞれ措置するものとし、地方においても既に設置されている炭鉱労務用物資配給協議会を整備してその活用を図るものとする。

炭鉱労働者何物資の供給確保及び配給の計画化（第一）

（基本生活物資）
（一）（二）（三）（九）

炭鉱労働者何物資の供給確保については、本年三月一日閣議決定にかかると、炭鉱労働者何物資供給確保計画の策定を以てその最優先事項の方針を堅持して今日に至つたのであるが、今臨時に計画出炭確保のため特設の緊急施策が抵充強化せらるる機会に最近とける物資供給力の許す限りにおいて特に労働力再生産の根基を培養し、誠實なる勤労による消耗も正当に補填すること共に更に更に生産意欲の昂揚に資するよう物資の配給を合理化することとし、さきに決定されたりシテ計画的に配給に關する措置を網羅し、かつその供給確保を以て配給の計画化に關する措置を次の通り定める。

第一 配給方法

一、配給方法は、できるだけ職種による勤労消耗度を勘案した合理的配

129
10.4

分を考慮すると、炭、稼働日数、リンク、シ、に、分、配、を、行、う、に、よ、り、誠、實、な、勤、勞、に、応、じ、た、配、給、を、す、る、こ、と、と、し、炭、の、回、答、を、行、う、こ、と、と、す。

1. 稼働日数リンク

食糧の一半は嗜好品については原則として労働者の前月に分ける

稼働日数にリンクして、その配給を行う。

2. 個人報奨制

特に出炭成績の優良であると認め、商工大臣が経済安定本部総務長官の承認を受け、て定められた炭鉱の労働者に対して、経済安定本部総務長官が定める報奨計画に従い酒煙等その他の報奨加配を行う。

3. 個人報奨制

各炭鉱の成績優良なる労働者に対しては、商工大臣が、経済安定本部総務長官の承認を受け、て定められた個人報奨計画に対応して、経済安定本部総務長官が定めるところにより、報奨加配を行う。

4. 定額制

主要食糧の一般基準配給分、生鮮食糧、その他、食糧等については、これをリンク制、散積制による、予に所定の配給を行う。

二、配給の具体的実施細目は、炭に、逐、へ、る、基、準、に、基、づ、き、商、工、大、臣、の、認、可、に、よ、り、当、該、物、資、の、配、給、に、関、し、権、限、が、あ、る、主、務、大、臣、が、こ、れ、を、定、め、る、も、の、と、す、る。

商工大臣が、た、た、り、認、可、を、な、す、場、合、及、び、各、炭、鉱、に、あ、つ、て、物、資、の、配、給、の、実、施、に、際、し、て、は、そ、の、炭、鉱、に、あ、つ、て、の、經、営、者、及、び、労、務、者、の、代、表、を、以、て、組、織、す、る、協、議、体、を、活、用、す、る。

三、前項の実施細目が決定又は変更された場合は、主務大臣は各炭鉱においてこれを公表する。

第二、配当基準等

一、稼働日数リンク制による物資及びその配当基準

物資名

<p>(一) 坑内夫(現職職員を含む)以下同じ。 一人当り一日平均三、五合 坑外夫とあつて勤労労働又はこれに準ずる労働に従事する者(現場職員を含む)以下坑外夫という。 一人当り一日平均二、五合 それを稼働日数にリンクして加配配当とする。</p> <p>(二) 石炭非常増産対策要綱第二の(三)の方法をとる炭鉱における坑外夫に於いては、一人当り一日平均米一合に相当する現場給食用食糧の配当とする。</p>	<p>(一) 本表において現場職員とは坑内夫又は坑外夫の行ノ現場作業の直接指揮監督に当り概ね筋力労働と同程度の労働に従事するものを言う。本表において稼働日数は各炭鉱における所定一日の労働時間を稼働した場合を稼働日一日として換算する。本表において稼働日数にリンクするとは、一</p>
---	--

(一) 主要食糧

(三) 坑内夫の稼働日数、坑外夫一人一日五合をそのものの稼働にリンクして加配配当とする。
 前項の稼働にリンクするとは、前項にありては稼働日数(五日)を前項の場合(三日)と同一視する場合、五日に置き換へるとは、前項の場合、家族加配を行わぬものとする。

前項の稼働日数の算定にあつては、五日週間制を採用する炭鉱に於いては、稼働日数に(加配)するものとす。

<p>(六) 織維製品</p>	<p>(五) 煙草</p>	<p>(四) 酒</p>	<p>当する</p>
<p>平均作業衣一五着、軍手四双、器具 一組、タオル三本、肌着一具、 びに、ゴム靴履用を必要とする者に対</p>	<p>坑内夫及び坑外夫に対し一人当一年 を基準とし、その稼働日数にリ して加配配当する。</p>	<p>坑内労働者一人当一月 坑外労働者一人当一月 を基準とし、その稼働日数にリ して加配配当する。</p>	<p>坑内労働者一人当一月 坑外労働者一人当一月 を基準とし、その稼働日数にリ して加配配当する。</p>

4.

<p>(三) 塩</p>	<p>(二) 味噌</p>	<p>一人当一日坑内夫一人当一日 一二枚、その家族に対し家族一人当 一日六枚を一級味噌配給に相当する 一日分を減さず該労働者の稼働日数 にリンクして加配配当する。</p> <p>坑内夫一人当一日二〇〇匁 坑外夫一人当一日一〇〇匁と 稼働日数にリンクして加配配当す る。</p> <p>高懸炭鉱の坑内夫に対しは別に 一人当一日二〇匁を特別に加配配</p>	<p>昭和十三年一月分以降 については原料大豆の輸 入状況により変更も加え ることがある。</p> <p>四 一本を二つと家族では 同一とす管内に労務する 家族のみをいう。</p>
--------------	---------------	--	--

102

し靴下二足、外に男子坑内夫及び坑外夫、新しケートル一枚をそのものの稼働にリンクして配当する。前項の稼働にリンクするとは前工大、臣の定める期間外における実働日数を勘案して配当することとをいふ。

二、定額制の場合の基準

物資名	配当基準	備考
（一）醬油	坑内夫、坑外夫共に一人当り一月五合、その家族に対し家族一人当り一月三合	本表における配当基準数は、量は一級基準配当分を含む。

（一）蔬菜	坑内夫及び坑外夫に対し一人当り一日六五匁程度、その家族に対し一人当り一日三五匁程度。	
（二）鮮魚介	坑内夫及び坑外夫に対し一人当り三〇匁程度、その家族に対し家族一人当り一〇匁程度。	
（三）加工水産物	坑内夫及び坑外夫一人当り一月一五匁程度。	
（四）缶燻茹	坑内夫及び坑外夫一人当り一月二匁程度。	容器製造用石灰その他資材の割当状況及び輸出関係により数量に変更を認めることがある。

炭物	坑内夫及坑外夫一人当一月二四〇 奴程度	
地下足袋 その他 ゴム靴物	坑内夫一人当一年平均七足程度坑外 夫一人当一年平均三足程度	
石 炭	坑内夫一人当一月平均五担程度坑外 夫一人当一月平均二担程度	但し、リンク配給に準じた 取扱をすることがある。
甘味料	女子及び未成年者男子は坑内夫及び 坑外夫に対し一人当一月五匁程度 甘味料又はこれに代るべき食品	

第三、炭鉱労務者何物資の適確なる配給を期するため、各炭鉱労務者にお
いてできるだけ一括して荷受購買せしめることを勧奨する。

石の購買手帳を行うため、炭鉱毎に炭坑協同組合（購買会を含む）及
びその連合会の速なる結成を期す。

第四、労務者数、稼働日数並に日出炭量を正確に把握するため、地方商工
局の指導の下に各炭鉱における諸記録及び諸帳簿の整備を行つて物資
受配帳を備え付けしめる等の措置を講じ、労務者何物資の適正な配給に適
應の在りようにする。

物資の配給は各炭鉱が労務者の職種、年齢、稼働日及び生活費の算出
基礎として必要事項を記載した労務者名簿を作成し、地方商工局長の
承認を受けたるものを基礎として配給所管廳が調整（添付の上記名捺印）
する配給割当公文書と引換えに配給所管廳の定めた経路により行はれる
ものとする。

第五、本専領によるリンク制度の推進及び調査については、さきに決定
されたりリンク制の拡大及び計画化に関する措置等細の三及四の各項によ
りそれぞれ措置するものとし、地方において既に設置されている炭鉱労

務用物資配給協議会を整備し、その活用を図るものとする。
 第六、本要領による物資の配給において、坑内天、坑外天及び坑内外の現
 場職員等の範囲についての不正は、これを嚴重取締るものとする。
 第七、配給すべき物資の種類及び最高供給数量
 前各項の措置に基いて昭和二十二年十月以降同二十三年三月迄の間に
 配給すべき物資の種類及び政府において確保すべき最高供給数量は次の
 通りとする。

但し、これは本年度三十万トン産出炭計画に即応する各月生産計画が完遂さ
 れた場合の最高供給数量とする。

物資名	単位	第三四半期	第四四半期	計	備考
主要食糧	石	一四三、〇〇〇	一四三、〇〇〇	二八六、〇〇〇	各物資とも特に揚託し、そのほか加配量を示す
味噌	貫	九一八、三四五	九一八、三四五	一八三六、六九〇	一枚基準配給を含む 原料大豆の輸入状況により 数量に変更を加えることがある

備	通	蔬	食	鮮	畜	加工水産物	酒	煙	甘
油	茶	魚介	産物	飼	飼	費	石	十	味
石	貫			度			本	本	料
一四九五〇	二二二	二一、三四、〇〇〇	九、八五、〇〇〇	一、〇五、〇〇〇	二、七〇、〇〇〇	一、〇二、五〇〇	一、二四、二〇〇	四六、五〇〇	一、二七、〇
一四九五〇	二二二	九、八五、〇〇〇	二、四〇、〇〇〇	一、〇五、〇〇〇	二、七〇、〇〇〇	一、〇二、五〇〇	一、二四、二〇〇	四六、五〇〇	一、二七、〇
二九二〇〇	五〇八	九、八五、〇〇〇	五、四〇、〇〇〇	一、〇五、〇〇〇	二、七〇、〇〇〇	一、〇二、五〇〇	一、二四、二〇〇	四六、五〇〇	二、三三、〇〇〇

一、炭産出計画を合す
 一、炭産出計画を合す
 一、炭産出計画を合す
 一、炭産出計画を合す
 一、炭産出計画を合す
 一、炭産出計画を合す
 一、炭産出計画を合す
 一、炭産出計画を合す
 一、炭産出計画を合す
 一、炭産出計画を合す
 一、炭産出計画を合す

重要労働者用品需要量調査実施要項
趣旨

二二、一、二、一九
F.S.B 日用品課

食料・作業用品等労働力の再生産及び効率発揮に絶対不可能の物資の供給が不円滑なため生産・出荷・転送等が現実に相当阻害されているのみならず従業者の労働意欲低下の大きな原因となつてゐる。殊にゴム履物、石けん等長期間にわたつて直空状態を続けて来た物資についてはこの際相当大幅の増産しなければ増大した需要を充つことは不可能である。地方現在の配分状況は各産業部門間で相当不均衡を来してゐてこれを是正することが重要配給実施上の急務である。然るにこれらの増産配分の諸計畫の基礎とすべき部門別の正常の需要量は現在まで適確に把握されて居らず科学的に算定された資料が甚しく不備の状態にある。よつて重要労働者用品について関係官廳の協力の下に徹底調査を実施し昭和二十三年度以降の需給計画策定上の基礎資料を急速に整備するものとす。今後の具体的配分は本調査による。

正帯帯需要に對し現実の生産状況、却内毎の重要度等をとりみ合せ公正な査定を加へて決定するものとする。

二、実施方法

(一) 調査物資の範囲

(1) 労務加配食料及び嗜好品

(2) 作業用品

(3) 衣料品

(4) ゴム製品へ地下足袋、総ゴム靴、布靴、自転車タイヤ、チユー

ブ、ゴム引製品、ゴム手袋、修理用生地)

(5) 石けん

(二) 調査部門

需要部門中主要なものをから着手し順次なるべく細別部門に及びすものとする。

(三) 調査事項

(1) 職種別(事務職員及び現場職員を含めなるべく細別)

性別、年令別の人員数(調査期日現在の仕立数、実働数、勤明書等)

増減の見込、専業及兼業の別)

(2) 職種別、性別、年令別の作業内容、労働強度、作業場所の状況

(3) 需要品目別、職種別、性別、年令別の需要数量、消耗度(作業内容による需要の特殊性、地域差、季節変動その他の特珠事情を併記)

及び希望品目以外の代替品目の種類、代替可能な程度

(4) 需要品目別の供給実績(不足量の充足状況、修理の実施状況、所要修理資材を併記)及び作業に對する障蔽の具体的事実

(5) 職場の配給協議会等下現に適用してある配給基準の实例(なるべく多数)

(四) 調査方法

(1) 組織

E、S、Bの労務用物資対策委員会を中心とし各需要部門の主務官廳及びその推薦する労務首代表地方益済安定局員並に調査物資に關す

る業界の経験者について臨時に専ら調査員を委嘱して需要部門毎に調査班を編成する(別表)

各班は主査一名及び調査員数名を以て編成する。主査は原則として当該部門の調査員をこれに充て調査員は適当な他の需要部門の調査員を交へて配属する。業界の経験者以外の調査員の旅費は夫々の所屬又は推薦官廳の負担とする。

(2) 調査の作成及び整理

各班の主査は資料調査及び実地調査により調査を作成し基礎資料を添えE.S.B.に提出する。実地調査は事情によりこれを省略するにができる。調査にはなるべく各調査員個々の意見を明記するものとする。

調査は各班の調査員全員の合議により最終決定を行うものとし、特に必要のある場合は再調査をも行って完璧を期する。

調査の整理及び調査に關する庶務はE.S.B.労働局がこれに當る。

(3) 調査期日

準備期間	十二月末日迄
実施期間	昭和二十三年一月一日—二月十日
調査提出期日	二月十五日
最終決定期日	二月末日

三 事後措置

調査実施後も調査の内容については常時補正を加へることに努めるものとし、各主務官廳が調査の変更を要すると認めたときはその都度資料を添えてE.S.B.に申出るものとする。



22

3-1-d

労務用物資対策に関する件

首題の件に関しては別紙客年一月二十九日閣議決定「労務用物資対策に関する件」に依り基本方針が定められたので、此が運営に關しては概ね左記に依り適宜貴管下の実情に即応する様その方全を期せう。此たい。

記

一 中央に於ける労務用物資対策協議会の例に倣ひ地方に於ける労務用物資配給の円滑適正を期するため労務用物資対策地方協議会を設置すること。

二 同一地方に右協議会が二以上設置せられるときは（例）都道府縣關係の他に地方鉄道局、地方通信局關係等のあるとき）は互に關連性が深いので關係主務官廳間に

緊密な連絡を保持すること

三) 労務加配対象事業所(工場、事業場等)に対する最終割当は直接加配及中天指定分を除き都道府縣に於て決定するものとし地方商工局その他関係官廳に關連する業種については当該関係官廳と協議の上決定すること
四) 都道府縣に於ける本業務実施については左の諸点に留意すること

一) 本業務は(資廳)食糧課、商工課、労政課、勤労課等各課に關連を持つ故關係各部課間に常に緊密なる連絡を保持するため適當なる機關(例幹事会等)を持つこと
而右機關の庶務は労政課(又は給与主務課)として担当

せしめること

(二) 労務用物資配分については労務用物資対策地方協議会に諮り配分要領(別添参照)を定めて確實適正な配給実施を期し特に加配範圍の逸脱、横流し又は二重配給の起らぬ様にする

(三) 労務加配は本来労働生産性の保持昂揚を期するたためのものであるから労働者の勤怠生産能率等に即応して勸業をすべき点の監査励行を図ること

(四) 事業所に於ける不端配給については経営協議会、労働組合又は使用者側及過半数の労働者側よりなる配給協議会等適當なる機關に諮りその公正を期する様指導すること

(五) 本業務遂行のため特に勤労者の活用を図ること。

(六) 管内事所に於ける配分方法、受配人員、加配数量その他本施策上必要な具体的諸事項に關しては、労政課又は給与主務課に於て常時把握しておくこと。

備考一 労務用物資対策中、天協議会に關しては、追つて近々参考通牒する。

二 直配関係業種（例、石炭鉱業、化学肥料、國鉄、漁業等）についても概ね右に準じて考慮運営せらるべきものとする。

經本四第 号

昭和二十二年一月

日

都道府縣長官殿

(写)

地方商工局長殿

地方鉄道局長殿

地方海運局長殿

地方通信局長殿

經濟安定本部第四部長
厚生省勞政局長
農林省總務局長
商工省總務局長
運輸省陸運監理局長
運輸省海運總務局長
通信省總務局長

昭和二十二年一月 日

經濟安定本部第四部長

厚生省 勞務局長

農林省 總務局長

商工省 總務局長

運輸省 陸運監理局長

運輸省 海運總局 總務局長

通信省 總務局長

勞務用物資対策地方運営に関する件

勞務用物資対策に關しては客年十一月二十九日閣議決定
勞務用物資対策に關する件に依り基本方針が定められた

が、此が地方運営に關し、実施主官廳たる都道府縣に於ては、
關係各省出先機關と密接なる關係を有するから、この際、
係各省連名通牒を發して、以て本事務の円滑適正を期したい。

案

Certification 証		Progress of works 工事又は作業進捗度			Expenditure 費支出状況										
No. No.	Agency Agency	Name of project Project name	Nature of project Project nature	Location of project Project location	Date of report Report date	Estimated progress Estimated progress	Total Total	% left uncompleted at end of the quarter Uncompleted %	Whole project left unfinished Unfinished project	Classification Classification	Contracted amount Contracted amount	Expenditure of date of report Report date	Estimated expenditure date of report Estimated expenditure	Total Total	Remainder Remainder
										Labor Labor					
										Commodity Commodity					
										Miscellaneous Miscellaneous					
										Total Total					
										Labor Labor					
										Commodity Commodity					
										Miscellaneous Miscellaneous					
										Total Total					
										Labor Labor					
										Commodity Commodity					
										Miscellaneous Miscellaneous					
										Total Total					
										Labor Labor					
										Commodity Commodity					
										Miscellaneous Miscellaneous					
										Total Total					

裏面白紙

Subsidy 補助支出状況			Material 資材使用状況				Labor 労働者状況			Economic 経済効果		Remarks 備考	
Certificated 補助費 額	Expenditure of date of report 報告書提出 日	Estimated expenditure - date of report - end of the quarter 報告書提出 日 - 当 三 月 末	Quantity 数量			Quantity Carried over 繰越数量	Demand for next quarter 次三 月 需 求	as of date of report 報告 日 時 点	Estimated; date of report - end of the quarter 報告書提出 日 - 当 三 月 末	Total 計	Name of products 生産 品 名		Quantity increased 生産 増 加 量
			Steel 鋼	Cement セメント	Timber 木材							Total 計	
			Steel										
			Cement										
			Timber										
			Steel										
			Cement										
			Timber										
			Steel										
			Cement										
			Timber										
			Steel										
			Cement										
			Timber										
			Steel										
			Cement										
			Timber										

裏面白紙

附 牒 案

一 幹 部 会

九 一 九

生活物資局

勞務用物資の割当及び配給の手續に関する件

主要な生活物資の需給に関する基本方策及び基本計画は他の諸計画と照應して、必要に應じ経済安定本部において定めて来たが、流通秩序確立対策要綱中において改めて総合的な生活物資の需給計画を策定するとともにその勞務用配当についてもリンク制の拡大などをしてこれを計画的に行うことと決定され又配給手續に關しても内閣訓令第三号指定配給物資配給手續規定の改正実施を見たので、これに基き特に実質賃金の充実及び産業復興上直接に重要性がある勞務用物資の割当及び配当手續の基本方策及び基本計画の策定並に關係各廳における割当及び配給の実施は、左により取扱うものとする。

一 経済安定本部は主要な勞務用物資につき割当及び配給

手續に關する基本方策及び基本計画を、主要な消費部門である産業業種及び職種別について定め、その物資の配給に關し権限を有する中央主務官廳へ中央割当廳といふ以下同じ。に對してこれを指示する。その業種及び区分は物資毎に適宜合理的にこれを定める。必要ある場合は、経済安定本部において主要な産業業種別及び職種別配当計画の外地域別配当計画を定めることがある。

二 中央割当廳は、経済安定本部の定める基本方策及び基

本計画に基づいて配当の実施計画を定める。又必要に應じ中央割当廳は、その定める配給に關し権限ある地方行

政廳へ地方割当廳という。以下同じ。に對し一定の基準を示して中央割当廳の定める方策及び計画の範囲内に於て、細業種別、細職種別、地域別又は事業場別の配当計画を定めさせることと出来る。

三、中央割当廳は、直接に又はその定める基準に従つて地方割当廳をして受配者に對する最終の割当を行はさせる場合に於ける受配者の種類別受配数量又はその基準につき經濟安定本部の承認を受けるときを要する。勞務加配用主要食糧その他特に必要あるものについては、經濟安定本部は、直接に右基準を定めることとある。

四、經濟安定本部は、一の勞務用物資の配当基本計画及び三の受配數量又はその基準を労働關係中央廳に通知する。

労働關係中央廳は、適宜これを労働關係地方廳に通知する。

五、中央割当廳が、地方割当廳に對し基準を示して細業種別、事業場別の配当計画を定めさせる場合は地方割当廳は、予め關係労働基準局、地方商工局、農林省地方資材調整事務所、地方海運局等關係廳の要請を受けこれを協議して定める。地方割当廳は關係地方労働基準局と協同して右配当計画の決定につき必要に應じ、現に地方労働基準局に設置せられてゐる勞務物資対策地方協議会を活用するを適當を諮問委員会の設置を考慮し各關係方面の意見を聽くものとする。

六、購入券、購入通帳等の配給割当公文書の交付について

は、中央割当廳の定める経路によつて行はれるが中央割
当廳又は地方割当廳は、關係廳と打合せの上必要に應じ
市区町村の外、労働基準監督署、公共職業安定所又は公
共労働安定所、地方商工局、同出張所、地方海運局、同
支局、出張所、地方海運監理部、同支部、出張所等をし
てこれを行はしめることとすべきものとする。

備考

一 昭和二十二年四月二十八日附経済安定本部第三、第四
部長他各省各局長、等連名通牒労働及公共職業行政整
備に伴う労働用物資対策に關する件^{に關する件}は別に関係廳において
本通牒の実施上の措置に^{關する}は別に關係廳において

定まる。

ニ 労働用物資を需要する産業を所管する中央行政廳にお
いて特別の需要について申請をするときは、経済安定
本部生活物資局長のほか必ず同労働局長、生産局長、
労働局長との他關係各局長に申請書を提出すること。

労務用物資の割当及配給の手續に関する
新聞発表原稿

経本生活物資局

労務用物資の割当及配給の手續に関する件
経済緊急対策に基づき流通秩序確立対策要綱中において改
め総合的な生活物資の需給計画を策定するとともにその
重要な一部である労務者用配給についてはリンク制の拡大
などをしてこれを計画的に行うことが決定され又配給手續に
關しても内閣訓令第三号指定配給物資配給手續規程の改正
実施を見込るのでこれに基づき労務者用に対する割当及配給
手續に關しては別紙の通り取扱はれることとなつた。

37d
148

尚昭和二十二年及需給計画においては労働用物資の関し概
ね次のような方針によりその確保を圖る予定である。

一 国内産業の維持の上から輸出産業の振興のためにも
その差本的な経済基盤となる国民生活の活動力の源泉で
ある食糧の生産者と動力源としての石炭を生産する炭鉱
労働者との二大産業従事者に対しは主として物資配当の重
きを置く外、進駐軍隊隊員労働者に対しは特別の配慮を
する。

二 石以外にも重要鉱産、鉄鋼業、化学肥料工業、造船業、
製糖業、収束業そのほかの重要産業及び重要従事者
に対する労働者に対しは、物資の供給力の許す範囲内にお
いて一級民生用の最急限配当の調整を圖り得るに努
む。

その労働用配当を確保する。労働用物資の配当は、原則
として一般民生用と配当とを別し労働用配当としてこれ
を行うものとし、作業用物資と物資の特性配当上の便宜その
他特別の事由あるものについてはこれと労働用配当との
他は区別せず配当する。

労働用物資の配当の対象は、戦時指定生産資料の配当
に關する産業区分表に準じて區別し物資供給力の現状に
鑑み、配当における経済計画の遂行上特に重要と認め
らるる産業及び従事者、現場労働者及び特に必要
な現場職員に限るものとし炭鉱労働者及び主要食糧生産
者の場合以外にはその家族を含まないものとする。
配当においては物資ごとには必要不対象についてその産

兼及勤の労働の重要性及びその強度をその配当基準量
を定める。

三、配当基準量は職種別に差異をつけ得るものはできるだけ
少くこれによる。

四、労務用物資は、主要食糧、その他の食料品、衣料品、
作業用品、嗜好品の各に付き重量的にこれを配当しその
配当に當つては生産資料と共々リンク制によることがあ
る。

五、特に主要食糧については、一般配給との調整をはかり
つ、労務用配給の確保と合理化を期しその配当量につい
ては、政実な動労による消耗を正當に補償し経済再建の
ための努力に較ぶるよう配給を合理化する措置を加味す

る専ら労務用物資配当に關する一般要項によるの外配当対
象である産業配当の労働の重要性及びその強度を考慮
して、対象とできるものを細分してその各々に対する配給
基準量を決定する。

五、塩、亜鉛、甘味食品、作業用材料品及び地下足袋につ
いては労務用の確保に努める。



極秘

主食の勞務加配制度について

主食品課

一六六

我國現在の食糧需給状況より推定すると、主食の一般配給基準量二五
 合を維持し且副食物等の配給計畫量を完遂するも尚一般國民一人一日当
 り約五五〇カロリーの耐乏を余儀なくされる状態である。我國經濟の再
 建への歩度を急速且強力に推進せんが爲には資材、動力、資金及勞働秩序
 等に対する別途適切な施策との調和均衡を圖り、重要産業勞務者に対
 する主食加配制度については、供給力の許容する範圍に於て産業の重要度、
 勞務者の職程による勞働の轻重、稼働の実態に即応する合理的改善を行
 可及的に勞務者の所要カロリーの充足に努め以て健全な勞働力の維持を圖
 らなければならぬ。

一、主食加配対象の重負の置き方

A、傾斜配給をするもの 國家經濟運動上の根基を爲す動力関係産業

B. 準傾斜配給をするもの 基礎的資材又は物資の生産及重要輸送関係

C. 一般労働配給をするもの 一般重要産業

D. 臨時労働配給をするもの 官業労働へ既に実施中のものを除く

其の他必要ある場合臨時に実施する。

二、配給期間

傾斜配給及準傾斜配給は当該業種の傾斜生産（運転）実施期間とし、右終了後は一般労働配給に転化するものとする。一般労働配給は常時継続的に行い臨時労働配給は必要ある場合臨時に行う。

三、配給基準量

主食の労働加配は一般基準配給量の維持を前提とするが故に、その配給基準量の改定は食糧需給事情の推移と関連せざるを得ないから概ね三ヶ月乃至六ヶ月毎に改訂するを適当と認められるが当面左の基準量を目途とする。

即普通国民一般は一日約五四七カロリーを耐乏するに對比し

A 傾斜配給するもの 一人一日平均耐乏カロリー 約一〇〇〇カロリー

B 準傾斜配給するもの 約三〇〇カロリー

C 一般労働配給するもの 約五〇〇カロリー

D 臨時労働配給するもの 供給力の範囲内において臨時配給する。

配給すべき加配主食は操作技術の許す限り米、麦、小麦粉等を重層的に考慮するも、必要な場合はカロリー充足の見地から砂糖等を以て代替配給するものとする。

四、配給条件

1. 國家緊要の産業業務に従事する筋肉労務者であつて別に定める職種に該当するものとする。
但しその他の勤労者であつても國家が必要と認められた場合はこの限りではない。
2. 各職種に應じ誠実勤勉な労働に従事した稼働日数にリンクして加配する。
但し農林水産物等にして別にリンク方式を定めるものは、その条件による。

五、配給方法

主食所管行政官廳の発給する個人別受配通帳によつて各労務者に配給することとするも、現物の荷受等については各職場毎に一括措置して可及的業務の簡素化に努めることとし、尚職場給食を有利とする場合は右の給食方法を採らしめることとする。

六 監査及処罰

主食配給所管行政官廳は関係廳の協力を得て労務加配主食の受配に付監査を実施し不正受配及受配食糧の不当なる使用の事實を発見した場合は当該職場全体に対して一定期間の加配停止を行ふこととする。

糧秣

主食労働配制度の改善について

主食記録 一・三二

一月二十二日総理大臣は国会における施政方針演説において「重要産業等において働く真面目な勤労者が安定した賃金を真面目に勤めれば食へる休制を実現する方針の下に実質賃金の一層の充実を図るため主食の労働配制度に対し新発想から根本的に検討し、配給基準の合理化及配給方法の刷新を行ひ、激に突進働に應ずる効率的な運用を図つて、労働の軽重に應ずる必要量の配給を確保する他配給操作技術の許す限り米、麦、小麦粉、重炭水素など、の配給五食の質及量の合理化を行ふと共に、苟も雇配、欠配の生ずることのないよう配給を確保したい旨を宣言した。

二、右の宣言の中、重要産業の範囲、配給基準量の合理化、突進働に應ずる効率的な運用及労働の軽重に應ずる必要量の配給確保の諸点は主食の

供給力に端的に達する最も中心問題あり爾余の諸氏は配給技術上の問題
にある。隨て宣言の目標を理想的に達成せんが爲には最初から配給給
数量に対する制約を解放して熾まなければならぬ。

三、然し乍ら労働加配は國民一般の基準受配量である二・五合の配給が
確保せられた上に於て始めてその意義と効果があるのであつて、國民一
般の全生活を現在以上の不足状態に陥れ、社会不安が更に深刻化するよ
うな環境に於ては重要産業と雖も生産活動の振興は期せられたいから
寧ろ現実の問題としては、規制せられた一定の枠内に於て最大の効果を
収めるよう如何に加配するかに帰着する。

四、現在における七一六日の食糧輸入の見込は約一八〇〇千石であり労働
加配用は三二九七千石であつて二日以降六月迄の重要産業労働加配可能
量は一三一八千石、月平均約二六三千石と推定される。
又重要産業労働者は約七〇七五千人である。

五、現在我國の一般國民の一人一日当所要カロリーは一八九四カロリー（

厚生省研究所國民栄養勢発表一七オ一六。才経労働男女平均）であるが
地方本年度下期の成人一人一日受配カロリーは一三〇七カロリーの見込
であるから其の差五四七カロリー（主食換算一・一合弱）を耐食すること
である。

六、今重要産業労働者七〇七五千人が誠実勤勉なる労働に従事した場合、
上期一般國民の耐食量正甘受するとして、残余の不足カロリーを主食の
於て補填せんが爲には月間約三四〇千石を必要とする（一般國民の耐食
量も補填せんとして月間約五一万石を要する。）

従つて月間供給見込量二六三万石に對比して約七千石の不足があり、
このことは働く程益々耐食を余儀なくされること即一般國民の耐食量一
一合に對して重要産業労働共總平均に於ては **約一・六** 合を耐食せざるを得ない
矛盾を生ずる。

右の矛盾は本質的には月間七千石の新たな供給力増加のない限り解決し
得ないが仮に一般國民の耐食との均衡に於いて解決するとすれば一般國民

は月間約〇六日の欠配を甘受し受け止むならぬ。
 七〇七一六月の輸入量一八〇〇千石、労務加配可能量三、二九七千石とした
 場合配給改善案は次の如くである。

A 労務加配可能数量

- (一) 七〇六月 労務加配可能数量 三、二九七千石
- (二) 七〇七月 労務加配可能数量 一、六五五千石
- (三) 七〇八月 労務加配可能数量 一、六一七千石

内訳 七〇一月

- 一月 二、三一二石
- 二月 二、五二二石
- 三月 (見込) 二、五五二石

(三) 七〇六月 労務加配可能数量 一、六四二千石

B 労務加配配給改善要領

- (一) 七〇六月 労務加配可能数量 一、六四二千石中より
伐木リンク用 四四〇千石

水産リンク用	四六千石
新米リンク用	九四〇千石
頭家リンク用	二七千石
農家庭持労務加配	八六千石
養蚕農家労務加配	九千石
煙草農家労務加配	六千石
茶農家労務加配	二千石
計	三、一四〇千石

頭家配給(一次案と
同様とす)

を控除し残一、三二八千石を重要産業労務者用加配可能数量とした。
 但し緊急加配、加配対象労務者の増加、稼働日数の増加、地方均
 時期的加配を要する場合等を考慮して月間三、二九七千石程度を保留した。
 従って重要産業労務者用加配可能数量は月間二、六三三、千石
 (二) 案はA案と同様とし加配対象人員はA案を基礎として修正を加
 えた七〇七、五千人とした。

(三) 稼働日数は各業種共に従来通りとする

(四) 各業種は現在の国家経済運転上における重要度を勘案しA・B・C・Dの四階級とした。(別紙一)

(五) 一人一日平均基準量は次の如くした。(別紙二)

Aに属する業種 業種内の各職種労働者総平均一人一日当必要カロリーを充足出来る数量 但し石炭産業については従来通りとする。

Bに属する業種 業種内の各職種労働者総平均一人一日当必要カロリーより普通一般国民が耐えるカロリーを控除したカロリーを充足出来る数量

Cに属する業種 全業種の労働者が必要とするカロリーを充足するため要する主食数量(一般配給に主食を含む) 八次二千石と一般配給主食数量三四五千石と加配可能数量二六三千石との和六〇八千石との比

Dに属する業種

本六八多き以て、各業種の必要カロリーを充足出来る数量を規制した数量
A・B・Cの業種に対し上記の基準量によって二六三千石を配当した際額五三千石とD級の業種がC級と同様に規正された場合必要とする総量六千石との比率七八%を以てC級の場合と同様に規正された数量を更に規正した数量

八、別紙二(傾斜々)は上記の基礎に於て理論的に計算せるものであるが公衆衛生事業、病院関係労働者に対しては加配不可能の結果となる、従て取得権を侵害しないとするは別途を調査からの調整を必要とする。
九、労務加配主食の月間供給量が二六三千石なるとし、七〇七五千人の労働者が必要カロリーを充足するためには月間約二八四千石の不足となる。之を砂糖の加配にて充たすとすれば、砂糖一〇〇反約三八〇カロリーとし、砂糖月間約三万七千七を必要とする。

今労働者のカロリー耐分量と一般國民の耐分量ある^三異同は、カロリーに
近壓縮せんとすれば、之に必要な主食は、月間約七、七千石あり、砂糖
に換算すれば、月間約一万屯を要する。

經濟統制

20-22年

5. 隠匿物資

裏面白紙

158

隱匿物資

經濟企画庁

(1号・23行)

裏面白紙



隱匿物資管理令要綱案

商務局 二二二二四

方針

終戦時ノ混乱ニ乘ジ軍需ヨリ不當ニ物資ノ拂下ヲ受ケ又ハ其ノ後ノインフレレシヨシ及斯産稅ヲ見越シ不當ニ物資ヲ買入メ之ヲ隱匿シタル者ヨリ物資ヲ供出セシメ之ヲ適正ニ配給スル中食糧供出ノ見返リニ充ツル為左ノ要領ニ依リ措置スルモノトス

要領措置

(一) 対象物資

各種石油製品、纖維製品(糸、織物、服、軍手、軍足、及足袋)生ゴム及ゴム製製品(地下足袋、ゴム長靴及タイヤ、ゴムテープ)原皮、革及草靴、油脂(原料油脂、硬化油、及脂肪酸)鉄鋼(普通鋼、特殊鋼、特殊鋼材、普通銑鉄、及特定鉄鋼製品)電氣銅、電線、伸銅、アルミニウム、チニールミン、モーター、変圧器、電球(以上三八)据付シアルモノヲ除ク。輸受、自動車及金主要部品、自轉車及金主要部品。

(二) 在庫調査

一定期ヨリ部シ対象物資ノ在庫ヲ調査シ報告義務者ヨリ必要ナル事項ヲ申告セ

シムルモノトス。尚申告ノ前後ニ於テ行政官庁及買上機關ニ於テ必要ニ應ジ隠匿検査ヲ為スモノトス。

(イ) 申告義務者

対象物資(以下物資ト稱ス)ノ製造業者ニシテ一定數量以上ノ物資ヲ所有スルモノ、物資ノ販賣業者(ブローカー、露天商、農業者、倉庫)物資ヲ業務上原材料トシテ使用スル者ニシテ一定數量以上ノ物資ヲ所有スルモノ、官庁、公共團體、消費團體ニシテ一定數量以上ノ物資ヲ所有スルモノ、其ノ他一定數量以上ノ物資ノ所有者(一般消費者、倉庫)並ニ物資ヲ保管スル倉庫業者、運送業者、他他人ノ委託ヲ受ケ一定數量以上ノ物資ヲ保管スル者。

(ロ) 申告事項

所有者又ハ保管者ノ氏名、名称及住所、物資ノ種類、所有又ハ保管數量、所有又ハ保管場所、保管ノ場合ハ所有者ノ氏名、名称及住所、所有又ハ保管ノ期間、受入価格、最近四ヶ月間ノ使用又ハ販賣數量、其ノ他必要ナル事項。

(ハ) 申告手續

施行ノ日ヨリニ週間内ニ物資所在ノ地方并經由ノ上商工大臣宛申告セシムルモ
商工大臣ノ申告受理事務ハ便宜地方商工局ニ委任シ之ヲ行ハシム

(六) 爾後調査

近隣同業者從業員等ヨリノ風評ヲモ參酌ノ上爾後ニ於テ(四)ノ(イ)ニ依リ可及的調査
検査ヲ助行スルモノトス

(三) 買上

商工大臣又ハ地方長官ハ物資ノ所有者ニ對シ不當ト認メタル其ノ所有數量ニ依リ
買上機關ニ指定シタル價格ヲ以テ讓渡スベキ命令ズルコトヲ得ルモノトス

(イ) 強制買上ノ限度

ブローカー及露店商(企業許可受ケタル者ヲ除ク)ノ所有スルモノハ物資ヲ業務上
原料料トシテ使用スル者ニ付テハ運輸上必要ト認メタル數量(鉄鋼等ニ付テハ最
近四月間ノ使用量ノ概ネ三倍)ヲ超セル數量物資ヲ消費材トシテ消費スル者及其ノ
団体等ニ付テハ一量限度(例ハ織物類ニ付テハ一セ帯内平均一人当五反ヲ超セル
數量其ノ他地方長官ニ於テ買上アル者並ニ認メタルモノニ付強制買上ヲ行フ

(四) 買上機關

原則トシテ物資別統制機關トシ商工大臣之ヲ指定ス

(ハ) 買上價格

原則トシテ物資ノ所有者ノ買入價格ヲ參酌シタル適正價格ニ依ルモノトス但シ
買入價格不當ナルモノニ付テハ中々買上機關ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ置キタ
ル基準價格ニ依ルモノトス

(ニ) 買上諮問委員会ノ設置

(イ) 及(ハ)其ノ他重要事項ノ決定ニ當リテハ地方長官ハ關係有識者ヲ以テ組織スル
諮問委員会ニ原則トシテ諮問シ之ヲ決定スルモノトス

(六) 惠商及配給

特定地域的ニ偏在甚シキ物資ヲ除キ成ルベク所在地方就中最近寄農村ニ在リ

(イ) 買上價格ニ依ルモノトス

又ハ地方長官ニ於テ買上アル者並ニ認メタルモノニ付強制買上ヲ行フ

本令ニ依リ商工大臣ノ指定シタル経路及方法を依リ物資ノ讓渡又ハ移動ヲ為ストキ

(ハ) 物資ノ讓渡及移動ノ制限

本措置ノ実効ヲ確保スル為メ調査期日後一定期間(概ネ二週間)ヲ限り左ニ掲グル場
合ヲ除キ物資ノ讓渡及移動ヲ制限スルト共ニ爾後可及的速ニ物資ノ生産配給統制
ヲ強化スル様措置スルモノトス

- (1) 他ノ法令ノ規定ニ基キ所定ノ経路及方法を依リ物資ノ讓渡又ハ移動ヲ為ストキ
- (2) 本令ニ依リ商工大臣ノ指定シタル経路及方法を依リ物資ノ讓渡又ハ移動ヲ為ストキ

(四) 其ノ他ノ事項

- (1) 調査及買上ニ伴フ関係官庁買上機関共ニ職責ノ权限

商工大臣及地方長官ニ付テハ特ニ之ヲ行使スルノ權限ニ其ノ权限ノ一
部ヲ行使セシムルト共ニ調査及買上機関ノ職責(官廳長トス)ニ付シテ
便宜取及必要ナル場合ニ於テハ讓渡命令及取付書

(イ) 買上ニ伴フ物資ノ融通及買上ニ伴フ経費共ニ思ハ損失負担

買上機関ニ付シテ買上ニ伴フ経費ノ融通ヲナスト共ニ買上ニ伴フ買上機関ノ経費
共他ノ損失負担ニ付テハ買上機関ニ於テ負担スル係子并約措置ヲ講ズルモノトス
尚物資ノ所有権ノ受了シタル買上代金ノ振り込ハ一定期間(概ネ三ヶ月)迄
戻則トシテ之ヲ封鎖スル措置ヲ講ズルモノトス

(ロ) 振替法規

憲法オハ条ニ基キ緊急命令トス

(ニ) 罰則

本令ニ違反スル行為ヲ為シタルモノニ付シテハ当該物件ヲ没収スルノ外
併罰又ハ罰金ヲ科スルモノトス

埋蔵物発見報告令(案)

(三三三三)

第一條 本令施行ノ際現ニ埋蔵物發見(以下「本物發見ト稱ス」)ヲ所有シ又ハ占有スル者ハ本令施行ノ日ニ於ケル其ノ所有又ハ占有ニ係ル埋蔵物發見ニ付左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書(三三三三)ヲ昭和二十一年 月 日迄ニ當該埋蔵物發見ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ由テ内閣ヲ大臣ニ提出スベシ但シ内閣大臣ノ指定スル敷量ヲ超エザル敷量ノ埋蔵物發見ノ所有シ又ハ占有スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 報告者及占有者ノ氏名又ハ名稱及住所並ニ其ノ職業又ハ事業
 - 二 埋蔵物發見ノ名稱、敷量及所在ノ場所
 - 三 所有又ハ占有ノ目的
 - 四 所有又ハ占有ノ始期
 - 五 入手ノ原因
 - 六 最近 月間ノ使用又ハ販賣敷量
- 前項ノ規定ノ適用ニ付テハ世帯主同シタル家族ノ所有スル埋蔵物發見ニ付テハ之ニ世帯主ノ

所有ニ關スルモノト看做シ世帯主ヨリ報告書ヲ提出スルモノトス

第一項ノ規定ハ昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツタム」宣言ノ受託ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク生絲等敷量報告等ニ關スル件ノ規定ノ適用ヲ受クル者ニ付テハ當該物發見(生絲、絹紡絲、柞蠶絲又ハ絹製品)ニ付テハ適用セズ

第二條 前條ノ規定ニ依リ報告書ヲ提出スベキ埋蔵物發見ノ所有シ又ハ占有スル者ハ本令施行ノ日ヨリ昭和二十一年 月 日ニ至ル期間當該物發見ヲ讓渡シ、不當ニ形質變更シ又ハ隠匿ノ目的ヲ以テ移動スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 國家準備法又ハ昭和十二年法律第九十二號ノ規定ニ依ル命令ニ定ムル埋蔵物發見ニ係リ又ハ此等ノ命令ニ基ク處分ニ依リ埋蔵物發見ヲ讓渡スル場合
- 二 國家準備法ニ基ク重要産業轉讓令ニ依ル轉讓命令、特別規定又ハ前項ノ場合法ニ基ク特別命令ノ特別規定ニ定ムル配給系統ニ從ヒ埋蔵物發見ヲ讓渡スル場合
- 三 内閣大臣ノ指定スル者(以下「特別埋蔵物ト稱ス」)ガ埋蔵物發見ヲ讓渡スル場合
- 四 特別埋蔵物ニ對シ調査物發見ヲ讓渡スル場合
- 五 特別埋蔵物、指示ニ基キ調査物發見ヲ讓渡スル場合

六 小賣業者が酒類を賣つた場合に對する規定

七 農産物の運送に依る農産物の及ハる市町村其ノ地ノ公共的ガ利害物等ヲ防護スル場合

八 農産主ガ其ノ從業者ニ對シテ終上必要ト認メラルル程度ノ數量ニ付テ本物等ヲ防護スル場合

九 官下人員及ハ地方長官ノ指示ニ基クテ供給系統ニ依リテ査察物等ヲ防護スル場合

十 禁烟ノ事情ニ依リテ官下大臣及ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

前條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第三條 主務大臣及ハ地方長官物等ノ運送ニ關シテル價格又ハ價格ノ安定ヲ爲ル爲必要アリト認メ

タルトキハ本物等又ハ其ノ物等以外ノ民宅安定上必要ト認ムル物等ニシテ主務大臣ノ指

定スルモノ(以下指定物等ト稱ス)ヲ運送又ハ運搬スル者其ノ他此等ノ物等ヲ時ニ多量ニ

所有スル者ニ對シテ運送ノ時期、價格、相手方其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ當該物等ノ運

送ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ主務大臣及ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ニ掲ケル者ニ對シテ期

間其ノ他必要ナル事項ヲ指定シ當該物等ヲ保管スベキコトヲ命ズルコトヲ得

主務大臣及ハ地方長官第一項ノ規定ニ依リテ運送スル命令ヲ爲シタル場合又ハ本物等

若ハ指定物等ノ所有者知レザル等ノ爲メ一項又ハ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲スコトヲ得ハザ

ル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ當該物等又ハ指定物等ヲ占有スル者ニ對シテ引渡

ノ時期、相手方其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ之ガ引渡ヲ命シ又ハ期間其ノ他必要ナル事

項ヲ指定シ之ガ保管ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣及ハ地方長官本物等又ハ指定物等ノ所有者知レザル等ノ爲メ一項又ハ二項ノ

規定ニ依ル命令ヲ爲スコトヲ得ハサル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ引渡ニ關スル命令ヲ爲シ

タルトキハ當該物等又ハ指定物等ノ引渡ノ相手方ヲシテ其ノ對價ヲ供託セシムベシ此

ノ場合ニ於テハ當該物等又ハ指定物等ノ引渡ノ相手方其ノ供託ヲ爲シタル時或ハ引渡

物等又ハ指定物等ノ引渡ヲ受ケタルモノト看做ス

第四條 調査物者又ハ指定物者ノ所有者ハ主務大臣又ハ地方長官ヲ指定スル者ガ譲渡ノ受ケベキ調査物者又ハ指定物者ノ種類、数量及價格ノ譲渡ノ時期長ク他必要ナル事項ニ付主務大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ガ譲渡ヲ求メタル場合ニ於テハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ特別ノ理由アル場合ニ於テ主務大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ主務大臣又ハ地方長官ノ前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

調査物者又ハ指定物者ノ種類、数量及價格ノ譲渡ニ依リ調査物者又ハ指定物者ノ譲渡ヲ受ケタル場合又ハ當該物者ノ所有者知レザル等ノ爲同條ノ規定ニ依リ譲渡ヲ求ムルコトヲ得ズ但シ特別ノ理由アル場合ニ於テ引渡ヲ受ケタル當該物者ノ種類及數量、引渡ノ時期其ノ他必要ナル事項ニ付主務大臣ノ認可ヲ受ケタルヲ引渡ヲ求メタル場合ニ於テハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ特別ノ理由アル場合ニ於テ主務大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依リ主務大臣又ハ地方長官ノ指定スル者ガ調査物者又ハ指定物者ノ所有者知レザル等ノ爲同條ノ規定ニ依リ譲渡ヲ求ムルコトヲ得ズ但シ特別ノ理由アル場合ニ於テ前條ノ規定ニ依リ調査物者又ハ指定物者ノ引渡ヲ受ケタルトキハ其ノ對價ヲ供託スベシ

第二條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條 調査物者又ハ指定物者ニ關シ強制徵收手續、明徴徵收法ニ依リ強制徵收手續其ノ他特別ノ規定ニ依リ進行中ナルトキハ其ノ進行中ニ限り當該調査物者又ハ指定物者ニ關シテハ第三條及第四條ノ規定ハ之ヲ適用ス

第六條 第三條及第四條ノ規定ニ依リ調査物者又ハ指定物者ノ譲渡ハ他ノ法令ニ拘ラズ其ノ效力ヲ有ス

前條ノ規定ニ依リ譲渡ヲ命ゼラルタル調査物者又ハ指定物者ガ知レタル擔保權ノ日付タル場合ニ於テハ當該物者ノ譲渡ヲ受ケル者ハ其ノ對價ヲ供託スベシ

前條ノ規定ニ依リ調査物者又ハ指定物者ノ譲渡又ハ引渡アリタル場合ニ於テハ當該物者ニ付存シタル擔保權ハ他ノ法令ニ拘ラズ所有權移轉ノ時ヨリ之ヲ行フコトヲ得ズ

前條ノ規定ニ依リ譲渡又ハ引渡ヲ命ゼラルタル調査物者又ハ指定物者ニ付擔保權ヲ有シタル者ハ第二項ノ規定ニ依リ供託金ニ對シ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第七條 主務大臣又ハ地方長官調査物者又ハ指定物者ニ付第三條ノ規定ニ依リ譲渡、保守又ハ引渡ニ關スル命令ヲ爲シタル場合ニ於テ當該指定物者又ハ調査物者ノ所有者又ハ占有者其ノ

命令ニ違反シタルトキハ當該官吏ツシテ當該指定物等又ハ調査物等ヲ無償ニテ放去シシムルコトヲ得

第八條 主務大臣又ハ地方長官ハ調査物等又ハ指定物等ニ付必要ナル報告ヲ得シ又ハ當該官吏ツシテ工場、事業場、店舗、食糧共ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ調査物等、指定物等書類、帳簿等ヲ検査シシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ツシテ臨檢検査シシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス番票ヲ持シテ入ルベシ

前項ノ番票ノ様式ハ主務大臣之ヲ定ム

第九條 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ法人其ノ他ノ團體ノ職員ツシテ前條ノ規定ニ依ル検査ニ關スル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十條 主務大臣又ハ地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノツシテ前條ノ規定ニ依リ検査ニ關スル事務ヲ取扱フ職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

テ本令ニ依ル調査物等ニ關スル調査ノ實施上必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

前項ノ事務ニ關スル費用ハ市町村又ハ之ニ準ズベキモノツシテ之ヲ負擔シシムルコトヲ得

第十一條 第一條ノ規定ニ違反シ報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告書ヲ提出シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千元以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ一萬元以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 第三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五萬元以下ノ罰金ニ處ス

第十四條

前二條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役後罰金ヲ併科スルコトヲ得

第十五條 第五條又ハ第六條ノ規定ニ係ル當該官吏又ハ職員ノ検査ヲ拒ミ妨ゲ又ハ阻礙シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 法人ノ代表者又ハ法人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第十一條乃至第十三條ノ違反行為ヲ爲シタル者ハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ同條ノ罰金刑ヲ科ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

一 石油製品（動物性 揮発油、煤油、軽油、軽機油及重油ヲ謂フ、

二 糸（糸製給統制規則第一條ニ依リテモ）及麻糸ヲ謂フ、

三 左ニ依リテ製成スルモノ及中古品ヲ除ク、
（中古品ヲ除ク）
農林省令第一號ニ依リテ製成スルモノ

（糸製給統制規則第一條ニ依リテ指定アラレタルモノヲ謂フ、

（糸製給統制規則第一條ニ依リテ指定アラレタルモノヲ謂フ、

（手布

（外套（婦人子供用ヲ除ク、

（洋服（婦人子供用ヲ除ク、

（作業服

（シャツ

（スポンド

（手巾

（靴下

（糸製給統制規則第一條ニ依リテ指定アラレタルモノヲ謂フ、

（手布

（外套（婦人子供用ヲ除ク、

（洋服（婦人子供用ヲ除ク、

（作業服

（シャツ

（スポンド

（手巾

（靴下

（糸製給統制規則第一條ニ依リテ指定アラレタルモノヲ謂フ、

（手布

（外套（婦人子供用ヲ除ク、

（洋服（婦人子供用ヲ除ク、

（作業服

（シャツ

（スポンド

（手巾

（靴下

内閣訓令第ニ号

経済安定本部令第ニ条第三項の規定により、不買要物品
製造販賣制限規程を次のように定める。

昭和二十二年一月一日

日

内閣總理大臣 吉田 茂

不買要物品製造販賣制限規程

第一條 重要資材の需用と其の重要部門との供給確保に資
するため、本規程に依つて、不買要物品の製造販賣を制
限する。

第二條 不買要物品の製造販賣制限は、臨時物資需給調整

45

法に基いて、これを実施する。

第三條 不買要物品の製造販賣制限は、閣上権限ある主務官
廳は、本規程に基いて、この訓令を施行する日から十五
日以内は、次の規則を定め、これを施行することとする。

- 一 別表製造品目の欄にかかばる物品の製造業者は、別
表製造品目の欄にかかばる物品を製造するため、別表
使用禁止資材の欄にかかばる資材を使用し又はこれを以
て加工することができない。但し、左にかかばる場合は
この限りでない。
- 二 経済安定本部總裁の定むる基準に基づく貿易廳長
官の指令又は之に基く正当な証文により輸出用とし

て製造する場合

① 連合國占領軍第八軍の発行する調達要求書により要求された物品にして経済安定本部總裁の定むる基準に基づき主務大臣の指令により製造する場合
 ② 医療衛生上の必要により経済安定本部總裁の定むる基準に基づき主務大臣の許可を受けて製造する場合

④ 技術研究用として経済安定本部總裁の定むる基準に基づき主務大臣の許可を受けて製造する場合

⑤ 中古品を修理する場合

⑥ 規則施行の際現に製造中のものを完成する場合

⑥ 前項の規定によつて製造することができない物品の

製造業者又は販賣業者は、その所有する手持品及び仕掛品につき、規則施行の日から一月以内に左に於ける事項を地方長官に届け出ることとする。

① 手持在庫品についての種類別数量

② 仕掛品について生産予定数量及びこれに要する

原材料の手持数量

③ 第一項の規定によつて製造することができない物品の製造業者又は販賣業者はその物品を規則施行の日から十日以降これを販売することができない。但し、特別の事情により主務大臣、地方商工局長又は地方長官の許可を受けられた場合はこの限りでないが、規則施行後百八十日を経るときは、右但し書の許可は効力を

裏面白紙

失う

四 第一項のイ及至四により製造した物品及び中古品に
 ついては、第三項の規定は通用されず。但し、第一
 項のイ及びロにより製造した物品であつて、不居格其
 の他の事情により本来の目的以外に販売しようとする
 場合は、其の都度主務大臣の許可を要する。

五 第三項の但し書及第四項の但し書の規定によつて販
 賣を許可された物資は地方長官の定めたる印章又は證
 票を附さなければならぬ。

附 則

この訓令は、公布の日から、これを施行する。

項	製	品	目	使用禁止貨物
一	ゴムマント、化粧品、粘着テープ、オーバー シールド、海水用袋、ラバータイル			生ゴム
二	高級靴、靴（ゴム製を除く）革履（鼻緒 を除く）、スリッパ、履底、			牛革、馬革、豚革、山羊革、及び綿羊革、 又は生ゴム
三	香煙入れ、抱枕、トランシーロ、ホステルバッグ パニチケース、ランドセル、リュックザック、園芸 グラブ、ストン			
四	帽子、手袋（手使用を除く）バンド、脚絆、外套、 マント、上着、スボン、座蒲団、クッション ハンドバッグ、煙草入れ、筆入れ、その他			牛革、馬革、豚革、山羊革、及び綿羊革
五	の袋物			
六	椅子、床子、机、火鉢、帽子箱、飾棚、 飾台、トランク			鉛、錫、アルミニウム及びこれらの合金（半田を除く）並びにアルミニウム及びアルミニウムの合金の板
七	玩 具			生ゴム、錫、アルミニウム及びこれらの合金（半田を除く）並びにアルミニウム及びアルミニウムの合金の板
八	弁当箱、水筒、コップ、碗、スプーン、匙 シヤウ子、印金、オムレツ返し			鉛、錫、又はアルミニウム及びこれらの合金（半田を除く）
九	茶器、酒器、菓子器、その他八以外の 飲食用器具			鉛、錫又はアルミニウム及びこれらの合金（半田を除く）並びにアルミニウム及びアルミニウムの合金

十	鍋、釜、飯蒸釜、飯ごう、洗面器 湯沸、茶所以外の厨房用器具 鉛、錫、又はアンチモン及びこれらの合金（赤白を除く）並びにアルミニウム又はアルミニウム合金の板
十一	蓋物、花瓶、賞盃、賞牌、その他の 装飾品
十二	眼鏡、その他の喫煙用器具、煙草セット、 シガレットケース
十三	化粧用具、化粧品容器
十四	髪飾、帯止、ブローチ、靴その他の装身具又は被服附属金具（毛巻及び毛止を除く）
十五	文鏡（製図用を除く）、インクスタンド、紙切 刀、その他の文房具（鉛筆削、ペン先、絵具
十八 日傘	入子テグ、工作用接着剤入子テグ、製図器 炭精鉛筆、万年筆、朱墨及び計算尺を除く）
十九 手摺、地手、喫煙器、その他の建築用附属 金具	鉛、錫又はアンチモン及びこれらの合金（赤 白を除く）並びにアルミニウムの板
二十 キヤビネット、ロソク、盥、浴槽、調理台	鉄鋼（部品として使用する場合は除く）
備考 第三項乃至第五項に掲げる生産品目は總業製のものに限る。	銅又は人銅

隱退裁物資等備蓄處理要領

(昭三三二四)
購換決定

一 經濟安定本部は隱退裁物資及余剰在庫物資の全面的活用を圖る爲之に徹底的調査を行ひその買上、配給の方策を實施する。

二 前項の調査事務を推進するため經濟安定本部に隱退裁物資等處理委員會をおく。

三 委員會は委員長、副委員長各一人、委員及専門委員若干人を以て組織する。

委員長は經濟安定本部總務長官を以てこれに充て副委員長及委員は関係各廳官吏及学識経験者中より、専門委員は當該事項に關し特別の知識経験を有する者の中より經濟安定本部總裁がこれを委嘱する。

10-4
173

四 委員会は必要に應じ隠匿物資産調査班を組織し隠匿物資産等の実地調査及摘発を行フ。

五 調査班は委員、専門委員及関係官吏を以てこれを組織し、関係官吏の協力の下に所要の場所に臨時検査し、隠匿物資産等と認められるものを封印し又はその保管、又は移動を命じ得る。

六 摘発された隠匿物資産等は経済安定本部の指示により産業復興管團其の他の機関に買上げ又は接收せしめ、買上げ機関は経済安定本部並に主務官廳の割當指示に従ひこれを配給する。但し主務大臣は経済安定本部の承認を得て割當証明書を提出する者に対して之を譲渡すべきことを命ずることができらる。

七 調査班は常に団体的行動をとるものとし、班員には臨時検査の権限ある官吏を含むことを要する。

八 本件事務処理の爲経済安定本部に監査部をおき所要の人員を充當するものとする。

Faint vertical text on aged paper, likely bleed-through from the reverse side. The characters are difficult to decipher due to fading and paper texture.

隱匿物資等緊急措置令 (昭和二十二年二月十七日勅令第八八號)

45

第一條 本令施行ノ際現ニ別表ニ掲ケル物資(以下調査物資ト稱ス)ヲ所有シヌハ占有スル者ハ本令施行ノ日ニ於テ所有シヌハ占有スル調査物資ニ付左ニ掲ケル事項ヲ記載シタル報告書ニ通リ昭和二十一年三月十日迄ニ當該物資ノ所在ノ場所ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ商工大臣ニ掲出スベシ但シ商工大臣ノ指定スル数量ニ滿タズル数量ノ調査物資ヲ所有シヌハ占有スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 所有シヌハ占有スル本人ノ氏名又ハ名称、住所及職業又ハ事業

二 當該物資ニ付本人以外ノ所有者又ハ占有者、存スル場合ニ於テハ其ノ番、氏名又ハ名称、住所及職業又ハ事業

三 當該物資ノ名称、数量及所在、場所並ニ本令施行前一年間ニ入りシタルモノニ付テハ其ノ旨

四 所有スル占有ノ目的

五 入手ノ経路

六 最近四ヶ月間ノ使用又ハ販売ノ数量及今後四ヶ月間ノ使用又ハ販売ノ見込数量

七 其ノ他必要ト認ムル事項

一 調査物資ニシテ母体ヲ令ジクスル業主及家族ノ所有シヌハ占有スルモノハ業主及家族ノ業務上所有シヌ

22
2.17
3-1

175

ハ右府スルモノヲ除ク以下全ジ一ニ付テハ前項ニ揭
 ケル事項ヲ令一ノ報告書ニ取替メ記載シ之ヲ提出ス
 ベシ此ノ場合ニ於テハ同項四書ノ規定ハ調査物資ニ
 シテ母帯ヲ令シクスル予主及家族ニ所有シヌハ占有
 スルモノノ合計数量ニ付テ之ヲ通用ス
 母帯ヲ令シクスル予主及家族ニシテ母帯主以外ノモ
 ノハ其ノ所有シヌハ占有スル調査物資ニ用スル記載
 ニ付前項ノ規定ニ依ル母帯主ノ報告書ノ作成ニ対シ
 協カスベシ。第一項ノ規定ハ昭和二丁年商工農林省
 令第1号 第一條ノ規定ノ適用ヲ受クル者ノ所有ニ係
 ル絹紡糸、麻糸未又ハ絹製品ニ付テハ之ヲ通用セズ

(2)

第三條 前項ノ規定ニ依リ報告書ヲ提出スベキ調査物資

ヲ所有シヌハ占有スル者ハ本令施行ノ日ヨリ昭和二丁
 一年四月ニ付日ニ至ル期間當該物資ヲ譲渡シヌハ譲渡
 者ハ退蔵ノ目的ヲ以テ其ノ形質ヲ変更シ若シ之ヲ移動
 スルコトヲ得ズ但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ此
 ノ限りニ在ラス。

- 一 物資統制令又ハ昭和十一年法律第九十二号ニ基キ
 テ発スル命令ノ定ムル所ニ従ヒ又ハ比等ノ命令ニ基
 ケル処分ニ依ル調査物資ヲ譲渡スル場合
- 二 重要産業団体令ニ依ル統制令ノ統制規程又ハ商工
 組合法ニ依ル統制組合ノ統制規程ノ定ムル所ニ従ヒ
 調査物資ヲ譲渡スル場合

三、前二大区又ハ地方長官、指示スル配給経路ニ依リ
調査物資ヲ譲渡スル場合

四、前二大区ノ指定スル者ハ以下統制機関ト称スルガ
調査物資ヲ譲渡スル場合

五、統制機関ニ対シ調査物資ヲ譲渡スル場合

六、統制機関ノ指示ニ基キ調査物資ヲ譲渡スル場合
七、農業団体法ニ依ル農業団体、水産業団体等ニ依ル
水産団体、森林法ニ依ル森林組合又ハ市町村其ノ他
ノ公共団体ハ調査物資ヲ譲渡スル場合

八、工場又ハ事業場ニ於テ其ノ従業員ニ対シ其ノ業務
ニ必要トスル数量ノ調査物資ヲ譲渡スル場合

九、小売業者ハ消費者ニ対シ調査物資ヲ譲渡スル場合
十、特別ノ事情ニ依リ前二大区又ハ地方長官ノ許可ヲ

3

受テ譲渡スル場合

前項ノ規定ニ依リ調査物資ノ譲渡ノ禁止セラレタル
場合ニ於テハ当該物資ハ之ヲ譲受クルコトヲ得ズ、

第三條 主務大臣又ハ地方長官調査物資又ハ調査物資以外
ノ国民生活ノ安定ヲ確保スル為ニ必要ナル物資ニシテ主務
大臣ノ指定スルモノハ以下指定物資ト称スル、配給ノ適

正又ハ価格ノ安定其ノ他口民経済ノ正常ナル進行ヲ阻ル
為必要アリト認めタルトモハ調査物資又ハ指定物資ヲ隠匿

シ又ハ隠蔽スト認めラルル所存者其ノ他此等ノ物資ヲ多
量ニ所有スル者ニ対シ期間其ノ他必要ナル事項ヲ指定シ

テ当該物資ノ譲渡其ノ他、処分ヲ禁止シ又ハ譲渡ノ時期

西格、相手方其、他必要ナル事項ヲ指定シテ当該物
資、譲渡ヲ命ズルコトヲ得

三番大迄ハ地方官前項ノ規定ニ依ル譲渡其、他、
処分ノ禁止、命令ヲ為シタル場合又ハ調査物資若クハ
指定物資、所有者知レザル場合、他所有者ニ対シ当該
物資ニ付令項、規定ニ依ル譲渡其、他、処分ノ禁止、
命令ヲ為スコト若シク困難ナル場合ニ於テ必要アリト
認めルトモハ当該物資ヲ占有スル者ニ対シ期間其、他
必要ナル事項ヲ指定シテ当該物資、引渡其、他、処分
ヲ禁止スルコトヲ得

五番大迄ハ地方官第一項ノ規定ニ依ル譲渡、命令
ヲ為シタル場合又ハ調査物資若クハ指定物資、所有者知

レタル場合其、他所有者ニ対シ令項、規定ニ依ル譲渡
ノ命令ヲ為スコト若シク困難ナル場合ニ於テ必要アリ
ト認めルトモハ当該物資ヲ占有スル者ニ対シ引渡、時
期、相手方其、他必要ナル事項ヲ指定シテ之カ引取ヲ
命ズルコトヲ得

五番大迄ハ地方官調査物資又ハ指定物資、所有者
知レザル場合其、他所有者ニ対シ第一項ノ規定ニ依ル
譲渡命令ヲ為スコト若シク困難ナル場合ニ於テ前項ノ
規定ニ依ル引渡、命令ヲ為シタルトモハ当該物資、引
渡、相手方ヲシテ其、対価ヲ供託セシムベシ此、場合
ニ於テハ当該物資、引渡、相手方其、供託ヲ為シタル
時当該物資、譲渡ヲ受ケタルモノト看做ス

第四條 調査物資又ハ指定物資ヲ隠匿シ又ハ運藏スト
 認めラルル所看其ノ他此等ノ物資ヲ多量ニ所有ス
 ル者ハ主務大臣又ハ地方長官ノ指定スル者ガ譲渡ヲ
 受クベキ調査物資又ハ指定物資ノ名称、数量及価格
 、所存着、譲渡ノ時期其ノ他必要ナル事項ニ付主務
 大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ之ガ譲渡ヲ求メタル
 トキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合
 ニ於テ主務大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ
 ハ此ノ限りニ在ラズ
 調査物資又ハ指定物資ヲ占有スル者ハ前項ノ規定ニ
 依リ主務大臣又ハ地方長官ノ指定スル者ガ同項ノ規
 定ニ依リ当該物資ノ譲渡ヲ受ケタル場合又ハ当該物

5

資ノ所有者短レナル場合其ノ他所有者ニ対シ同
 項ノ規定ニ依リ譲渡ヲ求ムルコト著シク困難ナ
 ル場合ニ於テ引渡ヲ受クル当該物資ノ名称及数
 量、占有着、引渡ノ時期其ノ他必要ナル事項ニ
 付主務大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ之ガ引渡
 ヲ求メタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ特別
 ノ事情アル場合ニ於テ主務大臣又ハ地方長官ノ
 許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニ在ラズ前二項
 ノ規定ニ依リ主務大臣又ハ地方長官ノ許可ハ調
 査物資又ハ指定物資ノ配給、通正又ハ価格、安
 定其ノ他国民経済ノ正常ナル運行ヲ図ル為必要
 アリト認めル場合ニ於テ之ヲ為スモノトシ主務

大臣又ハ地方長官ハ其ノ認可ヲ為シタルトキハ其ノ旨ヲ告
示スベシ

第一項ノ規定ニ依リ主務大臣又ハ地方長官ノ指定スル者ガ
調査物資又ハ指定物資ノ所有者知レル場合共、此所有者
ニ対シ同項ノ規定ニ依ル譲渡ヲホムルコト着シク困難ナル
場合ニ於テ第二項ノ規定ニ依リ當該物資ノ引渡ヲ受クルト
キハ其ノ対価ヲ供託スベシ

前條第四條後段、規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條 調査物資又ハ指定物資ニ用シ強制競売手續、国税
徴收法ニ依ル強制手續、要物資使用令ニ依ル使用又ハ
收用ノ手續其、此等ニ準ズベキモノ、進行中ナルトマ
、其ノ進行中ニ限り當該物資ニ用シテ前二條ノ規定ハ

之ヲ適用セズ

第六條 第三條又ハ第四條ノ規定ニ依ル調査物資又
ハ指定物資ノ譲渡ハ他ノ法令ニ扨ラズ其ノ効力ヲ
有ス

第三條又ハ第四條ノ規定ニ依リ譲渡スベキ調査物
資又ハ指定物資知レル租保権ノ目的ナル場合
ニ於テハ當該物資ノ譲渡ヲ受クル者ハ其ノ対価ヲ
供託スベシ

第三條又ハ第四條ノ規定ニ依リ譲渡又ハ引渡ヲ命
ゼラレタル調査物資又ハ指定物資ニ付租保権ヲ有
シタル者ハ第三條第四條第四條又ハ第五項
ノ規定ニ依ル供託令ニ対シ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第七條 主務大臣又ハ地方長官ハ調査物資若ハ指定
 物資ニ付關係者ヨリ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ該
 官吏ヲシシエ場ニ事業場、店舗、倉庫、其ノ他、
 場所ニ臨檢シ業務、状況若ハ調査物資、指定物資
 書類、帳簿等ヲ検査セシムルコトヲ得
 前項ノ規定ニ依リ該官吏ヲシテ臨檢検査セシム
 ル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシム
 ベシ

前項ノ証票ノ様式ハ主務大臣之ヲ定ム
 第八條 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルト
 キハ前條ノ法其人其ノ他、団体、職員ヲシテ前條
 ノ規定ニ依ル検査ニ関スル事務ニ從事セシムルコ
 トヲ得

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用
 ス
 第九條 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキ
 ハ市町村長又ハ之ニ準バベキモノヲシテ本令ニ依ル
 調査物資ニ関スル調査ノ実施上必要ナル事務ヲ行ハ
 シムルコトヲ得
 第十條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三年以下ノ懲役
 又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス
 一 第一條ノ規定ニ違反シ報告書ノ根拠ヲ虚

偽、報告書ヲ提出シ又ハ世帯主ノ報告書ノ作成ニ
協カセラル者

二 第三條ノ規定ニ違反シタル者

第十一條 第三條 第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル処分
又ハ第四條 第一項若ハ第二項ノ規定ニ違反シタル者

ハ五年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

第十二條 前二條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ依リ懲
役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第十三條 第七條又ハ第八條ノ規定ニ依ル當該官吏又
ハ職員ノ検査ヲ拒ミ、妨カヌ又ハ忌避シタル者ハ五百

以下ノ罰金ニ処ス

第十四條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人使用

人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第十
條又ハ第十一條ノ違反行為ヲ為シタルトスハ行為者
ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑
ヲ科ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

- 一 石油製品ハ茲物性ノ揮発油、燈油、軽油、燐成油
及重油ヲ謂フ
- 二 糸（層糸及生糸ヲ除ク）
- 三 石ニ瑪カレ織維製品（中白呂ヲ除ク）
- イ 織物（長サ半ヤール以上ノ布ヲ謂フ）

四 毛布

八 外套（婦人子供用ノモノヲ除ク）

二 洋服（婦人子供用ノモノヲ除ク）

木 作業服

六 シマツ及ズボン下

ト 軍手

六 巻脚絆

リ 靴下

又 足袋

四 鐵道履

五 生ゴム、肩ゴム及ゴム製品（地下足袋、紙ゴム靴、

タイマ、及びテニスカヲ謂ヒ中古品ヲ除ク）

六 革及革靴（牛馬、山羊、麂羊及豚、革及此等ヲ三

ノル材料トハル靴ヲ謂ヒ中古品ヲ除ク）

七 硬化油及脂肪酸

八 鉄鋼（磁鋼、普通鋼々材及特殊鋼々材ヲ謂フ）及鉄

鋼製品（釘、鋼索及鉛鉄板ヲ謂フ）

九 電気抵抗合金

十 電鍍銅、黄銅及青銅（此等ノ板、管、棒及條ヲ含ム）

並ニ此等ノ屑及故

十一 錫（板、管、棒及條ヲ含ム）並ニ其ノ屑及故

十二 アルミニウム及ジュラルミン（此等ノ板、管、棒

及條ヲ含ム）並ニ此等ノ屑及故

十三 電動機（据付ケタルモノヲ除ク）

- 十四、変圧器（据付ケタルモノヲ除ク）
- 十五、電球（使用中ノモノヲ除ク）
- 十六、軸受

指定丁
 昭和二十一年二月十七日
 商工大臣
 小笠原三九郎

物資ノ名称	単位			
	噸	百斤	斤	石
製塩業 若又其 ノ団体	1,000	1,000	1,000	1,000
販売業 若又其 ノ団体	1,000	1,000	1,000	1,000
事務ノ進行 ニ當テ 用テ 若又其 ノ団体	1,000	1,000	1,000	1,000
農業団体 依テ 水産業 依テ 水産業 依テ 水産業 依テ 水産業 依テ	1,000	1,000	1,000	1,000
事業經營上 其ノ從業者 ノ為メ 資力 ノ提供 ニ 依テ 若又其 ノ団体	200	200	200	200
其ノ他 ノ 団体 若 モ 其 ノ 団体	200	200	200	200
占有者 （保 管 者 等）	1,000	1,000	1,000	1,000

足袋	中織	生	肩	下足袋	總	白織	白織	白織	白織
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五

重	糸	糸	縫	織	毛	服	手	手	手	手
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五

釘	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼
五	二	五	一〇〇	二〇〇	五	一六			
五	二	五	一〇〇	二〇〇	五	一六			
五	二	五	一〇〇	二〇〇	五	一六			
二	一	二	二〇〇	二	一六				
二	一	二	二〇〇	二	一六				
二	一	二	五〇	二	五				
二	一	二	五〇	二	五				
五	二	五	一〇〇	二〇〇	五	一六			

十二、アルミニウム
及ニアルミニウム
並ニ其ノ屑
及改

工、鋳造ニ其リ
屑及改

九、電氣機械合金
十、電氣銅質
銅及青銅並
ニ其リ屑及
改

其ノ他特殊鋼材	高速鋼材	普通鋼材	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵
五	二〇〇	二〇	二	五〇	五〇	一〇〇	四〇		
五	二〇〇	二〇	二	五〇	五〇	五〇	四〇		
五	二〇〇	二〇	二	五〇	五〇	一	四〇		
二	五〇	五	五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇		
二	五〇	五	五	一〇〇	一〇〇	五	一〇〇		
二	五〇	五	五	一〇〇	一〇〇	五	一〇〇		
二	五〇	五	五	一〇〇	一〇〇	五	一〇〇		
五	二〇〇	二〇	二	五〇	五〇	五	四〇		

十六、地受	十五、電球	十四、変圧機		十三、電動機
		五トV A以上 五トV 以下	馬力 以上 五トV 以下	
三〇〇	五〇〇	一		五
三〇〇	三〇〇	一		五
五〇	五〇〇	一		五
五〇	五〇〇	一		五
五〇	三〇〇	一		一
五〇	二五	一		一
五〇	三〇〇	一		一
三〇〇	三〇〇	一		五

13

182

註

- 一、製造業者とは当該物資の製造、加工又は修理を業として行う者を謂う。
- 二、事業の遂行上当該物資を使用する者とは当該物資を業務上原料又は材料として使用し、其の他事業の遂行上当該物資を使用する者を謂う。
- 三、其の他の所有者とは当該物資を所有する者として他の各欄に該当せざるもの即ち一般消費者等を謂い、合欄に属せざる数量は母帯を合いくする戸主及家族の所有するもの合計数量とする。
- 四、占有者とは当該物資を他人に委託し受け保管する者、其の他当該物資を占有する者を謂う。

- 五 織物とは裁断したるものを含み、二幅及三幅のものに在りては長さ六碼を以て一反と看做し四幅のものに在りては長さ三碼を以て一反と看做す。
- 六 服とは婦人子供服を除きたる外套、洋服及作業服を謂い洋服三揃は三卓とし、作業服上下は二卓として算う。
- 七 シマツ及ズボン下は各一卓として算う。
- 八 数量の計算の基準は工場及事業場に付ては各工場及事業場別とする。

隠匿物資等緊急措置令に依り当該物資を譲渡し得る統制機関指定

(昭和二十二年二月十七日 商工省告示第三十四号)

(沿革) 昭和二十一年二月商工省告示第四五号改正
 隠匿物資等緊急措置令第二條但書第四号の規定に依る統制機関たるの通り定む

- ゴム統制組合
- 皮革統制組合
- 鉄鋼販売統制株式会社
- 電気抵抗合金統制組合
- 金属回收統制株式会社
- 金属配給統制株式会社

輕金屬統制會

日本電氣機械配給統制株式會社

日本電球工業統制組合

関東配電株式會社

北海道配電株式會社

東北配電株式會社

北陸配電株式會社

中部配電株式會社

関西配電株式會社

中國配電株式會社

四國配電株式會社

九州配電株式會社

日本ベアリン協會

交易會團

輕金屬圧延工業

仲銅工業會

標準製圧器協力會

女番延理委員會

隱匿物資等緊急措置令才三條に依り指定

(昭和二十一年二月十七日)
商工省告示才三十五号

(沿革)

昭和二十一年三月商工省告示才四九号四月才
五八号 五月才六四号 六月才七三号 才
七四号七月才七六号改正

隱匿物資等緊急措置令才三條の規定に依り左の通り指定す
棉花 羊毛(獸毛を含む) 麻類 絹類 纖維 ステール
アイバー 婦人子供服 肌着(シマツ及ズボン下を除く)
布田及蚊帳 網(トワイン及岩糸を含む)及綱 紙(洋
紙和紙及板紙を謂う) パルプ 鉄製(法瑯引を含む)又
は輕金屬製の鍋 釜 湯沸 弁当箱(組立式のものを除
く) 飯蒸釜 洗面釜及バケツ 石鹼 ロールソク 隣寸和

傘及洋傘 縫糸針(ミシン用カムのを含む) 手引鋸 工具
類(超硬工具 切工具 測定工具) ダイマモンド工具 紙
板及物及作業用具を謂う) 自転車(リヤカーを含む) 及
其の部品 自動車及其の部品 電線 鉛(板及管を含む)
並に其の屑及故 亜鉛(板を含む) 並に其の屑及故 ア
ンテモン 水銀 ニツケル コバルト タングステンモ
リフデイン 鉄鋼製品(針金 鉄線) ドラム鐘 置具の故
並に五ガロン罐及其の故を謂う) アルコール ソーダ
灰及苛性ソーダ ベンゾール トリオール フォルマ
リン 板ガラス 石炭 エークス 黒鉛 セメント ル
ーフィング ミシン及同部品 松脂 セロファン 塗
料 配線器具 錫引銅板 タンニン 電極 耐火煉瓦 雲

母 フエロアロイ 黒鉛 ルツボ 硬質ガラス アニリン
 合成樹脂 電力用碍子 碍管 鋳鉄管 クラフト紙
 袋 木毛セメント板 コンクリートベイブレンジ 室内
 暖房器 瓦斯又は電気温水器(但し以上三者は据附せる
 ものを除く) 陶管 タイル 反(厚型スレートを含む)
 バルブ コック 継手 放熱器 ワイマールラス 防虫網
 ノリウム アスファルト
 ニ進駐軍住宅建設の爲時に必要な原材料及製品

(昭和二十一年四月二十七日)
 農林省告示 第八十六号

隠匿物資等緊急措置令才三條に基いて次のように定める
 米穀 大麦 裸麦 小麦 雜穀 穀粉 甘藷及馬鈴薯並
 に其の加工品たる食糧 麵類 パン 澱粉 食糧品
 (17) 産

註 砂糖

昭和二十一年五月十三日
農林省告示第八十八号

隠匿物資緊急措置令第三条に基いて次のように指定する。
家畜原皮（牛、馬、山羊、綿羊及び豚の皮を謂う）

昭和二十一年五月二十三日
農林省告示第九十八号

隠匿物資緊急措置令第三条に基いて次のように指定する。
味噌、醤油、煉粉乳、食用油

昭和二十一年七月十二日
農林省告示第九十号

隠匿物資緊急措置令第三条の規定に基いて次の物資を
指定する。

- 一 硫酸アムモニア
- 二 石炭窒素
- 三 過磷酸石灰

- 四 硫酸加里
 - 五 塩化加里
 - 六 硝酸加里
 - 七 硝酸普達
 - 八 硝酸アムモニア
 - 九 化成肥料
 - 十 トーマス燐肥
 - 十一 苦汁加里塩
 - 十二 燒成加里明ばん石粉末
 - 十三 燒成加里石英粗面岩粉末
 - 十四 植物油粕（大豆油粕を含む）
 - 十五 水産動物質肥料
 - 十六 骨粉類
- 以上の外これらのものを主として配合したもの

115
200

潜在物資處理方策

三二

31

- 一、昭和二十二年二月十四日附屬議決定に基く潜在物資の處理は本方策によつて行ふ
- 二、本方策の対象とする物資は大口に潜在するものであつて、隠匿物資等緊急措置令の調査物資及指定物資並びに指定生産資材在庫調整規則の別表に掲げる物資とする。
- 三、潜在物資とは左の如きものをいい、保有目的、数量、事業の実績、其の他に基き判定する。
 - 1. 終戦直後の混乱を利用して放出された旧軍需物件等得不正入手保有するもの
 - 2. 所有者、保管者の不明を物資で埋藏其の他隠匿せられたもの

- 3. 形式上正規の機関の保有する物資で無籍のもの
- 4. 隠匿物資緊急措置令、不急物品製造販売制限規則、指定生産資材在庫調整規則等に基く申告義務者が故意又は過失で申告せず保有する物資及申告数量以上に保有する物資
- 5. 既給統制物資で正規の策路によらないで入手保有するもの
- 6. 正規の機関が保有する物資で割当先が決定してゐても真に己むを得ない理由がなく決定後六ヶ月以上経過してゐるに拘らず引取のないもの
- 7. 事業者の保有する物資で当該事業用として六ヶ月以内に使用する数量を超えらるもの

八、林産加工場、事業場等の保有する物資で用途の決定が
ないもの

九、終戦直後の緊急放出物件で合法的に保有する物資であ
るが数量重大と認められるもの

十、其の他保有者に於て差当り活用の見込がない状態に在
る物資

四、潜在物資に関する情報は経済安定本部監査部に連絡する。
五、経済安定本部監査部に於て潜在物資に関する情報を受理
した場合はその内容を検討し委員会の調査班を現地に派
遣して実地調査を行う。必要に応じて地方支部をして之を
行はしめその結果を報告せしめる。

六、実地調査に際しては警察検査当局の立会を求むるものと

する。

七、実地調査に際して潜在物資と認定し得る物資又はその疑
濃厚な物資を発見したときは保管請書を徴して保管せし
める等移動禁止其の他の措置を講ずる。

八、移動禁止其の他の措置を講じた物資については関係官廳
関係機関と連絡し当該物資の入手時期、入手経路、潜在
物資と認定する数量、物資の性格、保有目的等を明らかに
する。

九、地方官廳に於て調査したものは直ちに経済安定本部に報
告するものとする。

十、潜在物資として判定すること困難なもの、認定、その買
上範囲は委員会が決定する。

二、物資の買上は原則として勸奨によるが要すれば強制手段を講ずる。

三、民間人の情報により潜在物資を発見した時は必要により情報提供者に報償金を交付することを得るものとする。

三、潜在物資の買上價格及情報提供者に対する報償金の交付については別に定むる処による。

四、潜在物資の買上引取、輸送、保管売渡等の実務は原則として産業復興管団に行はしめる。

その為管団に特別の部及地方支部を設けしめ、經理は特別会計とせしめる。

五、経済安定本部監査局より調査班を現地に派遣することが出発をいときは地方廳警察部へ警視廳を含むに調査を

依頼し其の結果の報告を求めらる。

20

潜伏物資に関する情報提供者に
討する報償金に関する件（案）

二、三、三、三

一 民間人の情報により潜伏物資を察見し且ときは情報提供
者に報償金を交付するニとが出来る。

二 報償金の額は潜伏物資確認の時の当該物資の最終段階の
統制額の二割以内は相当する額とし隠匿物資等処理委
員会が決定する。

三 報償金は潜伏物資買取後速かに産業復興営団より支出せ
しめる

四 産業復興営団の報償金の支出の爲必要資金については
潜伏物資買取資金と共に融資に付特に考慮する。

五 報償金の財源は産業復興営団の差益金を以て之に充て不

足する分は國庫の負擔とする。

10-4-196

蓄存物資の買上価格の基準(案)

一 旧軍需物資等、不正又は不当に取得し且物資

四 無償に取得し且そのについては、倉敷料、運賃等の諸掛に相当する額とする。

四 取得当時の統制額に満ちない価格で取得し且そのについては、その取得価格に金利、倉敷料、運賃等の諸掛を加算し且額とする。但し昭和二十二年三月三十一日現在の統制額を越えることとはできない。

ハ 取得当時の統制額を起える価格で取得し且そのについては、取得当時の統制額に金利、倉敷料、運賃等の諸掛を加算し且額とする。但し昭和二十二年三月三十一日現在の統制額を越えることとはできない。

二 正当に取得し且物資

ハ 昭和二十二年三月三十一日現在の統制額とする。

四 昭和二十二年三月三十一日現在の統制額決定後に取得し且その下、同日以後に統制額の改正のあつたものについては、新統制額の範囲内を金利、倉敷料、運賃等の諸掛を加算することができる。

ハ 昭和二十二年三月一日以後に統制額の改訂があつたものから、新統制額決定後に入手し且そのについては新統制額とする。

備考

ハ 前各号の統制額とは、保有者の業態に依り且統制額をいう。

裏面白紙

四 取得方法の正当であるか、不正又は不正な方法によるか
戻は、隠匿物資処理委員会に提出する。
八 前各号により難い場合は、隠匿物資処理委員会に
附議する。
九 統制額を越える場合は物價統制令による手続を経るも
のとする。

総理府令、法務府令、外務省令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、
 農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、労働省令、
 昭示物資供給調整法に基いて、遊林物資活用手続要領に於て、
 左記の用規則を次のように定める。
 昭和二十三年二月 日

内閣総理大臣	片山
法務総裁	鈴木
外務大臣	松本
大蔵大臣	野村
文部大臣	磯田
厚生大臣	一松
農林大臣	波多野
商工大臣	水谷
運輸大臣	北村
労働大臣	三木

片山	鈴木	松本	野村	磯田	一松	波多野	水谷	北村	三木
哲	男	男	男	男	男	男	男	男	男

4000 10

3-1 199

過剰物資等在庫活用規則

第一條 この命令で不正保有物資とは、物資の入手、所有又は占有に関し、臨時物資需給調整法その他の物資の需給調整若しくは物資の需給調整のための調査報告に関する法令又は連合國最高司令官から政府に返還される旧軍用物資の拮下げに関して定められた正規の手続に違反する事実の認められたすべての物資をいう。

この命令で過剰物資とは、当該物資の生産又は販賣を禁とする旨以外の者が所有する財物第一乃至第五に掲げる物資で、第五第一乃至第五に掲げる保有限度の超える数量に相当するものを不正保有物資を称し、この

前項の保有限度は、特別の必要があるときは、当該物資の所有者が当該物資を自己の現に作つてゐる事業に関して使用する者（以下事業者という。）である場合にはその事業の所管官廳（以下主務官廳という。）が、又、事業者以外の者である場合には当該物資の所管官廳が経済安定本部

總裁の定める方策に依つて行ふ許可を受け、これを変更することができらる。

第二條 不正保有物資の所有者又は占有者は、産業復興公園（当該物資に付き特定の配給公園又は政府特別会計とする。以下単に公園という。）に譲り渡し又は引き渡す場合の外、当該物資を他に譲り渡し、引き渡し又はその形質を変更してはならぬ。但し、特別の必要により、経済安定本部總裁の定める方策に依り当該物資の所管官廳が行う許可を受け反場合及び第四條第一項の規定により公園以外の者に譲り渡し又は引き渡す場合にはこの限りでない。

第三條 不正保有物資の所有者は、公園が当該物資の譲渡を求めるときは、当該物資の入手價格又は入手当時の譲渡額のうちいづれか低い價格（法令違反と認められれた事実が当該物資の入手後において発生したものであるときは、その違反の事実が発生したと認められるときにおける当該物資の譲渡額とする。）を以てこれを譲り渡さなければならぬ。

不正保有物資の占有者は、公園が当該物資の引渡しを求めるときは、これを引き渡さなければならぬ。

公園は、不正保有物資の所有者に対し第一項の規定による譲渡を求めるときが著しく困難な場合において、前項の規定により当該物資の引渡しを受けるときは、その対価を仮託しなければならぬ。この場合において、公園がその仮託を拒否したときは当該物資の譲渡を受けらるものとみなす。

第四條 物資の所管官廳は、不正保有物資の所有者又は占有者に対し、期間、時期、價格その他必要な事項を指定して、当該物資を譲渡し又は譲渡の他の者に譲り渡し若しくは引き渡すことを命ずることができ、前項の規定による命令を受けたる者は、これに依らなければならぬ。物資の所管官廳は、不正保有物資の所有者に対し第一項の規定による譲渡しの命令を發すること若しくは困難な場合において、同項の規定による引渡ししの命令を發し反ときは、公園その他当該物資の引渡しの手

方をして当該物資の対価を償還させなければならぬ。

前條第二項後段の環又は、前條の場合にこれに準用する。

第五條 過利物資の所有者は、左に掲げる者に譲り渡す場合の外、当該物

資を他に譲り渡してはならぬ。但し、第九條第一項の規定により公園

以外の者に譲り渡す場合には、この限りでない。

一 附表第一及び第五に掲げる物資のうち当該物資につき特定の配給公

園又は政府特別会計があるものについては、当該配給公園又は政府特

別会計

二 前号以外の物資については、公園又は当該物資の割当若しくは配給

に関する法令に基づいて発行された割当證明書その他の割当若しくは配

給に関する公文書へ以下割当公文書ということと引換えて当該物資の譲

受けの申込をし、左を

第六條 過利物資の所有者は、その所有する過利物資の左列又は一類に

き、前條に掲げる者が販賣業者或則職へ小賣業者或則職がある場合には

小賣業者或則職とする。これを以てその譲受けの申込をし、左ときは、これを担おことかできない。

第七條 前條の場合において、当該物資が過利物資であるか否かについて

争いを生じるときは、調停者は、その争いの生じた日から一週間以内、

主務官廳へ事業者以外の者については物資の所管官廳へ申し出てその

認定を求めることが出来る。

当該物資の所有者は、前項の申出を知つた場合には、その認定がある

まで、譲受けの申込を受けられぬ。但し、譲渡限度を越えて所有する数量

について、使用その他の処分を行つてはならぬ。

第八條 第五條第一号に掲げるものの以外の公園は、第十一條第二項に規定

する公示後六十日を経過するまでは、過利物資を譲り受けてはならぬ。

但し、特別の必要により主務官廳へ事業者以外の者については物資の所

管官廳への許可を受けられた場合及び第九條の場合には、この限りでない。

第九條 物資の所管官廳は、必要があるとき、過利物資の所有

看れ対し、期間、願必その他必要事項を指定して、当該物資を保管し
又は公園その他の看れ譲り渡すことを命ずることができる。

前項の規定による命令を受けた者は、これに依りてなすべし。
第十條 第二條但書又は第六條の規定に依り、割当公文書と引換之に不正依
有物資又は過剰物資を譲り渡す場合には、当該物資の割当公文書による
譲受けにつきその相手方又は購入地域の制限に関する他の命令の規定は、
これを適用しない。

第二條但書又は第六條の規定に依り、割当公文書と引換之に不正依有物
資又は過剰物資を譲り渡した者は、当該割当公文書を遅滞なくその発行
處に差し出すと共に、その旨を主務官廳及び物資の所管官廳に報告しな
ければならぬ。

公園が、この命令の定めるところに依り、不正依有物資又は過剰物資を
譲り受けらるる場合においては、他の命令の規定にかかわらず、割当公文書は、
これを要しないものとする。

過剰物資又は不正依有物資の所有者は、当該物資の割当公文書と引換
之に入手した過剰物資又は不正依有物資を当該割当公文書に記載之れ、反
用途の制限その他の譲渡しの制限に関する他の命令の規定にかかわらず、
この命令に定めるところに依り、譲り渡すことができる。

第十一條 過剰物資の所有者又は不正依有物資の所有者若しくは占有者は、
別れ定めるところに依り、提出しなすべし。

主務官廳又は物資の所管官廳は、物資の所在を知つたときは、遅滞な
くこれを公示しなすべし。

第十二條 第四條若しくは第五條の規定する保管、譲渡し若しくは引渡し
の命令又は第七條の規定する認定に關して不服がある者は、当該命令又
は認定があつた日から十日以内、地方経済安定局に申し出て、公正な
裁決を求め、これができる。この場合においては、その者は、その文書
の写しを、保管、譲渡し若しくは引渡しを命じた官廳又は認定を行つた
官廳に提出しなすべし。

当該物資の所有者は、前項の申出を知つた場合には、その裁決を受け
るまで、保管、譲渡し若しくは引渡しを命ぜられた数量又は規定を受
け取らざる数量につき使用その他の処分を行つては存らざらぬ。

第十三条 この命令の規定により譲り渡すべき不正保有物資又は過剰物資
が担保権の目的であることが知られてゐるときは、当該物資の譲渡しを受
ける者は、その対価を供託し存せらるべき。

この命令の規定による不正保有物資又は過剰物資の譲渡し又は引渡し
があつた場合においては、当該物資について存した担保権は、他の法令
にかゝらぬ限り、所有移轉のときから、当該物資についてはこれを執行す
ることができぬ。

この命令の規定により譲渡し又は引渡しを命ぜられた不正保有物資又
は過剰物資について担保権を有する者は、第三條第二項、第四條第三項
又は第一項の規定による供託金に対し、その権利を執行することができぬ。

第十四条 当該物資又は不正保有物資は、左に掲げる命令の規定の適用を

排除して、この命令の規定の適用を拒否し得るものとする。この場合、
拒否の理由は、

臨時炭礦労働者住宅等建設規則第三條

指定生産資材割当規則第十四條

臨時乗客等制限規則第十七條及び第十八條

石油類賣渡規則第一條及び第三條

石炭等賣渡規則第一條及び第二條

衣料品配給規則第四條

食糧管理法施行規則第十條

米、小麦、とうもろこし、アミノ酸、油脂類調整規則第二十八條

砂糖類給付調整規則第二十八條

新炭配給規則第十條及び第十一條

附則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

指定生産資材在庫調整規則は、これを廃止する。但し、指定生産資材在庫調整規則第四條の規定により、主務大臣がこの命令施行前に発行した副当證明書、購入切符、購入直帳その他の公文書は、この命令施行の日から二箇月間は、なおその效力を有する。

この命令施行前にした行為に對する罰則の適用は、指定生産資材在庫調整規則の規定は、この命令施行後も、なおその效力を有する。

附表 第一

物 資 名	所 有 者 が 事 業 者 の 場 合	所 有 者 が 非 事 業 者 の 場 合
○一、石炭（礦務省指定品） 一、原料炭 二、生炭 三、一級用炭 四、無煙炭及び燐石 五、亞炭（礦務省指定品） 六、コークス 七、四原油 八、五石油 九、各種油	過去四十五日間の使用 量又は当該期間の 副当量の四十五日分 に相当する数量のいづ れが大なる方の数量	所有者が本表大目録 内において直接自己の 使用に供する目的へ 炭の目的を供し、 又は所有者の数量

コ、灯	油
公、燈	油
三、重	油
木、板、油、漆、及、公、平、商、標、油	
へ、ア、ス、フ、ア、ル、ト	
ト、石、油、ピ、ツ、チ	
チ、パ、ラ、フ、イ、ン	

附表 第二

物 資 名	所有者が事業者の場合	所有者が事業者の場合
一、建築用板	過去三箇月間の使用量	所有者が今後六箇月以内において直接自己の
二、鉄鋼二次製品	積又は当該四半期の副	内において直接自己の
三、釘	当量のいづれが大なる	使用に供する目的（積
四、口外	方の数量、但し所有者	積しの目的を除く。）を
五、鉄線	が土木建築業者の場合	以て所有する数量。
六、重板	には、過去三箇月間の	
七、ツケル	使用実績又は既に契約	
八、板、ガラ、ス	済の工事の反の今後六	
九、石綿（カネダ製等正名以上のもの）	箇月以内の使用する目	
十、ゴム（合成ゴムを含む）	的を以て所有する数量	
十一、生ゴム	のいづれが大なる方の	
	数量とする。	

イ、生ゴム
（イソイソラバ、ハラ
ラバ、ニラ、ス、シ、ア、ン
ラ、カ、カ、ラ、イ、エ、ミ、ラ、ウ）

九 炭 母 可 熟 絶 縁 材 料 一 炭 化 コ ル ク 板 コ 比 圧 搾 コ ル ク 板 八 岩 備

八 肩 コ ム (三 角 アイ ト 管 束) ヒ 切 及 ヒ セ シ チ シ 八 紙 一 洋 一 新 用 紙 二 ク ラ フ ト 紙 三 一 用 紙 四 紙 五 紙 六 紙 七 紙 八 紙 九 紙 十 紙 水 コ ー ル 三 号 紙 袋

物 資 名	保 存	取 扱
一、鉄 鋼 二、鉄 管 ○三、普通鋼(中間鋼を含む) 1. 鋼 塊 2. 半製品 (ブレンディット、 ガラス、等品) 3. 厚板 (三ミリ以上) 4. 薄板 (三ミリ未満) 5. プリ キ 板 6. 高級仕上鋼板 7. 鋼 材	所有者が業者の場合 過去六箇月間の使用実績又は当該四半期の別当量の二倍の数量の、つれが大なる方の数量。但し、所有者が土木建築業者の場合には、過去三箇月間の使用実績又は既に契約済の工事のため今後六箇月以内の使用する目的を以て所有する数量の、つれ	所有者が業者でない場合 所有者が今後六箇月以内において直接自己の使用に供する目的(譲渡しの目的を除く。)を以て所有する数量。

4. ガ ス 管 5. 圧 用 鋼 管 6. 一 般 用 鋼 管 7. その他鋼管 8. 鋼線及びその付属品 9. 鋼 形 10. 鋼 棒 11. 鋼 材 12. 鋼 材 13. 鋼 材 14. その他圧延鋼材 ○四、鉄鋼二次製品 1. 鋼 錠 2. 鋼 錠 3. 鋼 錠 4. 鋼 錠	5. 鋼 錠 6. 鋼 錠 7. 鋼 錠 8. 鋼 錠 9. 鋼 錠 10. 鋼 錠 11. 鋼 錠 12. 鋼 錠 13. 鋼 錠 14. 鋼 錠	5. 鋼 錠 6. 鋼 錠 7. 鋼 錠 8. 鋼 錠 9. 鋼 錠 10. 鋼 錠 11. 鋼 錠 12. 鋼 錠 13. 鋼 錠 14. 鋼 錠
5. 鋼 錠 6. 鋼 錠 7. 鋼 錠 8. 鋼 錠 9. 鋼 錠 10. 鋼 錠 11. 鋼 錠 12. 鋼 錠 13. 鋼 錠 14. 鋼 錠		
5. 鋼 錠 6. 鋼 錠 7. 鋼 錠 8. 鋼 錠 9. 鋼 錠 10. 鋼 錠 11. 鋼 錠 12. 鋼 錠 13. 鋼 錠 14. 鋼 錠		

か大なる方の数量とする。

ホメタール	二、油肥及び重要油肥類
ヘアセトロン	イ、二、炭素油類
トカイバイド	ロ、重要油肥類
チカリ魚類	ハ、炭素油類
人炭化カリ	ニ、炭素油類
ニ、炭素油類	三、炭素油類
	四、炭素油類
	五、炭素油類
	六、炭素油類
	七、炭素油類
	八、炭素油類
	九、炭素油類
	十、炭素油類
	十一、炭素油類
	十二、炭素油類
	十三、炭素油類
	十四、炭素油類
	十五、炭素油類
	十六、炭素油類
	十七、炭素油類
	十八、炭素油類
	十九、炭素油類
	二十、炭素油類

三、炭素油類	○イ、炭素油類
人牛炭	ロ、炭素油類
ニ、炭素油類	ハ、炭素油類
三、炭素油類	ニ、炭素油類
四、炭素油類	三、炭素油類
五、炭素油類	四、炭素油類
六、炭素油類	五、炭素油類
七、炭素油類	六、炭素油類
八、炭素油類	七、炭素油類
九、炭素油類	八、炭素油類
十、炭素油類	九、炭素油類
十一、炭素油類	十、炭素油類
十二、炭素油類	十一、炭素油類
十三、炭素油類	十二、炭素油類
十四、炭素油類	十三、炭素油類
十五、炭素油類	十四、炭素油類
十六、炭素油類	十五、炭素油類
十七、炭素油類	十六、炭素油類
十八、炭素油類	十七、炭素油類
十九、炭素油類	十八、炭素油類
二十、炭素油類	十九、炭素油類

1. 糸	工業用糸 （用材料に限る）
2. ス、フ	糸
3. 毛	糸
4. 人絹	糸
5. 虫	糸
6. 絹	糸

必屑織維

必屑織維の製造
は、必屑織維の原料
として、必屑織維
の原料となるもの
を指す。

必屑織維の製造
は、必屑織維の原料
として、必屑織維
の原料となるもの
を指す。

必屑織維の製造
は、必屑織維の原料
として、必屑織維
の原料となるもの
を指す。

1. 糸	花
2. スチールワイヤ	花
3. 鋼	糸
4. 銅	糸
5. 鉄	糸
6. 鋼	糸
7. 鋼	糸
8. 鋼	糸
9. 鋼	糸
10. マニラ	糸

八、紙類 (生葉用材料は別)	一、絹紡 軸糸
二、絹織物	二、亞麻糸
三、毛織物	三、ちよん 麻糸
四、毛織物	四、黄麻糸
五、麻織物	五、大麻糸
六、麻織物	六、麻糸
七、麻織物	七、麻糸
八、麻織物	八、麻糸
九、麻織物	九、麻糸
十、麻織物	十、麻糸
十一、麻織物	十一、麻糸
十二、麻織物	十二、麻糸
十三、麻織物	十三、麻糸
十四、麻織物	十四、麻糸
十五、麻織物	十五、麻糸
十六、麻織物	十六、麻糸
十七、麻織物	十七、麻糸
十八、麻織物	十八、麻糸
十九、麻織物	十九、麻糸
二十、麻織物	二十、麻糸
二十一、麻織物	二十一、麻糸
二十二、麻織物	二十二、麻糸
二十三、麻織物	二十三、麻糸
二十四、麻織物	二十四、麻糸
二十五、麻織物	二十五、麻糸
二十六、麻織物	二十六、麻糸
二十七、麻織物	二十七、麻糸
二十八、麻織物	二十八、麻糸
二十九、麻織物	二十九、麻糸
三十、麻織物	三十、麻糸
三十一、麻織物	三十一、麻糸
三十二、麻織物	三十二、麻糸
三十三、麻織物	三十三、麻糸
三十四、麻織物	三十四、麻糸
三十五、麻織物	三十五、麻糸
三十六、麻織物	三十六、麻糸
三十七、麻織物	三十七、麻糸
三十八、麻織物	三十八、麻糸
三十九、麻織物	三十九、麻糸
四十、麻織物	四十、麻糸
四十一、麻織物	四十一、麻糸
四十二、麻織物	四十二、麻糸
四十三、麻織物	四十三、麻糸
四十四、麻織物	四十四、麻糸
四十五、麻織物	四十五、麻糸
四十六、麻織物	四十六、麻糸
四十七、麻織物	四十七、麻糸
四十八、麻織物	四十八、麻糸
四十九、麻織物	四十九、麻糸
五十、麻織物	五十、麻糸

天 人 絹 パ ル ポ	ハ ホ ス	カ レ ス	ク ハ モ	ク 細 播 織 物	ス 羊 毛 至 ル ト 及 至 ル ト	ム メ リ マ ス	ニ 其 他 の 織 造 品	ム 麻 織 物	ク 肩 紡 織 物	ム イ ロ の 口 に 掛 る 糸 を 使 用 し た 織 物

14

212

口製紙
三、パルプ用紙

口製紙
三、パルプ用紙

附表 第四

物 資 名	物 資 名	所 有 限 度
一、衣 料 西	9. 訓 練 股	所有者が事業者の場合 過去三箇月間の使用実 績又は当該四半期の割 当量のハブがたとなる 方の数量
1. 背 質	10. 軍 股	
2. 結 之 質	11. 労働衣業股	過去三箇月間の使用実 績又は当該四半期の割 当量のハブがたとなる 方の数量
3. 折 之 質	12. 婦 人 股	
4. 運 動 質	13. 子 供 股	
5. 國 民 股	14. 幼 児 股	
6. 制 服 股	15. 鏡 股	
7. 國 旗 股	16. 車 務 股	
8. 學 生 股	17. 衛 生 股	
	18. 機 理 股	
	19. 外 套 股	
	20. 八、西 裁 (レイトトを金)	

三、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ) 四、網 及 び 網	二、脚絆 及 び ゲートル ホシツ (ワイヤツ 脚絆をツ 及 び 運動を合ふ)
一、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ) 二、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ)	一、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ) 二、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ)
一、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ) 二、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ)	一、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ) 二、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ)

一、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ) 二、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ)	一、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ) 二、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ)
一、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ) 二、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ)	一、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ) 二、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ)
一、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ) 二、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ)	一、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ) 二、蚊帳 (日よ蚊帳を合ふ)

附表 第五

物、貨名	物、貨名	採、有、限、股、會 所有者の事業若の割合
<p>一、米</p> <p>二、大 麦</p> <p>三、小 麦</p> <p>四、裸 麦</p> <p>五、甘藷（その加工品を含む）</p> <p>六、馬 鈴 薯</p> <p>七、粟 粉</p> <p>八、小 麦 粉</p> <p>九、大豆（脱脂大豆を含む）</p> <p>一〇、み ね</p> <p>一一、グルタミン酸ソーダ</p>	<p>一、油脂 油脂前給物と異なり 若くは片油脂原料を 含み工業用油脂を除く</p> <p>二、砂糖（主として青糖給 のものを除く）</p> <p>三、塩（附表第三、四、五、以外のもの）</p> <p>四、糖 工 品</p> <p>五、水</p> <p>六、薪</p>	<p>過去三箇月間の採用実績又は最 近の割当量のいづれか大なる方の 数量</p> <p>一、油脂、砂糖、片油脂、糖、糖 の所有する 二、砂糖、糖、糖、糖 去六箇月間の採用実績又は最近の 割当量のいづれか大なる方の数 量とする。</p>

備考

一、 通利物資の譲渡しの場合における通利数量の算定は、 附表第一乃至第五に掲げる物資の小分類（小分類のないものは中分類、中分類のないものは大分類）ごとく又はこの印を附したる物資の分類ごとくこれを折うものとし、 且つ、 当該物資の所有者がその譲受けの申込又は保管義務は譲渡しの命を受けたる日現在において所有する数量から当該日基準として算定したる附表第一乃至第五に掲げる保有限度を控除したる量によるものとする。

二、 第一條第二項に規定する保有限度の数量は、 附表第一乃至第五に掲げる物資中の印を附したるものについては、 各種規格等が異なるものがある場合においてその印を附したる物資の範囲内において一括してこれを算定するものとし、 いかなる各種規格等の物資を自己の保有限度の範囲内に入れるかは、 当該物資の所有者がこれを定めるものとする。

三、 通利数量の算定は、 事業者について二場、 事業場別にこれを算定

するものとする。

四、附表第一乃至第五に掲げる物資は、当該附表において特表指定しない限り、肩又は改定を含まず、すべて新造に限るものとする。

五、附表第四及び第五に掲げる物資の保有限度は事業者に対してのみ適用する。

六、この附表で事業者とは、当該物資の生産又は取扱いを業とする者以外の者で、当該物資を自己の用に供して用いる事業に關して採用する者をいう。

144

不緊要物品製造販賣制限規程について

(昭和二二、四、二二)

二十一年十二月四日アンテトラスト課から不緊要物品の製造制限をするやうにとの勸告により、二十二年一月二十一日別冊の通り内閣訓令第二号により不緊要物品製造販賣規程を公布し、商工省は之に基き二月十五日省令を公布した。

二、差当り重要資材として、生ゴム、葉、鉛、錫、アンチモン及びこの水等の合金（半田を除く）並にアルミニウム及びアルミニウム合金の板、鉄鋼として、この水等を材料として製造される不良と認められる品目、八十余程にかき

316
216

造並に販賣の禁止をした。尚絹及人絹については鐵道
品の製造販賣につき同様の趣旨の現行規程があるので、
それに除かれてある日傘のみをとりあげることにした。
三、而して本令の特色は第三條の(一)乃至(四)の特別の場合を除
き猶令公布後三ヶ月後は特別の許可がなければ販賣が出
水ない、しかも六ヶ月を経るときは許可も效力を失うこ
とに在るから、原則として八月十五日以降市中にこれ等
制販物資は姿を見せないということになる。
四、其の後本令施行の實效状況を見るに、発令当時、日本の
現實の經濟相と餘りにか、少雖も低級な趣味に仰せられ
不良日用品に対し政府が強力な統制措置をとつたものと
して期待され業者自林も緊張したやうだが、其の後地方

によつては規程にある届出も特別の許可手続もとつてゐ
ないという実情である。
全国的に本令の實施状況を査察すると共に、實情に即應
して新しい措置をとる必要があるかと考へる。



隠退蔵物資補充実績調

(自昭和二三、四、二二
至二二、八、三一)

経済安定本部監査局在庫品課

経済安定本部情報受理件数 三七七件

経済安定本部調査件数 一六七件

産業振興公團に対する引取指令件数 三四一件(本部七一)

其他ニ七〇)

品名	数量	金額
織維織物	二六、一八反	五、〇七三、〇〇
綿	一七、一四〇碼	一、二五四、五〇
絹	四、二七五對度	八、三五〇、〇〇
衣服類	一、六五八八點	一、三五五、一〇

其他織維織品

品名	数量	金額
綿類	一九、五六二九點	二、七三七、七九、〇〇
糸類	二〇、七六七三對度	一、八七一、二〇、〇〇
紙類	六、五九二五斤	三、五七八、〇〇
生ゴム	九七一、五五一對度	二、一九三、一三、〇〇
タイヤ、チユーケ	一一、二七二六六	三、二九五、四〇、〇〇
ゴム製品	二、六八九六斤	五三、〇〇、〇〇
ゴム板	二〇、一六八本	六三、二三、〇〇
皮革	一、五四六六點	六、九六二、〇〇
皮革原皮	五、〇〇斤	五〇、〇〇、〇〇
皮革	六、二五一〇	一〇、八〇、〇〇
皮革	一、七四〇	三、四八、〇〇
皮革	五、五九〇板	八、九三〇、〇〇

皮革製品	一四〇三二点	四一、四〇〇
カソリン	六八六〇立	二一〇〇〇
重 軽 油	六八四六〇	五、四〇〇
アルコール	一三二〇〇	三九六〇〇
	一二五〇〇斤	五六四〇〇
各種油類	一七九七八〇	四九八〇〇
	二三五〇一立	一四八五〇〇
鉄鋼・金属製品	九七、二一三斤	四八一五八〇
	一〇、〇〇一点	一三〇三〇〇
鉄 鋼 材	九九三、九七六斤	一二三八一〇〇
電 線	二八〇四〇	三五二〇〇
アルミニウム材	三八〇四〇	六一六〇〇

アルミ製品	一三〇〇点	五二〇〇〇
電 動 機	六六台	
電球真空管	八三二五個	九四五〇
発 電 機	一三八台	
化学製品	一七六〇〇斤	二、一九五三〇
塗 料	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
ニツケル	三〇〇〇〇	三三六二〇
ゴバルト	一六〇〇〇	五一二五三〇
テトセル炭閃	六〇台	二、六二九八〇
羊 毛	七八七六九封度	三九三八四〇〇
薬 品 類	四九九一七斤	一四九七〇〇
セメント	三七五〇〇	一一二五〇〇

合	食	礪	アスファルト	コールター	粉	木	日	耐	木	鉛
計	塩	砂	ト	ル	炭	炭	本	火	材	
							瓦	煉		
								瓦		

二五〇〇	二五〇	六七五〇	九八〇	二〇〇〇	一一四	四〇〇	一〇〇〇〇	八七四三	三〇八〇
斤	袋	斤	斤	斤	袋	枚	斤	石	斤

七二二五二五〇	四七六〇	一二七〇	一七〇〇	七九〇	二九六〇	七六〇	二〇〇〇	一〇四九一六〇	一二三二〇
									四

73

二二總第一八九号

昭和二十二年五月十三日

各商工局長
各地方長官

殿

商工次官

一 隱匿物資等緊急措置令の運用方針の変更について

10-4
221

裏面白紙

隠匿物資等緊急措置令の公布施行以來既に一年有餘を経過
したが、從來命令の運用について、主として各地方眼に
おいて隠匿物資の所在確認を行ひ、讓渡命令を發してこ
れを各物資別の統制機関に買上げせしめ、買上げた物資は
ついては特別の留種とか或は大量なる為、物資需給計画に
繰入れる必要があつて特に中央処理を指示し、その以外はす
べて物資需給計画外の取扱とし、その配分権を地方に委ね
各地方商工局及び地方顧問の協議により、物資の種類或は
数量の限度を定むるに配分権を区分し、各地方の實情
に依りて処理を實施し、またその配分権に買上げ及び配
分は相当進捗してある様に見受けられるのであるが、その
後の經濟情勢の變化に伴ひ在庫の活用を一層徹底的且計画

的を實施する必要を生じ、去る二月十四日の閣議において
「隠匿物資等緊急措置令」が決定せられ、經濟安定本
部において一元配分の処理が当ることとなつた。新措置
は經濟安定本部「潜在物資処理方針」に定められた運用方
式により實施せられるのであるが、これは從來の運用方針
と著しく異つて居り、且又この長官の臨時物資需給調整
法による統制方式の要率との関係も加はつて来るので、大
きく切りかへたつては若干の困難を予想せられるが、その
かゝる困難は則ち、各省及び関係地方官廳と緊密な連絡
をもつて遺憾なきを致せられることである。

（一）隠匿物資緊急措置令に基き、既に讓渡命令を發した物資へ

買上帳簿に未引取のものを含む。この中、指定生産資材割
当規則にの附表第一に掲げる資材（以下指定生産資材と
いう。）については、現在手帳に配分指令を記してある
ものは、従来地方課の配分権を取り止め全額（商工
省所管需要部門以外の部門）に対する配分について（前
工局において配分することとし、商工局が管轄物資を需
要者に配分することとし、指定生産資材割当規則に基く
需要者割当証明書を作成するものとする。この割当証明
書は生産者に送附するものとする）特定者の在庫を引当
めとするものであるから割当証明書には特定者の表示とし
て差支へない。前工局において右の配分を実施するに当
つては当該物資の譲渡命令を發した地方課の配分に関する

る意見を充分考慮されること。
尚従来の中央配分物資については、従来通り変更を及ぼ
からぬが、
（一）今後において應置物資緊急措置命令に基き譲渡命令を
發する物資の中指定生産資材たるものについては、地
方配分を認め、すべし中央配分に変更する。前工局
工局若しくは地方課において、新たに摘発せられた指定
生産資材たる物資は、譲渡命令を發して買上帳簿へ使
未の物資別買上帳簿を産業復興公団一本に變更する。
（二）買上せしめ、その旨通知を經濟安定本部及び商工省
に報告するものとする。経済安定本部において併し
割当計画を定めて指定生産資材割当規則に規定せら

長方式により割当を実施する。

(三) 譲渡物資等緊急措置令の対象物資の中指定生産資材以外
の物資であつて、現在までに譲渡命令を發したものの
かついては、從來通りの取扱として地方廳の配分権を認
める。但し今後において譲渡物資等緊急措置令に基き
譲渡命令を發する物資の配分は全部中央配分に変更す
る。従つてその取扱方法については(二)と同様とするが、
物資の性質上その所在地方に還元配給する方が適當な
場合が多いと思はれるので当該物資の譲渡命令を發し
た地方廳の配分意見を充分に参酌するものとする。
需要者に対する配給に關しては、直ぐ公布予定の「指
定配給物資配給規則」による指定配給物資については

その配給割当公文書を要す必要は勿論である。

(四) 1 指定生産資材在庫調整規則に基く報告を怠つたもの
の加納発せられた場合の処理については前記と同規則
施行通牒に示した運用方針を改め「潜在物資処理方針」
に於つてすべて買上機関たる生産復興団に買上げせし
め中央配分とする。従つて、それがたゞ心算又は商
工局の配分を認められてある資本金一手方用以下の公
社等の所有にかゝる場合も、その限りにおいて地方
配分権は消滅するわけであるから念のため。

潜在物資處理方策（案）

昭和二十二年二月十四日附閣議決定に基く潜在物資の處理は本方策によつて行ふ。

ニ本方策の対象とする物資は大口に潜在するものであつて

隠匿物資等緊急措置令の調査物資及指定物資並びに指定

生産資材在庫調整規則の別表に掲げる物資とする。

三潜在物資は左の如きものをいひ、保有目的、数量、事

業の異体、其の他に基き判定する。

一終戦直後の混乱を利用して流出し、旧軍需物件等

不正に入手保有するもの

二所有者、保管者の不明な物資で埋藏其の他隠匿せられ

たもの

三形式上正規の機関の保有するもの

四隠匿物資緊急措置令、不急物品製造販賣制限規則、指

定生産資材在庫調整規則等に基く申告義務者が故意又

は過失で申告せず保有する物資及申告数量以上に保有

する物資

五配給統制物資で正規の系路によらないで入手保有する

もの

六正規の機関が保有する物資で割当先が決定していても

真に己志を得ない理由がなく決定後六ヶ月以上経過

しているに拘らず引取のなすもの

七事業者の保有する物資で当該事業用として六ヶ月以内

に使用する数量を超えたるもの

8 休業止工場、事業場等の保有する物資で用途の決定が
行いもの

9 終戦直後の緊急放出物件で合法的に保有する物資であ
るが数量過大と認められるもの

10 其の他保有者に於て差当り活用の見込が行い状態に在
る物資

四 潜在物資に関する情報は経済安定本部監査部に連絡する
五 経済安定本部監査部に於て潜在物資に関する情報を受理
した場合はその内容を検討し委員会の調査班を現地に派
遣して実地調査を行う。必要に應じ地方支那を了る之を
行けしめその結果を報告せしめる。

六 実地調査に際しては警察検査当局の立合を求めしものと
す。

七 実地調査に際して潜在物資と認定し得る物資又はその疑
義厚き物資を発見したときは保管請書を徴して保管せし
める等移動禁止其の他の措置を講ずる。

八 移動禁止其の他の措置を講じた物資については関係官廳
関係機関と連絡し当該物資の入手時期、入手経路、潜在
物資と認定する数量、物資の性格、保有目的等を明かに
する。

九 地方官廳に於て調査したものは直ちに経済安定本部に報
告するものとする。

一〇 潜在物資として判定するものと困難なもの、認定、その買
上範囲は委員会で決定する。

土、物資の買上げ原則として勸奨によるが要すれば強制手段を講ずる

土、民間人の情報により潜在物資を発見した時は必要により情報提供者に報償金を交付することを得るものとする。

土、潜在物資の買上げ価格、賣渡価格及情報提供者に対する報償金の交付については別に定むる基準により本員会で決定する（統制額を超える場合は物價統制令による手続を経るものとする）。

土、潜在物資の買上げ、取引、輸送、保管費渡等の実務は原則として産業復興営團に行けしめる。

土、その為営團に特別の部及、地方支那を設けしめ経理は特別会計とせしめる。

土、情報提供者に対する報償金は産業復興営團より支出せしめる。

土、産業復興営團の所要資金については迅速圓増する運用が可能な様にとり考慮する。

土、経済安定本部監査部及地方支那が設置せらるる迄は、その事務は第二部にて之を行ふことを行ふこと調査班を現地に派遣することが出発をいとまげ地方廳警察部へ警視廳を含むに調査を依頼し其の結果の報告を求めらる。

36

蓄在物資の情報提供者に対する報償金に関する件

(昭和二十五年八月一日閣議決定)

- 一 民間人の情報により蓄在物資を発見し且時は情報提供者に報償金を交付することが出る。
- 二 報償金の額は蓄在物資確認の時の当該物資の最終段階の統制額の二割に相当する額以内とする。
- 三 報償金は情報を提供するに要した費用の辨償の意味をも有するから新円拂に付考慮する。
- 四 報償金の支拂は経済安定本部総務長官の指定業務として産業復興公団に行はせる。

裏面白紙

經濟安定本部に於て行ふ隠匿藏乃至遊休物資
の摘發活用に對する警察協力の方法並に其の
要望事項

(三三、八、二三)
内務省警保局

一 此の際摘發の對象とすべし、主要物資に就て改めて申告制度を實施す
ることを不可缺の前提條件とする

理由、新憲法の下に於ける警察運営の建前よりして犯罪捜査の場外
に逸脱することはこの際妥當性を缺くが故に新たに申告義務を
課して警察取締の對象たるべき違法條件を明白に充足せしめる
要あること

二 隠匿物資等緊急措置令、指定生産資材在庫調整規則等は實施

69

後長期間を経過したる爲めその申告義務違反に就き、社会的威
情の上からも警察取締の對象たるべき違法性は薄弱化せること
三 國民經濟活動の見地より、無用の民心不安を惹起し、殊に
こと

二 摘發物資買上機関の急速なる整備を旨とす

理由、従来、摘發物資の買上、保管等は關係統制団体をしてこれに
當らしめて来たが、かかる団体は利害關係切実なるがため必ず
しも適當な處理機関と言へざること

一 産業復興公団は、地方に出先機関を有せし、又、充分な買
上資金を有する為り、現状のまま、その利用不可能であること
三、故に買上機関として、中央地方を並べて一元的活動を爲し得

10-4

229

ると共に、充分なる買上資金を有し、物資の認定、査定に従事する専門熟練者を充分に使用し得るの外、当該物資に就て公平なる立場を保持し得るが如き機関を設け、保管物資の再度隠匿蔵化することを避ける必要があること。

三、摘発実施の期間を限定すること。

四、手附金詐欺等の発生を防止するため摘発指令書、拂下指令書、又はこれらに準ずるものを違法に発行したる者に対する處罰規定を設くる等、予防措置を講ずること。

五、情報提供者に対する報償は現金に限るものとし、絶対に現物を以てしないこと。

六、警察協力の前は、あくまで違反の摘発を第一義とする事、従つ

てこの見地から摘発の同行又は立会を有すものとする。

七、摘発事務處理要領を明瞭且つ具体的に規定し、主務官廳たる安定本部（地方安定局）及び高、工、省、経、済、官、廳、委、員、会、都道府縣並に警察、各相互間の権限、責任に就て後日の紛争を惹起することなきよう充分なる措置を講ずること。

八、警察協力の内容に就ては違反取締の外、左の事項に限ること

一、情報の提供

二、通信連絡

三、査察官の摘発に同行又は立会ふこと

四、交通機関の便宜供與

九、民間人にして摘発に關与せしめる者に就てはその権限を明らかとする

ると共に、公務員としての責任、義務を負はしめること。
一、事務處理の適確、迅速を期するたため、摘発、物資の認定、處理等に
就ては商工、農林等經濟各省の官吏、都道府縣經濟關係公吏を可及的
に能率的に活用すること。

裏面白紙

昭和二十一年六月八日附議



企業における統制物資の現物給與 自家消費及
びバーターの禁止等に関する措置要綱(案)

二二九 本(一次官會議決定)

流通秩序確立対策要綱に基き、簡物資の本所を閉塞するた
め、統制物資につき、企業の行う従業員に対する現物給與
自家消費、バーター等については全面的にこれを禁止する
ことにするも、現在これを執行して、直ちに廃止し得ない
ものに限り生産が回復するまでの当面の暫定措置としてつ
ぎの措置をとる。

即ちこの旨を執行すべし

一 企業が、統制物資であるその生産品を従業員に現物給
與することは、これを直接生活上の消費に用いるものに
限り且つ二に掲げる数量を最高限度として三に掲げる場

合に行うときは限る。

右の外は並反右に對して關係法規の嚴格は適用をす
ものとする。

二 現物給與の數量は従業員一人当りにつき、その従業員の
生活上完全消費にあてられ横流しをしないこと認めらるる
數量の範圍内で企業が生産する物資の生産に關し權限の
ある官廳へ以下主務廳という。が經濟安定本部總裁の承
認を受けて決定するものとする。当該従業員に對して同
一の物資が特別に配給される場合にはその特別分と現物
給與との合計數量が右の範圍内であることを要する。

三 (一) 主務廳が、經濟安定本部總裁の承認を受けて定める
ところにより重要物資について、特別な緊急増産計画

を設定した場合であつて労働の生産性を高めその計画
の完遂を因むため必要があること認め、現物給與を行
うものと定めるとき。

(二) 主務廳が、經濟安定本部總裁の定める基本計画に基
き企業について生産計画を定め、当該企業が所定の期
間内にその計画を着しく超えて生産を行い且つその後
の期間における計画の達成に支障がなかつて認め、現物
給與を行うものと定めるとき。

(三) 企業において技術の改善等により、主務廳が經濟安
定本部總裁の承認を受けて定めるところにより当該企
業について定める合理的な原材料の消費計画より少い
原材料で所定の品質及び規格に適合する生産品を製造

した場合であつて主務廳がこれを確認して現物給與を行ふものと定めたとす。

(四) 原材料の浪費、生産品の滅失又は紛失を無からしめ、特に勤勞忌減の低下を防止する効果が適確に認めらるる場合であつて、主務廳が経済安定本部總裁の承認を受け、現物給與を行ふものと定めたとす。

四、現物給與は、指定配給物資については当該物資の配給に關し権限のある官廳へその指示により当該物資の配給を所管する地方廳を含む。以下配給廳といふ。が主務廳の要請に基き又指定生産資材については主務廳が自ら割当公文書を発行し、企業を通じて受給者に交付し、此と引換へて行ふものとす。

五、企業がその生産した統制物資を従業員に対する現物給與に用ふる場合以外の自家消費をする場合についても一乃至四に準じて取り扱うこととするが、その数量については、横流しを防止せざる範圍内で経済安定本部總裁の承認を受け定める基準に従ひ行ふ主務廳又は配給廳の割當を受け、これを要するものとす。

企業は、主務廳又は配給廳の発行する割当公文書の交付を受け、これを要するものとす。

六、四及び五による割当公文書の有効期間は、三ヶ月以内とするを要する。

七、主務廳は、企業の生産品の生産数量、販賣数量及び在庫数量並びに原材料の在庫数量及び消費数量等との生産

の実体を把握することに努め、特に現物給與及び自家消費に關し必要な報告を徹し、調査を怠らざり又必要を帳簿書類の備えつけを怠らざりしめ、

八、他の企業の生産品である統制物資をその物資の配給に關する法令に違反して現物給與することはその取締を徹底する。

九、企業間においてその各が生産した統制物資をバーターに使用することに対してはその取締を徹底するものとす。当該物資の割当應又は配給應は実質上バーターとなる行為を割当公文書の発給によつて合法化しはならずといふものとす。

十、右の措置に關連して左の措置を合めせて講ずる。

- (一) 統制物資の性質又は需給事情からこの要綱による現物給與又は自家消費に使用することができないものを生産してゐる場合において当該統制物資が、特に急務再建上必要なる重要物資であつて且つその生産計画の達成又は超過増産のため必要なきに限り、従業員に対し別途報償物資のリンク配給を行う等の措置を講ずる。
- (二) 検査査定制度を整備しその勵行を行う等生産品の品質の確保を図る措置を講ずる。
- (三) 現在行われてゐる現物給與が、正常な支拂資金の一部である場合において、この要綱による措置によりその数量の減少又は廃止されたときは経営者及び従業員が協議の上必要な貨幣給與額の變更を行うものとする。

備考

この要綱中現物給與とは無償で給與する場合の外有償で給與する場合を含む。

200
政令第九十四号

(昭和二十二年九月十一日)

物資活用委員会令

第一條 物資活用委員会は、中央物資活用委員会（以下中央委員会という。）及び地方物資活用委員会（以下地方委員会という。）とする。

第二條 中央委員会は、内閣総理大臣の管理に属し、隠匿物資の調査及び活用に關する重要事項を調査審議する。中央委員会は、前項の事項について、経済安定本部總裁に建議することが出来る。

中央委員会は、隠匿物資の処理について、主務大臣から報告を求めることが出来る。

25
第三條 地方委員会は、地方安定局毎におき、地方経済安定局長の管理に属し、その管轄区域内における隠匿物資の調査及び活用に關する事項を調査審議する。

地方委員会は、前項の事項について、地方経済安定局長に建議することが出来る。

地方委員会は、隠匿物資の処理について、地方経済安定局長から報告を求めることが出来る。

第四條 委員会が隠匿物資に關する情報を受理した場合において、これを経済安定本部總裁又は地方経済安定局長に連絡するものとする。

第五條 委員会は、委員長一人及び委員若干人でこれを組織する。

裏面白紙

委員長は、委員の互選による。

臨時必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第六條 中央委員会の委員及び臨時委員は、関係各廳官吏及び学識経験ある者のうちから、経済安定本部総裁がこれを委嘱する。

地方委員会の委員及び臨時委員は、関係各廳の官吏及び吏員並びに学識経験ある者のうちから、地方経済安定局長がこれを委嘱する。

第七條 中央委員会の庶務は、経済安定本部、地方委員会の庶務は、地方経済安定局でこれを掌る。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十二年七月七日閣議



昭和二十二年生活物資需給計画設定
要領案要旨説明

(二二、一〇、六)
経本生活物資局

伊

第一 この要領は、計画を設定する目的とその取扱を明かにしているものであること。

(一) 計画の設定は、流通秩序確立対象要綱の決定に基き、特に総合的に行われること。

その計画設定品目は、別表の通りであり又計画の様式は別紙の通りであること。

(二) 計画は、年間について設定せられるが上半期は概ね実績見込を計上することとし特に下半期に重点を置いて作成し、四半期毎又は月別に必要な補正を行

うものであること。

(三) この計画は、國民に対してはその凡そ、その生活水準の程変を示し、又各省に対しては各省が行うべき配給計画に關して内閣訓令第三号指定配給物資配給手續規程に基き経本が行うべき基準的を指示となるものであること。

合わせて長期經濟計画のより実行的を年度計画として取り扱うものであること。

(四) この程度の計画設定要領の確定が予めされたいと計数の算定ができなから一應、この閣議諒解事項として決定することとし、具体的な数量計画表をこの要領で各省と打合わせの上、作成して更に閣議を

請うものであること。

第二

この要領は、計画設定上必要と思われる生産、貿易、人口その他諸々の前提条件や計画を統一的に設定して、総合的に取纏めができるように計画表作成上の技術的約束を定めたものであること。

(一) 農林水産物及び工業品の供給の取扱方法を定めたこと。
(二) 配当の方針、要領を概略定めたこと。
即ち

(三) 國民生存保持上の最低限を確保することに全力を尽くすこと。

(四) 更に經濟再建のため食糧生産者と炭礦労働者、

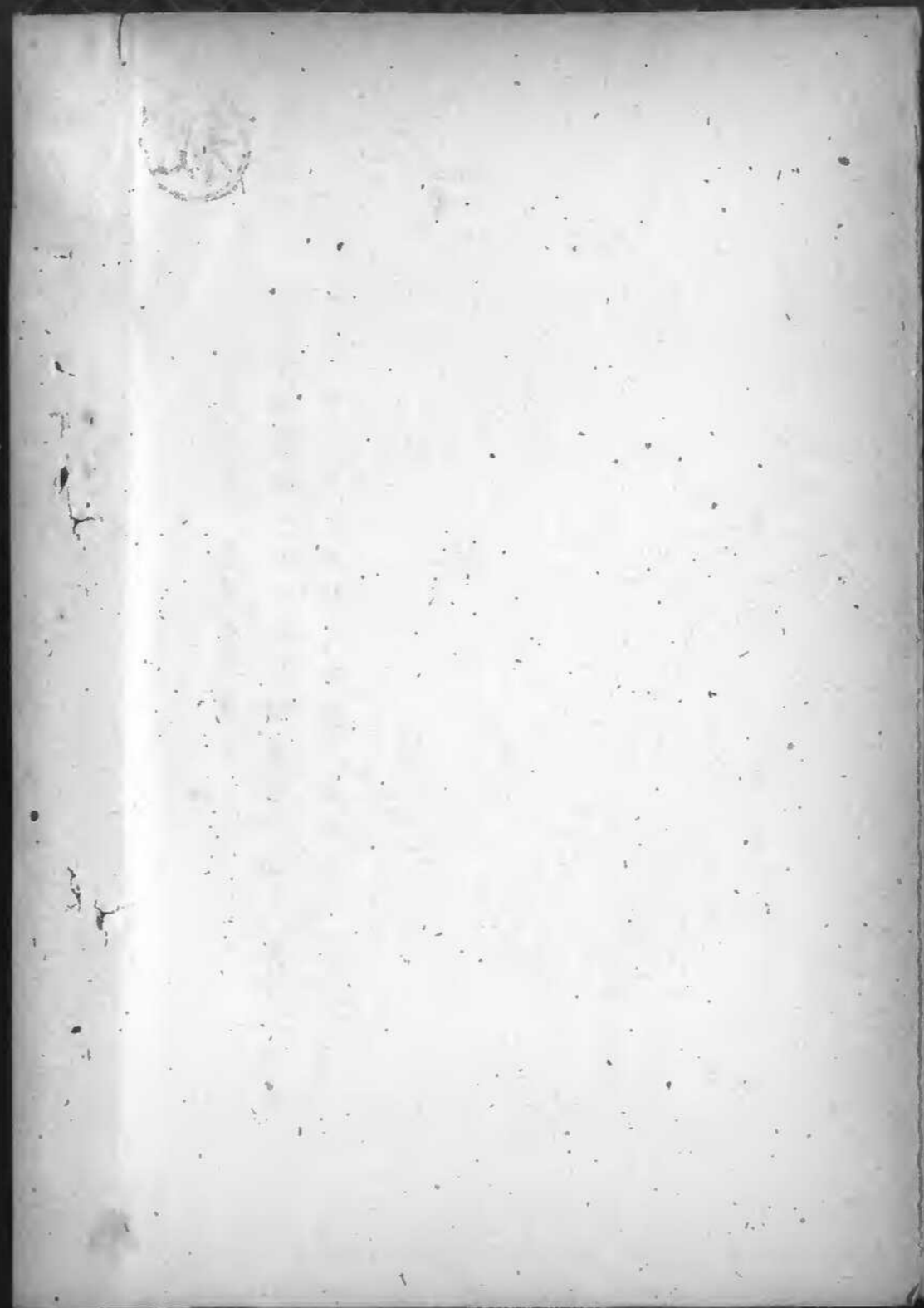
確実な輸出生産業、重要鉱業、鉄鋼業、化学肥料工業、運輸業その他の重要産業役務に従事する勤労者に対する労務用配当の確保に努めることとその計画設定のための技術的方法を定めたこと。

第三、以上の大前提の下に本年度下半期における食糧（主食、加工食品、生鮮食品、嗜好品）、衣料品、家庭燃料及び日用品（学用品を含む）について大畧の供給及び配当計画設定上重点を置く事項を定めたこと。

第四、なお医薬品その他の必要物資については、速かにこめたこと。

第五、これを追加するよう努力中であること。

この要領案は、既に各省関係官の間で打合せを行い更に十月六日に各省次官会議の決定を経たものであること。



4

30

隠退蔵物資の配分手続要領（案）

（ニニ、一〇、一四）
生産局 需給課

産業復興公団に一手買上せられた隠退蔵物資中指定生産資材の配分手続は左記によるものとする。

記

一、各指定生産資材につき隠退蔵一件毎に一定の基準を定め、中央処理分及び地方処理分を分ち、中央処理分については経済安定本部において、地方処理分については地方経済安定局においてこれを各需要部明に割当てる。但し、石炭、亜炭、コークス、原油

（1）

310

241

及び石油については全部これを配炭公団及び石油配給公団に引渡し需給計画の供給力に組入れることとし、特別の割当は行わない。

二 監査局在庫品課は毎週はじめ、その前週中に産業復興公団に買上げせしめた隠蔵指定生産資材の品名、種別、規格、数量、所在、場所、その他必要事項の詳細、在庫リストを生産局需給課に提出する。生産局需給課は右リストの中中央処理分に該当するものにつき、関係各課と連絡し割当を定める。

三 右の中央処理分の割当は次の各號の何れかによるものとし、具体的な事情に應じ迅速に決定する。

(1) 当該物資を産業復興公団若しくは適当な販賣業者に

保有せしめ置く、次期の需給計画の供給力に組入れる。

(2) 当該期の需給計画の追加分として、重要需要部門に追加割当とする。

(3) 当該期以前の需給計画に基づく割当の現物化を促進するため、割当を受け下る現物化のできないない需要者に、再割当する。但しこの場合は前に交付した割当証明書は新割当証明書と引き換えにこれを回収する。

四 地方処理分については需給計画枠外の地方調整分として取扱う。地方経済安定局はこれを当該地方に所在する各省地方機関別に調整分として割当する。地方経済安定局は割当した各省地方機関からその調整

分の便途につき報告を徴し、毎月末現在における処理状況と経済安定本部生産局需給課に報告するものとする。経済安定本部においては右の報告を次期の需給計画策定の際の参考とする。

五、右の各項に掲げる割当官廳が需要者別割当を行つたときはこれと産業復興公団に通知するとともに被割当者に対し、需要者割当証明書を交付する。右の割当証明書は指定生産資材割当規則に定める割当証明書と令様式とするが、^(一)の標示を爲し有効期限を一ヶ月とし、且引取先を「産業復興公団」と指定しなければならぬ。産業復興公団は受領した割当証明書を定期的に発券官廳に提出すると共に、割当証明書の還流状況を経済安定本部に報告しなければならぬ。

隠匿藏物資の配分手続要領（案）

（生産局、需給課）

産業復興公団に一手買上せられた隠匿藏物資の中指定生産資材の配分手続は左記によるものとし、処理に当たっては速きを旨とする。

記

一 各指定生産資材につき隠匿藏一件毎に一定の基準を定めて中央処理分及び地方処理分を分ち、中央処理分については経済安定本部に於いて、地方処理分については地方経済安定局においてこれを各需給課所に割当て、但

し石炭、亜炭、コークス、石油及び肥料については全部これを天々の物資別公団に引渡し需給計画の供給力に組入れることとし、特別の割当てを行わない。

二 経済安定本部需給課（在庫品課）は毎週はじめ、その前週中に産業復興公団に買上げさせられた隠匿藏指定生産資材の品名、種別、規格、数量、所在場所、その他必要資料の詳細なリストを経済安定本部生産局へ需給課に提出する。生産局へ需給課へ付右リストの中中央処理分に該当するものにつき、即ち連絡し割当を定める。

三 石の中央処理分の割当て次の各号の何れかによるものとし、具体的事情に於いて速速に決定する。
当該物資を産業復興公団若しくは通商手販賣業者に

保有せしめて置いて、次期の需給計画の供給力に組入
れる。

② 当該期の需給計画の追加分として、重要需要部門に
追加割当を行う。主務官庁に需要者別の割当を行うし
める。

③ 当該期以前の需給計画に基く割当の現物化を確保し
促進するに、その供給に引当てる。この場合において
重要部門に対する現物化の優先を図るため必要ありと
きは、主務官庁は既交付の割当証明書を提出せしめて
こゝに特別の票示を附して引取先等を記入し、又この
票と引き換える。④ いかげず新割当証明書を交付す
るよう府措置をとることができらる。

④ 地方及理合については需給計画枠外の地方調整分とし
て取扱う。地方経済安定局はこれを当該地方に所在する
各省地方機関別に調整分として割当てる。

地方経済安定局は前項の割当を受け、次各省地方機関か
らその調整分の便途につき報告を徴し、毎月末現在にお
ける処理状況を経済安定本部生産局需給課に報告するも
つとする。

経済安定本部は於て右の報告を次期の需給計画策
定の際の参考とする。

⑤ ③、④及び④の場合において割当官庁が需要者
別割当を行ったときは、これを産業復興公団に通知すると
ともに被割当者に対して需要者別当証明書を交付する。

右の別当証明書は指定生産資材割当規則に定める別当証
明書と合様式とするが(四)の標示を属し有効期間を一ヶ月
とし、且引取先を「産業復興公団」と指定し存付し
存付は「産業復興公団」に受領した別当証明書は定期的
に農務官庁に提出すると共に、別当証明書の運送状況を
農務官庁に報告し存付し存付する。

裏面白紙

遊休物資活用に関する臨時措置法案 (昭和二十一年四月二十七日)

第一章 総則

第一条 この法律は、この法律は、わが國境内外に経済者危機が國內に存する
一切の隠匿藏及遊休の物資を即時活用することなくし
ては一層深化する段階にあることと鑑み、特種活用
のため緊急措置として、それ等物資の調査、調査に
おいては、國民經濟復興のため活用する一とを目的と

第二条 この法律の有効期間は、この法律の施行後一年とし、
特に必要があるときは、法律を以て一年ごとのこ
ろ更新することができる。但し、この法律の施行後三
年を超えてはならない。

12

第三条 この法律で、隠匿藏又は遊休の物資（以下単に遊

休物資という）とは、左に掲げる動産不動産その他一切の
動産、一親の日の消費せず又は活用していかぬものをい

ふ。但し、
一、所有し、又は占有してゐる物
二、運送中にある物
三、日本政府の運送に依るもの

第四条 行政官廳の手を経、押下げを受けたるもの
及び、物又は不法に所有し若しくは占有し、あるもの

第五条 新法令により所有し又は占有してゐるもの

第六条 前条において、物でも自己の消費能力以上と多く
重く所有し、又は消費設備を失つたもの

四、その他所有又は取得の原因不明なものは

第二章 遊休物資の報告

第四條 この法律施行の際既に遊休物資を所有し又は占有

している者は、官公署、公団その他の政府機関、被制団

体の他何人たるを問はず、左に掲げる事項を記載した

報告書を通す。この法律施行の日から一箇年以内は、当

該物資の所在の場所を所轄する地方遊休物資活用委員会

を経由して、中央遊休物資活用委員会に提出し、その

内容は、

一、所有し又は占有する本人の姓名又は名称、住所及び

職業又は事業

二、当該物資のつぎ本人以外の所有者又は占有者が存す

る場合は、その者の姓名又は名称、住所及び職業又は

事業

三、当該物資の名稱、数量及び所在の場所

四、所有又は占有者の目的

五、入手の経路

第五條 前條の規定による報告があつた後遊休物資を所有

又は占有するときは、前條の規定に

準じて報告書を提出しなければならない。前條の規定に

従ふ報告があつた後当該物資を消費した者は、同様と

第三章 遊休物資活用委員会

第六條 遊休物資の調査、調査及びその結果に関する職掌を行

うため、遊休物資活用委員会（以下委員会）を置

委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する

、委員会は、中央遊休物資活用委員会（以下中央委員会）

よいう、及び地方遊休物資活用委員会（以下地方委員会）

（以下）とする。

地方委員会は、都道府県ごとにこれを置き、当該都道

府県を冠する。

中央委員会は、おいて特に必要があるときは、

部又は市町村を単位とする地方委員会を置くこととし、

る。この場合において、当該地方委員会は、当該都府又は

市町村を冠する。

第七條 中央委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

委員会の組織は、前条の規定によりその権限に属せしめられ、

外、その事務を掌る。

第一 委員会は、遊休物資等の所有物件の根本的調査

一 調査、検査又は所有した物件の行衛調査

二 遊休物資の調査、摘発

三 調査摘発した物件の活用計画策定への参加及びその活

用状況の調査

地方委員会は、中央委員会の指揮監督を受け、当該地域

の行政事務の法律の他の規定によりその権限に属せし

められた事項の事務を掌る。

三 遊休物資の調査、摘発

四 物件の行衛調査

ニ 遊休物資の調査、摘発

第八條 委員会は、その事務を行うための必要があるときは、遊休物資につき、関係者より報告を徴し、又は必要を照

達、書類の提出を求めることが出来る。

第九條 委員会は、その事務を行うための必要があるときは、委員又は経済警察官をして、関係ある工場、事業場、店

舗、倉庫その他の場所を臨検し、業務の状況若しくは

物資、書類、帳簿等を検査させることが出来る。

委員会は、事務を行うための特に必要があるときは、

委員又は経済警察官をして、遊休物資又はその所

在場所につき、封印をさせることが出来る。

前二條の規定により委員又は経済警察官が臨検、検

査又は封印をする場合は、その身分を示す証票を携帯

し、その関係者の求めに応じて、これを示さなければな

らない。

前條の証票の様式は、中央委員会がこれを定め、各都

道にこれを配布する。

第十四條 委員会の委員は、労働組合、農民団体、産業団体

及び市民団体のうちから、国会の同意を得て内閣総理大

臣がこれを任命する。

第十五條 官公吏又は従前の統制団体の主要役員で

ある者は、前條の委員となることが出来ない。

第十六條 中央委員会は、委員三十名を以て、各地方委員

を以て、委員二十名を以て、これを組織する。

委員は、これを決定し、より公務と従事する職員とを

第十二條 委員会の委員長は、委員の互選により、任期

は、二年とし、これを任命する。

委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表す

る委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長を

推薦し、これを決定する。委員長の代理する者は、

あらかじめ

第十三條 委員会は、委員長及び半数以上の委員の出席

を以て、議事を開き、議決することとし、これを決定す

る。委員会の議事は、出席者の過半数を以てこれを決定す

る。可否同数のときは、委員長の決するところとする。

第十四條 委員会の事務を処理させるため、委員長は、事務

局長を任命し、所掌の職員を置く。

同項の職員は、これを法令により公務に従事する職員

と

第十五條 委員長、委員及び職員は、別に法律を以

てこれを定める。

第十六條 中央委員会は、必要があるとき認めるとして、

農民間体又は産業団体をし、この法律による

調査の調査の実施上必要なる事務の補助を行わしめる

こととする。

第十七條 遊休物資の回収に關し、情報を提供する団体が

ある場合は、中央委員会の定めるところによりこれを

戦災を興とすることができぬ。

第四章 遊休物資の活用

第十八條 遊休物資の活用は、迅速且つ効果的を以て、國民生活の復興に寄與するよう行われなければならない。若し必要と認めるときは、経済安定本部総務長官が中央委員会を組織し、これを定める。

第十九條 政府は、第四條又は第五條の規定により報告された遊休物資の活用は、第四條又は第五條の規定を以て、これを買

取ることができぬ。

第二十條 主務大臣は、この法律の目的を達成するに必要と認めるときは、中央委員会と協働して、

遊休物資の所有者若しくは占有者に対し、期間その他の必要

な事項を指定してその移動を禁止し、又はその所有者に

対し、買戻の時期、価格その他の必要事項を指定し、公団

その他の政府機関に対し、当該物資の譲渡を命ずること

を命ずる。主務大臣は、前項の規定による譲渡の命令をした場

合、又は遊休物資の所有者不明な場合その他遊休物資の

所有者に対し、同項の規定による譲渡の命令を命ずることが

できぬ。困難な場合においては、必要と認めるときは、当該物資

の占有者に対し、引渡の時期その他の必要事項を指定して

公団その他の政府機関に対し、この引渡を命ずること

を命ずる。主務大臣は、遊休物資の所有者不明な場合その他所

者に對し第一項の規定による譲渡命令に準ずることがある
 困難な場合において、前項の規定による引渡の命令を
 したときは、引渡の相手方をし、その対物を引渡さし
 なければならぬ。この場合においては、引渡の相手方
 が引渡をなしたときは、当該遊休物資の譲渡を受けたこと
 とする。

第十一條 遊休物資の所有者又は占有者は、前條の規定
 による公園その他の政府機関が譲渡又は引渡の物資の
 数量及び価格、時期その他必要事項につき主務大臣の
 許可を受け、当該物資の譲渡又は引渡を求めたときは、
 これを拒むことが出来ない。
 第十二條 遊休物資の出し入れ制管手続、國稅徵收法以

ての管手続、要求物資使用許可による使用又は取用
 の手続その他これに準ずるものが進行中なるときは、其
 の進行中限り、前二條の規定は、これを適用しない。
 第十三條 第二十條の規定による遊休物資の譲渡は、他
 の法令の規定にかかわらず、その効力を有する。

第五章 罰 則

第二十四條 左の各号の一に該當する者は、これを五年以
 下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 一、本法の條又は第二條の規定による報告をせず、又は産
 品の報告をしない者。
 二、本法の第一條の規定による検査若しくは同條第二條
 の規定による封印を拒み、妨げ、忌避し、又は封印を破

兼し大者

第二十一條又は第二十一條の規定による命令に違反する者、前項の罪を犯した者は、罰金の二倍に懲役又は罰金を併科することが出る。

第二十五條

法人の代表者又は法人若しくは人の代理又は代理人其の地の従業員が、その法人又は人の業務に關し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、法人又は人に対して前條の罰金刑を科する。

第二十六條

第四條、第五條、第二十條又は第二十二條の規定、又はこれに基く命令に違反があつた場合において、その違反行為に係る物資又は設備が犯人の所有し又所持するものは、その全部又は一部を没収することとなる。

てさる。犯罪の終、犯人以外の者が購を知つてその物資

又は設備を取得した場合は、同様とする。

一、前項の場合において、その物資又は設備の全部又は一

部を没収すること及び没収したときは、その価格を追徴す

る。

附 則

本法は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で施行する。

一、本法の施行期日は、政令で定める。

二、本法の施行期日は、政令で定める。

三、本法の施行期日は、政令で定める。

四、本法の施行期日は、政令で定める。

五、本法の施行期日は、政令で定める。

六、本法の施行期日は、政令で定める。

七、本法の施行期日は、政令で定める。

八、本法の施行期日は、政令で定める。

九、本法の施行期日は、政令で定める。

昭和二十二年十月

隠退藏物資調査処理関係書類

経済安定本部監査局在庫品課

42

資料目次

一、	隠退藏物資調査処理要綱	一頁
二、	取扱物資一覽表	六
三、	隠退藏物資の買上價格の基準	一七
四、	存在物資の情報提供者に対する報償金に関する件	一八
五、	情報提供者に対する報償金の算定方式	一八
六、	報償金支拂に関する取扱方針	一九
六、	埋藏及び沈没物資の捜査並に発掘及び引上に関する費用の支弁に関する取扱方針	二一

(昭和二十二年四月十三日
中央物資活用委員会決定)

隠匿蔵物資調査処理要綱

第一 取扱物資の種類

- 物資の活用を因り流通秩序の確立に資するに於て調査対象とする物資(以下隠匿蔵物資という)の種類は隠匿物資、専ら緊急措置令(以下緊急措置令という)の調査物資及び指定物資並びに指定生産資材在庫調整規則(以下在庫調整規則という)の別表に掲げる物資であつて左の各号の一に該当するものとする。
- 緊急措置令第三條第一項に規定する譲渡命令の対象となる物資
- 在庫調整規則第五條第一項に規定する過剩指定生産資材であつて未だ活用の金の採られて居る物資

- 三 所有者又は保管者の不明な埋蔵物の他隠匿蔵物資
- 四 物資及び無籍の物資

第二 隠匿蔵物資の調査

- 一 隠匿蔵物資の調査は倉庫、工場及び事業場等の在庫品について系統的計画的に行うこととを速前とするが民間の情報は必要個別的調査と併行して行うものとする。
- 二 調査は原則として地方経済安定局(以下安定局といふ)が行い、経済安定本部(以下安定本部といふ)はその監督指導に当る。但し事業が故局に属する等特別の事情があるものは、安定本部が直接調査を行う。
- 三 調査は調査官を主体として行うが必要に応じて

じて商工省又は農林省関係職員及び地方警察官庁係官等ノ協力ヲ求めルモノトスル

四 実地調査に際しては必要に応じて民間人ヲ参加協力セシメルモノトスル

調査に参加せしめる民間人は物資活用委員会ノ推薦に依り安定本部又は安定局ノ嘱託員トスル

この嘱託員は有給とし、報償金の支給又は補助金物資の特別付付付付

五 実地調査は必ず三名以上の調査員による団体行動に依つて之を行ひ、且つ調査員中には必ず経済調査官を含まルモノトスル

六 実地調査の結果隠匿物資と認定し得る物資又は

力の緩い濃厚な物資を発見したときは、その所収者又は保管者より当該物資の保管請書を作成して物資の移動を防止する措置を講ずる

七 物販商上の措置を講じ、物資については関係官庁及び関係機関と連絡して当該物資の入手の時期、経路及び價格、保有の目的、物資の性格、所有者の業種及び

収買状態等を明かにする

八 隠匿物資として買上げらるる範囲は委員会ノ審議を経

て安定本部統務長官又は安定局長が決定する

この場合当該物資の主務官廳又は当該物資を資料として採用する事業の主務官廳と事前に密接な連絡をとり

重要産業の正常な運営を妨げざるがゆきことの方針に留意するものとする。

九 隠匿物資中現在既に利用価値を失った物資（例をば或る種の特殊鋼材の如き）があるので買上決定の際は緊急措置令第三條第一項に規定する「國民生活に非常なる運行を因る爲必要ありと認むし可き」の州定を該物資のよう主務官庁と密接な連絡をもつてする。

十 隠匿物資の買上範囲の適正収運を因るため商工省及び地方商工局職員中に連絡担当員を設け、更に要すれば適合担当員を委員会に常勤せしめるものとする。
十一 法令違反物資の疑いあるものを発見し、又は所持

警察官庁と連絡の上取扱官庁を決定する。

第三 隠匿物資の処理

一 物資の買上は原則として勸奨に依る任意供出の形式をとるものとする。

買上することに決定した物資については安定本部総務長官又は安定局長が当該物資の所有者（所有者不明の時）を調査し以下同じに其の旨の書面を交付し供出承諾

止む迄以上の勸奨に応じないときは主務官庁に連絡して正統の課税命令その他の強制措置をとらせるとして

安定本部総務長官又は安定局長は産業復興公団（以

下公團と一うに對し買上指ることと決定した物質の
引取指令を發し經査査察官五会の下に物質を檢收せし
める。その際保管請書はこれを所有者に返還する。

三、買上價格は別に定める基準により委員会の審議を經
て安定本部総務長官又は安定局長が決定する。

四、買上價格が決定したときは公團に對し買上指令を發
すると共に所有者に對し買上通知書を交附し公團より
代金を支拂わせる。

五、安定局長は買上指令へ無償引取のものについて引
取指令を發した物質の種類、數量及び買上價格をそ
の都度安定本部総務長官に報告するものとする。

六、公團が買上た物質へ無償で引取った物質を含む以下
同じについてはその種類、規格及び數量をその都度
安定本部総務長官及び所轄安定局長に報告せしめるも
のとする。

七、公團が買上た物質について安定本部の当該物質の
主務局に於て運搬に配分の方途を講じ主務官庁をして
別当配給せしめるものとする。

八、物質の配分については主務局、主務官廳及び関係機
関より報告を求め監督の徹底を期すると共にその結果
を委員会に報告するものとする。

九、物質の買上、引取、輸送、保管及び賣渡の実務は原
則として公團に行われしめる。

第十、清報提供者に對する報奨金

裏面白紙

- 一、情報に基く調査の結果隠匿物質を發見し、且つ公団に於て之を買上たときは、当該情報提供者に対して別に定める所により報奨金を支給することが出た。
- 二、報償金の支給については委員会が審議を経て、本部総務長官又は客室局長が決定する。
- 三、情報提供者に対しては報奨金のみを支給し、摘発物質の賚配は行わない。
- 四、報奨金の支給は客室本部総務長官の指定業務として公団で行われる。
- 五、報奨金の財源は公団の差益金を以て充て、不足を主として財源に於ける措置について特別に定める。

取扱物資一覽表

指定生産資材 (指定生産資材
在庫調整規則第一條)

石油製品
揮発油
燈油
軽油
一号重油
二号重油
潤滑油
鋁
鉄
糸
材

調査物資 (隠匿物資検査令第一條)

石油製品 (磁物性の揮発油、燈油、軽油、機油及重油を謂う)
鉄
鋼 (鉄鋼、普通鋼、特殊鋼、鋼索及鋼板を謂う)

(昭和三十三年四月十日現在)

普通鋼、鉄管、鉄線及び縫目板 (大形、中形及び小形を含む)

型鋼 (大形、中形及び小形を含む)

その他
重要鉄鋼製品

重鉛鉄板
重要非鉄金属及び同製品

銅、亜銅、アルミニウム

鉄鋼製品 (鉄鋼、鋼索及鋼板を謂う)

電気銅、黄銅及青銅 (此等)

枚銅（銅及び銅合金の屑又は枚を
いう）

錫

重要油脂製品

硬化脂
脂肪酸

生ゴム
再生ゴム

（地下足袋、靴、ゴム靴、ソックス、下
ズボン、肩ゴム、及ゴム製品）

の板、管、棒、及線（銅、鉛、鉄、鋅、錫、銅合金）並に此等の屑及枚銅及枚錫（板、管、棒、及線を含む）並に其の屑及枚

錫（板、管、棒、及線を含む）並に其の屑及枚

硬化油
脂肪酸

生ゴム、肩ゴム及ゴム製品

脣ゴム（脣系ゴムを含む）

中革

小革

山羊革

馬革

織物及び工業用織物製品

絹織物

又フ織物、綿織物

坊毛織物

産毛織物

又絹織物

古布を除く）

革及革靴（牛、馬、山羊、綿羊、及豚の革、及此等を主たる材料とする靴を謂い、中古品を除く）

織物（中古品を除き長さ半ヤード以上の布を謂い）

洗 鉄 管	石 油 製 品 ア ス フ ア ル ト	コ ー ク ス 製 品 コ ー ク ス ア ス コ ー ク ス	石 炭 原 料 炭 発 生 炉 用 炭 一 般 用 炭 (<small>塩及石粉</small>) 新 煙 炭 及 病 石	石 炭
精 鉄 管	ア ス フ ア ル ト	コ ー ク ス		石 炭

指定生産資材	ス フ 織 物 麻 織 物 純 綿 糸 ス フ 混 紡 紡 毛 糸 人 造 絹 糸 ス フ 糸 絹 糸 紡 績 糸 重 麻 糸 平 麻 糸 黄 麻 糸
指定物資 <small>(<small>産区別等規定 指し合第 三 條</small>)</small>	糸 (<small>層糸及生糸を除く</small>)

重要鉄鋼二次製品

針金

鉄線

重要非鉄金属及び同製品

鉛

故鉛

再生鉛

屑鉛

亜鉛

電気亜鉛

蒸溜亜鉛

ダンナモン

鉄鋼製品（針金、鉄線、鉛、屑鉛、再生鉛、電気亜鉛、蒸溜亜鉛、ダンナモン）

並に其の故並に五ヶロシ及び世

を謂う）

鉛（板及管を含む）並に其の

屑及故

屑及故

屑及故

亜鉛（板を含む）並に其の屑

及故

及故

ダンナモン

ニッケル

電線

被覆電線

アルミニウム

アルミニウム地金

アルミニウム再生塊

アルミニウム屑（アルミニウム合金屑を含む）

アルミニウム合金屑を含む

重要化学製品

重要化学製品

重要化学製品

ニッケル

電線

アルミニウム及ジユールミ

ン（此等の板、管、棒及び線を含む）

並に此等の屑及故

並に此等の屑及故

並に此等の屑及故

並に此等の屑及故

ソーダ灰

ソーダ灰

ソーダ灰

馬皮（豚及び驢を含む）

山緬毛皮

豚皮

織維及び工業用織維製品

棉花

羊毛

新毛

廢毛

ステイプルファイバー

絹短織維

亜麻

苧麻

棉花

羊毛（獸毛を含む）

新毛

廢毛

ステイプルファイバー

絹短織維

麻類

ナイゼル

大麻

マニラ麻

黄麻

フォラン

バルプ

人絹バルプ

製鉄バルプ

指更上右頁計ハ、割合の異又は付指定物（或は重複し得る上）

原油

石油製品

バルプ

半固体油

パラフィン

蜂蠟

大形、中形及び小形を含む

厚板
薄板
グリキ
珪素鋼板
高級仕上鋼板
鋼材
鋼管
カマ用管
一般用管
瓦斯管
帯鋼
テツシユールバト

硫酸銅
硫化鉄鋼
亜硫酸
硫黄
重毒化学製品
道及ぶ同誘導物
工業塩
塩酸
面粉
液体塩素
タール製品
ソルベントゾール

コイルタール
クレオソート油
フエノール類
ナフタリン
ピソチン
ピソチン
ピソチン
タール系中間物
ベンゾール系中間物
トルオール系中間物
アントラセン系中間物
タール系中間物の誘導物

合成染料
板染料
ハイドロコロラフアイト
ロンガリット
メタノール及び同誘導物
メタノール
尿素
アセトン及びブタノール
炭水素酸
アセトン及びブタノール
炭水素酸

醋酸エステル
 石炭製品（カナダ規格）
 以上）
 重要肥料用原料
 硝 酸
 液体アンモニア
 アンモニア水
 硫 酸
 カーバイト
 硝 石
 油脂及び重要油脂製品
 工業用油脂

動物油脂
 重要油脂製品
 硝化炭
 グリセリン水（石炭酸液を
 含む）
 粗製グリセリン
 精製グリセリン
 硝 酸
 硝 石
 油脂及び工業用繊維
 工業用油脂

木 材
 木 炭（桶角を含む）
 製 紙（は紙板及び鉛かす紙）
 硝 石
 硝石の質（指定生産原料と重複しずもの）
 左に掲ぐる紙維製品（中古
 品を除く）
 毛 布
 カ 衣（婦人子供用ものを除
 く）
 手 巾
 婦人手袋用ものを除
 く）

合 板
 床 板
 作業服
 シヤツ及ズボン等
 軍 手
 巻 袖
 靴 下
 足 袋
 織 維 布
 電気抵抗合金

電動器（据付けたるものを除く）	電球（使用中のものを除く）
変圧器（据付けたるものを除く）	軸受
指定物質（指定生産資料と重し）	軽金属製の鍋、釜、湯沸
婦人子供服	弁当箱（組立式のものを除く）
肌着（シャツ及ズボン下を除く）	ケツ
布団	石鹸
蚊帳	ローソク
網（トソイン及若菜を含む）	燐寸
鉄製（磁器引を含む）又付	和傘

洋傘	コバルト
燈籠（ミシン用のものを除く）	タンングステン
合金	モリブデン
手引鏡	アルコール
工具類（超硬工具、切削工具、測定工具、ダイヤモンド）	蒸餾器
工具、機械及物鋸及作業用工具を指す）	ルーフィング
目録（リヤウ）を含む）	ミシン及同部分品
及、部分品	ヤロフアン
自動車及其部分品	塗料
水銀	配線器具
	錫引銅板
	タンニン

電 極
耐火煉瓦
雲 母
フエロコロイ
黒鉛ルツボ
硬質ガラス
アニリン
合成樹脂
電力用碍子
碍 管
クラフト紙袋
木毛セメント板

コンクリートパイプレンジへ
据附せるものを除く
室内暖房器へ据附せるもの
を除く
瓦葺又は電氣器具水器へ据附
せるものを除く
陶 管
タイル板へ厚板スレートと
含む
ワイヤース
防虫網
リノリウム

バルブコック
継 手
放熱器
道陸軍住宅建設の爲時に必
要な採材及製品
生糸
米穀 大反 裸反 小反
雜穀 穀粉 甘藷及馬鈴薯
並に其の加工品及び食糧
麵 粉
パ ン
粉 粉

食糧品類
砂糖
味 噌
醬 油
煉粉乳
食用油
硫酸マンモニア
石灰窒素
道陸軍石灰
硝酸加里
硝酸曹達
硝酸マンモニア

化成肥料
 トーラス燐肥
 苦汁加里塩
 焼成加里明バン石粉禾
 焼成加里石灰粗岩粉禾
 植物油粕（大豆油粕を含む）

水産動物質肥料
 骨粉類
 硫酸アンモニウム以下のもの
 硫酸加里及塩化加里を主として配合したもの

裏面白紙

化成肥料
 トリマス燐肥
 苦汁加里塩
 燒成加里明バン石粉末
 燒成加里石炭粗岩粉末
 植物油粕（大豆油粕を含む）

水産動物質肥料
 骨粉類
 硫酸アンモニウム以下のもの
 硫酸加里及塩化加里を主として配合したもの

裏面白紙

隠匿物資の買上價格の基準 (昭和二十二年四月十六日)

- 一 不正又は不当に取得した物資
- 二 無償で取得した物資について付添書として
- 三 取得当時の統制額を満了する價格で取得した物資について付添書の取得價格とす
- 四 取得当時の統制額を越える價格で取得したもののについては取得当時の統制額とする
- 五 正当に取得した物資
- 六 隠匿物資等緊急措置令、指定生産資材在庫調整規則等の法令に基づく申告義務に違反して所持する物資については申告期日現在の統制額とする
- 七 其の他の物資については換金又は供出申告書の発行

附則

- 一 本基準の統制額と付添書所有者の業態に於ける統制額とす
- 二 時價が統制額より低い場合は時價とする
- 三 取得方法が正当であるか不正又は不当であるかの認定が困難の場合には委員会が判定する
- 四 善意の供出者に対して付金制、運賃、倉敷料等の諸掛金を加算することができる
- 五 本基準により難い場合は委員会に附議して決定する
- 六 統制額を越える場合は物價統制令による手続を踏むこととする

潜在物資の情報提供者に対する報償金に関する件

(昭和二十二年八月一日閣議決定)

- 一 民間人の情報により潜在物資を発見した時は情報提供者に報償金を交付することが出る
- 二 報償金の額は潜在物資確認の時の当該物資の最終段階の統制額の二割に相当する額以内とする。
- 三 報償金は情報提供に要した費用の報償の意味をも有するから新円拂に付考慮する。
- 四 報償金の支拂は経済安定本部總務長官の指定業務として産業復興公司に行はせる

情報提供者に對する報償金の算定方式
 昭和二十二年八月廿四日決定

産業復興公司に買入れた物資の最終段階の統制額(時価)が統制より低いものについては(特償)を差違とし左の方法により算定したる額とする。

算定		算定	
昭和二十二年七月五日以降の新物資に基く統制額によるもの		上記以外のもの	
千両を超え十萬千兩以下の部分について	一割	二割	
十萬千兩を超える部分について	八分	一分五分	
千両以下を越える部分について	五分	一分	

前項の方法により算定したる結果千圓未満の端数を生じしときは之を切捨てるものとする。

情報提供者に対する取換金
(昭和二十二年九月十三日)
中大物産委員会決定

支拂に關する取扱方針

情報提供者の単位は情報提供者の単位と摘発せられた物資の所有者へ所有者不明のときは保管者以下同じとの

単位とに依つて決定する

情報提供者が個人、法人又は団体であつても或は数人共同して情報を提供した場合であつても、それが一単位と看做されるときは、情報の単位は摘発せられた物資の所有者の単位に依つて定められる。所有者が組合、団体又は法人であつても或は数人の共有又は總存があつてもそれが一単位と看做されるときは、そのものの所有物に關する情報は一箇として取扱う。従つて一情報者が假令同時に

一枚の書類に記載して情報を提供しても其の内容が三箇の所有者に屬する物資であれば三箇の情として、其の

各々について取換金を計算するが、反対に一所有者と屬してゐる物資は假令其の所在地が離れて居ても又は別紙を用ひ等を以てして提供された情報をあつても、それが一単位と看做される場合は一箇の情報として、一括して取換金の計算を算する。但し全一所有者の物資に關する情報をあつても前者の取換に依る取換金が既に支拂はれて居ると

きは、その後に受理した情報は別箇独立した情報として取扱う。

以上の方針は營業簿簿又は之に準ずるものの保管にある物資については適用しない。この場合情報の単位は物資活

用委員会に於て審議決定する。

三、全一対象物資について教箇の情報があった場合は、
最初に受付た情報に対してのみ報償金を支拂い、そ
の後に来た情報に対しては之を支拂はない。

全一対象物資について経済安定本部と地方安定局とに於て
情報を受付けた場合も全様を何れか一日でも早く受付けた
方が優先する。但し今日に受付けた場合は情報期間に於て
等かするものとする。

全一対象物資に屬する物資について教箇の情報があった場合
後の情報提供者は前の情報提供者が其の種類品名を明確に
記載しなかつた物資を、且つ後の情報に依つて発見された
場合に於てのみ当該物資の範囲に於て報償金を受ける権利

を有するものとする。

前の情報によつて調査したが発見するに至らなかつた
物資について、再び別箇の情報があり再調査の結果当該
物資を発見した場合、報償金は後の情報提供者のみに支
給して前の情報提供者には支給しない。但し前の情報に
よる調査の際調査員の過失又は怠慢に依つて当該物資を発
見し得なかつた場合は、前の情報提供者にも報償金を支
給するものとする。

三、情報に物資の種類品名を明確に記載してあるときは、
その摘発した数量が情報記載の数量を超える場合又は
は情報に数量を明記して居ない場合であつても、そ
の摘発した物資の總数量について報償金を支給する。

次に、反して調査の結果、その情報中に物資の種類が記載して居ないものを発見したときは、之に對する報告金は支給しない。即ち情報中「其の他物資多量」等と記載した部分に對しては報償金は支給しない。

四、警察官廳に於て摘発した物資又は換價した物資及び没收物資中産業復興公団に於て買取つたものであつて且つそれが当初より隠匿物資の摘発を目的とした情報に基くものである場合は、一般の基準によつて報償金を支給する。之に反して單に犯案の密告に基いて発見せられた物資に對しては報償金は支給しない。

違送軍に於て摘発した物資についても前項により取

扱うものとする。

五、以上の方針に依りがない場合は物資活用委員會の審議を経て決定する。

埋蔵品及び没收物資の検査並に密匿品が引上

要する費用の支弁に關する取扱方針(昭和二十三年九月十三日
物資活用委員會決定)

- 一、埋蔵物資及没收物資を潜在物資として産業復興公団に買取り又は引取つた場合は当該物資の密匿又は引上りに要した費用は之を復興公団に於て支拂うものとする。
- 但し買取の場合に於ける価格は密匿又は引上の完了した時の当該物資の最終段階の統制價格から密匿又は引上りに要した費用を差引いた残額とする。

三、埋藏物資又は沈没物資を発見することが出発した
場合は、発掘又は引上作業に要した費用は情報提供者の
負担とする。

裏面白紙

120 115

中央物資活用委員会議事規則案

第一條 会議の日時及び場所は、委員長がこれを定める。

第二條 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

委員長が、事故のあるときには、委員長の指名する委員が議長を代理する。

第三條 会議は委員及び臨時委員を合せて、その三分の一以上出席しなければ、これを開くことができず。

第四條 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならぬ。

第五條 議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数でこれを決める。可否同数のときは、議長が決める。

第六條 委員会に、常任委員を置く。

23

常任委員は、委員の中から、委員長がこれを指名する。

第七條 委員会は、常務に属する事項の処理を、常任委員に委任するものとする。

常務に属する事項の範囲は、別に之を定める。

第八條 常任委員は、処理の結果を次回の会議に報告しなければならない。

第九條 議事録は、経済安定本部監査局でこれを作成する。

第十條 本則に規定のない事項は、委員長がこれを定める。

10-4

278

中央物資活用委員会運営方針案

第二 会議は毎月

日に開くものとする。

定例会議のほか必要に応じて臨時に会議を開くこと出来る。

臨時会議は予の審議事項を示して召集する。

第二 委員総数三分の一以上の委員から審議事項を具して要求がある

ときは、会議を召集しなければならない。

第三 議事録の署名者は二名とし、委員の中から委員長が指名す。

第四 委員会は地方委員会の活動状況に関して報告を求め、その指導を

行う。

第五 常任委員は概ね六名とし、常時執務するものとする。

第六 常任委員は常務として情報の処理、実地調査報告の検討隠匿蔵物

資の買上範囲の認定及び買上価格の査定並びに情報提供者に対する報
償金の査定を行う。

第七 委員は隠匿蔵物資の実地調査に立会することが出来る。但し隠退

蔵物資の所有者又は保管者と利害関係その他特別の関係ある委員は当

該物資の実地調査に立会することは出来ない。

10-4

潜在物資調査処理要綱案

一 取扱物資の種類

隠匿物資等緊急措置令（以下緊急措置令と称す）の調査物資及指定物資並びに指定生産資材在庫調整規則（以下在庫調整規則と称す）の別表に掲げる物資であつて左の各号の一に該当する。

- (1) 緊急措置令の申告義務に違反して保有する物資
- (2) 在庫調整規則の申告義務に違反して保有する物資
- (3) 緊急措置令又は在庫調整規則に基く基く申告をした過剩物資であつて未だ他への活用の途の採られて居ない物資

(4) 前三号に該当せざる物資であるが数量過大を認められる

中

る物資

(5) 所有者又は保管者の不明を埋蔵其の他隠匿せられた物資及無籍の物資

二 取扱に関する他官廳との関係

(1) (1) (2) 物資及(4)の物資中統制法規に違反するものについては警察官廳に於て調査 取調を担当し経済安定本部はその援助 推進を行ふものとする 但し警察官廳に於て違反事件として取扱はなむこととなつたときは当該物資に就き経済安定本部に於て主管官廳と打合の上措置する

出違反事件に関連して任意供出を為さしめる潜在物資中大口のものに就ては警察官廳の連絡に依り経済安定

3.1

287

本部に於て措置する。換價処分物資及没收物資中大口のものに就ては検察廳より連絡を受け經濟安定本部に於て産業復興公園へ以下單に公園と稱するもの買を斡旋するものとする。

(2) 一の(3)の物資及(4)の前号に依らざる物資に就ては經濟安定本部と主管官廳と打合せの上措置する。

(3) 一の(5)の物資に就ては經濟安定本部に於て措置する。尚主管官廳との打合せに於ては主管官廳が讓渡命令を發する等の法的措置を構ずるか又は經濟安定本部に於て任意供出を爲さしむるかを決定する。

三、潜在物資の調査 1) 調査の方針

(1) 倉庫、工場及事業場等の在庫品の系統的計画的調査を行ふものとする。

(2) 民間の情報による個別的調査をも行ふものとする。

(3) 調査の實施方法
調査は原則として地方經濟安定局に行はしめ本部は其の監督指導に當る。但し事業が數局に亘る等特別の事情があるものに就ては本部が直接調査を行ふ。

(4) 經濟査察官が実地調査を行はんとする時は地方經濟監視官又は警察官と共同して之を行ふ。必要に依り檢察廳に連絡するものとする。

(5) 実地調査に際しては必ず身分証明書を携帯し之を示すものとする。

(一) 実地調査に際して潜在物資と認定し得る物資又はその疑濃厚な物資を発見したときは保管請書を徴し物資の移動を防止する措置を講ずる。

(二) 違反物資と思はれるものを発見したときは所管警察部と連絡の上取扱官廳を決定する。

(三) 移動防止の措置を講じた物資については関係官廳、関係機関と連絡し当該物資の入手の時期、入手の経路、物資の性格、保有目的等を明らかにする。

(四) 潜在物資としての買上範囲の決定は委員会の合議による。

四、潜在物資の処理

(一) 潜在物資として買上げることと決定した物資について

は所有者にその旨の書面を交付し供出承諾書を提出せしめる。

(二) 公園に対し買上げることと決定した物資の保管指令を發し公園をして經濟查察官立会の下に物資を檢收せしめる。其の際保管請書は之を所有者又は保管者に返還する。

(三) 買上價格は別に定める基準によつて委員会合議により決定する。

(四) 買上價格が決定した時は公園に対し買上指令を發すると共に所有者に対し買上通知書を交付し公園より代金を支持せしめる。

(五) 公園の買上げた物資については速かに經濟安定本部主

務局に引継ぎ主務局に於ては直に配分の亦途を盡するものとする。

(4) 物資の配分については配分主務局、主管官廳及關係機關より報告を求め監査の徹底を期する。

五、潜在物資担当官の身分権限

(1) 実地調査担当官は經濟查察官に限定する。但し他ノ職員が補助員として同行する事は差支ない。

(2) 調査を回滑に行う為經濟查察官に必要と場所への臨検検査権及報告徴收権を附與するものとする。一立法事項

(3) 調査担当官には身分証明書を携帯せしめる。

六、情報提供者に対する報償金支給制度の確立

(1) 情報提供者に対しては別途定める処により当該情報によつて発見され公團に買上げることにより決定した物資の統制額の二割以内の金額の報償金を支給することが出来る。

(2) 額は委員会で決定する。

(3) 支給は經濟安定本部総務長官の指定業務とし公團に行はせる。

(4) 報償金の財源は公團の差益金を以て充て不足をまじた場合に於ける措置は別途定める。

七、委員会制度の確立

昭和二十二年二月十四日閣議決定に依り設置せられたる
退蔵物資等処理委員会は之を廃し新に潜在物資査定委員
会を設け潜在物資の認定、買上價格及報償金額の査定を
行はしめる。

裏面白紙

隠匿物産調査処理要綱案

第一 取扱物産の種類

物資の活用を円り流通秩序の確立に資するため調査対象とする物資へ以下隠匿物産と云ふの種類は隠匿物資等緊急措置令へ以下緊急措置令と云ふの調査物資及び指定物資並びに指定生産資材在庫調整規則へ以下在庫調整規則と云ふの別表に掲げる物資であつて左の各号の一に該当するものとする

一 緊急措置令第三條第一項に規定する讓渡命令の對象となる物資

二 在庫調整規則第五條第一項に規定する過剩指定生産資材であつて未だ活用の途の採り出で居ない物資

レハ

三 所有者又は保管者の不明な埋蔵その他隠匿せられたる物資及び無籍の物資

第二 隠匿物産の調査

一 隠匿物産の調査は倉庫、工場及び事業場等の在庫品について系統的、計画的に行ふことを建前とするが、民間の情報に依る個別的調査を併行して行ふものとする

二 調査は原則として地方経済安定局へ以下安定局と云ふのが行い、経済安定本部へ以下安定本部と云ふものの監督指導に当る。且し事案が教局に亘る等特別の事情があるものについては安定本部が直接調査を行う

3-1
285

三 実地調査は経済警察官を主体として行うが必要に應
じて商工省又は農林省関係職員及び地方警察官廳係官
等の協力を求めるものとする。

四 実地調査に際しては必要に應じて民間人を参加協力
せしめるものとする。

調査に参加せしめる民間人は物資活用委員会
の推薦に依り安定本部又は安定局の嘱託員とする。

この嘱託員は有給とし、報償金の支給又は摘発物資の
特配は行わない。

五 実地調査は必ず三名以上の調査員による団体行動に
依つて之を行ひ、且つ調査員中には必ず経済警察官を
含むものとする。

六 実地調査の結果隠匿物資と認定し得る物資又はそ
の疑の濃厚な物資を発見したときは、その所有者又は
保管者より当該物資の保管請書を作成して物資の移動を
防止する措置を講ずる。

七 移動防止の措置を講じた物資については関係官廳及
び関係機関と連絡して当該物資の入手の時期、経路及
び價格、保有の目的、物資の性格、所有者の業種及び
採集状態等を明かにする。

八 隠匿物資として買上げる範囲は委員会の審議を経
て安定本部総務長官又は安定局長が決定する。
この場合当該物資の主務官廳又は当該物資を資材とし
て使用する事業の主務官廳と事前に密接な連絡をとり

重要産業の正常な運営を妨げることがあることのないよう
注意するものとする。

九 隠匿物資中現在既に利用価値を失つた物資（例え
ば或る種の特殊鋼材の如き）があるのが買上決定の際
は緊急措置令第三條第一項に規定する「国民経済の正
常なる運行を図る為必要あり」と認め「可きか否かの判
定を誤らぬ」といふ主務官廳と密接な連絡をとるも
のとする。

十 隠匿物資の買上範囲の適正徹速を図るため商工省
及び地方商工局職員中に連絡担当員を設け、更に要す
れば連絡担当員を委員会に常勤せしめるものとする。

十一 法令違反物資の疑いあるものを発見したときは所轄

警察官廳と連絡の上取扱官廳を決定する。

第三、隠匿物資の処理

一 物資の買上は原則として勸奨に依る任意供出の形式
をとるものとする。

買上することに決定した物資については安定本部総務長
官又は安定局長は当該物資の所有者（所有者不明の時
は保管者以下同じ）に其の旨の書面を交付し供出承諾
書を提出せしめる。

任意供出の勸奨に應じないときは主務官廳に連絡して
正規の譲渡命令その他の強制措置をとらせることとす
る。

二 安定本部総務長官又は安定局長は産業復興公園へ以

下公園といふに對し買上げること決定した物資の
引取指令を發し経済査察官立会の下に物資を檢收せし
める、その際保管請書はこれを所有者に返還する。

三、買上價格は別に定める基準により委員会の審議を経
て安定本部総務長官又は安定局長が決定する。

四、買上價格が決定したときは公園に對し買上指令を發
すよと共に所有者に對し買上通知書を交附し公園より
代金を支拂わせる。

五、安定局長は買上指令へ無償引取のものについては引
取指令を發した物資の種類、数量及び買上價格をそ
の都度安定本部総務長官に報告するものとする。

六、公園が買上げた物資へ無償で引取つた物資を含む以下

同じについてはその種類、規格及び數量をその都度
安定本部総務長官及び所轄安定局長に報告せしめるも
のとする。

七、公園が買上げた物資については安定本部の当該物資の
主務局に於て速かに配分の方途を講じ主務官廳をして
割当配給せしめるものとする。

八、物資の配分については主務局、主務官廳及び関係機
關より報告を求め監督の徹底を期すると共にその結果を
委員会に報告するものとする。

九、物資の買上、引取、輸送、保管及び売渡の業務は原
則として公園に行わしめる。

第四 情報提供者に対する報奨金

- 一、情報に基き調査の結果隠匿物資を発見し、且つ公園に於て之を買上たときは、当該情報提供者に対して別に定める所により報奨金を支給することが出来る。
- 二、報奨金の支給については委員会の審議を経、安定本部総務長官又は安定局長が決定する。
- 三、情報提供者に対しては報奨金のみを支給し、摘発物資の特配は行わない。
- 四、報奨金の支拂は安定本部総務長官の指定業務として公園に行わせる。
- 五、報奨金の財源は公園の差益金を以て充て、不足を生じた場合に於ける措置については別途定める。

裏面白紙

103

90

隠退藏物資の摘發處理に就いて

経済安定本部

近時隠退藏物資の摘發處理の問題を統つて、巷間種々の誤解を生じて居るが、経済安定本部に於ては本年二月十四日の閣議決定に基き次の様な措置を講じて居る。

一 閣議決定事項の概要

1 経済安定本部は隠退藏物資及び餘剩在庫物資の全面的活用を図るためその徹底的調査を行ひその買上配給の方策を実施する

2 前項の調査事務を推進するため経済安定本部に隠退藏物資等處理委員会をおく

30

3-1

290

- 三 委員会に調査班を置く。調査班は委員、専門委員及関係官吏を以て組織し、所要の場所に臨検々査し、隠退蔵物資を認められるものを封印し、又はその保管又は移動を命じ得る。
- 四 摘発された隠退蔵物資等は経済安定本部の指示により産業復興営団其の他の機関にて買上げさせ、買上機関は経済安定本部並に主務官廳の割當指示に従ひこれを配給する。
- 五 調査班は常に団体的行動をとらし、そのとし班員には臨検検査の权限ある官吏を含むことを要する。
- 二 隠退蔵物資等處理委員会の事務は現在のとこり経済安定本部が二部監査班に於て行つて居る。

三 隠退蔵物資に關する民間情報は監査班に於て受附けて居り、摘発に際しては必ず警察官が立合ふことになつて居る。

四 隠退蔵物資の調査に際し閣議決定に基く調査班を派遣出来まいときは便宜経済安定本部の職員を派遣するか又は情報提供者の案内の下に警察官に調査方を依頼することになつて居る。

五 摘發物資の配分は経済安定本部及關係各省に於て決定の上定められた統制ルットを通じて行はれる。

六 経済安定本部としては一般民間人に対し直接物資の摘發又は處理に關する权限を委嘱したり指令書を發行す

ることはない

七 一般民間人にして経済安定本部より摘発の権限を与へられたと称する者 或は摘発物資の処分について 権限を有するとか、経済安定本部の了解により斡旋をなし得ると称する者はすべて偽りである。

情報提供者に対する報償金
支拂に関する取扱方針案

一、情報の單位は情報提供者の單位と摘発せられた物資の所有者へ所有者不明のときは保管者以下(全じ)の單位と依つて決定する。

情報提供者が個人、法人又は団体であつても或は教人共同して情報を提供した場合であつても、それが一單位と看做されるときは、情報の單位は摘発せられた物資の所有者の單位に依つて定められる。所有者が組合、団体又は法人であつても或は教人の共有又は総有であつてもそれが一單位と看做されるときは、そのものゝ所有物に関する情報は一

箇として取扱う。従つて一情報者が假令全時に一枚の書類に記載して情報を提供しても其の内容が三箇の所有者に属する物資であれば三箇の情報として、其の各々について報償金を計算するが、反対に一所有者に属して居る物資は假令其の所在地が離れた居ても又は別紙を用い時を要して提供された情報であつても、それが全一人の情報であれば一箇の情報として、一括して報償金の額を計算する。但し全一所有者の物資に用する情報であつても前の情報に依る報償金が後に支拂はれてゐるときは、その後にも受理した情報は別箇独立した情報として取扱う。

以上の方針は営業倉庫又は之に準ずるもの、保管にある物資については適用しない。この場合情報の單位は物資活用

委員会に於て審議決定する。

二 全一対象物資について数箇の情報のあつた場合は、最初に受附けた情報に対してのみ報償金を支拂い、その後に来た情報に対しては之を支拂はない。

全一対象物資について経済安定本部と地方経済安定局とに於て情報を受附けた場合も全様で何れか一日でも早く受附けた方が優先する。但し今日に受附けた場合は情報者間に於て等分するものとする。

全一所有者に属する物資について数箇の情報があつた場合、後の情報提供者は前の情報提供者が其の種類品名を明確に記載しなかつた物資で、且つ後の情報に依つて発見された

場合に於てのみ当該物資の範囲に於て報償金を受ける権利を有するものとする。

前の情報によつて調査したが発見するに至らなかつた物資については、再び別箇の情報があり、再調査の結果当該物資を発見した場合、報償金は後の情報提供者のみに支給して、前の情報提供者には支給しない。但し前の情報による調査の際調査員の過失又は怠慢に依つて当該物資を発見し得なかつた場合は、前の情報提供者にも報償金を支給するものとする。

三、情報に物資の種類品名を明確に記載してあるときは、その摘発した数量が情報記載の数量を越える場合又は

情報に数量を明記して居ない場合であつても、その摘発した物資の総数量について報償金を支給する。之に反して調査の結果、その情報中に物資の種類品名を記載して居ないものを発見したときは、之に対する報償金は支給しない。即ち情報中、其の他物資多量と等と記載した部分に対しては報償金は支給しない。

四、警察官廳に於て摘発した物資又は換價処分物償及び没収物資中産業復興公団に於て買取つたものであるが、且つそれが当初より隠匿蔵物資の摘発を目的とした情報に基くものである場合は、一般の基準によつて報償金を支給する。之に反して、早に犯罪の密告に基いて発見せられた物

資に対しては報償金は又給しをい
進駐軍に於て備発した物資についても前項により取扱うも
のとす。

五、掠奪物資　ダイヤモンド　金　白金及銀は産業復興
公団に於て買取ることが出来ないので、報償金支出の
途がない關係上、是等に関する情報に対しては報償金
は又給しをい。

六、以上の方針に依りなたい場合は物資活用委員会の審
議を経て決定する。

方針

終戦時ノ混乱ニ乘ジ里等ヨリ不當ニ物資ヲ拂下ラセケルハ其ノ後、インフレーション
及膨脹税ヲ見越シ不當ニ物資ヲ賣却シテ之ヲ隱匿セル旨ヨリ物資ヲ供出セシメ之ヲ適
正ニ配給シ能ク食糧供給ノ見返リニ充ツル為ニ、平積ニ依リ措置スルモノトス

二 平積措置

(1) 対象物資

各種石炭、機械製造品(木、機械、衣服、履物)、鉄鋼(普通鋼、特殊鋼)、銅、鉛、鋅、錫、亜鉛、白金、白銅、白銀、白銅車、
電氣銅、アルミニウム、ジュウロウ、モーター、変圧器、自動車、自動車

(2) 在庫調査

一定期ヨリ定期ニ対象物資ノ在庫ヲ調査シ申告義務者ヨリ必要ナル事項ヲヒラセ
シムルモノトス。尚申告ノ事後ニ於テ行政官庁及買上検査ニ於テ必要ニ應ジ
検査官ヲ差シモツトス

(1) 申告義務者

対象物資ヲ所有スル製造業者、販賣業者(ブローカー、販店商、合組) 消費
者団体(消費組合、農業、山、会々) 原料採トシテ使用スル者及一定限度以上
ノ積業者、公共団体並ニ対象物資ヲ保管スル倉庫業者及運送業者及一定限度
以上ノ保管者

(2) 申告事項

対象物資ノ種類、数量、保管場所及保管状況、受入時期、受入価格、買上希
望価格、其ノ他必要ナル事項

(3) 申告手続

地方庁長官ヨリ二商工大臣宛申告セシムルモ、商工大臣ノ申告受理事務ハ便宜
地方商工局ヲシテ行ハシム。尚別ニ場ヲ買上検査タル物資別能判裁別ニ提出
セシム

(4) 買上

対象物資ノ不当ト認めラレ、数量ニ越テ買上原因ニ対シ価格ヲ指定シ没収ヲ命
ズルモノトス

(4) 強制買上、振度

ブローカー及懸店商ノ所有スルモノ、対象物質ヲ原料料トシテ所有スル者ニ
就テハ運搬上必要ト認メラル、数量ヲ超エル数量、消費税トシテ消費スル者
及夫、圓形ニ就テハ一定限度ヲ超エル数量其、地地方長官ニ於テ買上ケルヲ
適当ト認メタルモノ

(5) 買上税関

原則トシテ物質別税率表ニ於テ商工大臣之ヲ指定ス

(6) 買上価格

原則トシテ対象物質ノ所有者ノ買上価格ヲ基準トシタル適正価格ニ依ルモノ
トス、但シ買上価格不当ナルモノニ就テハ予メ買上税関ニ於テ認可ヲ受ケ置
キタル基準価格ニ依ルモノトス

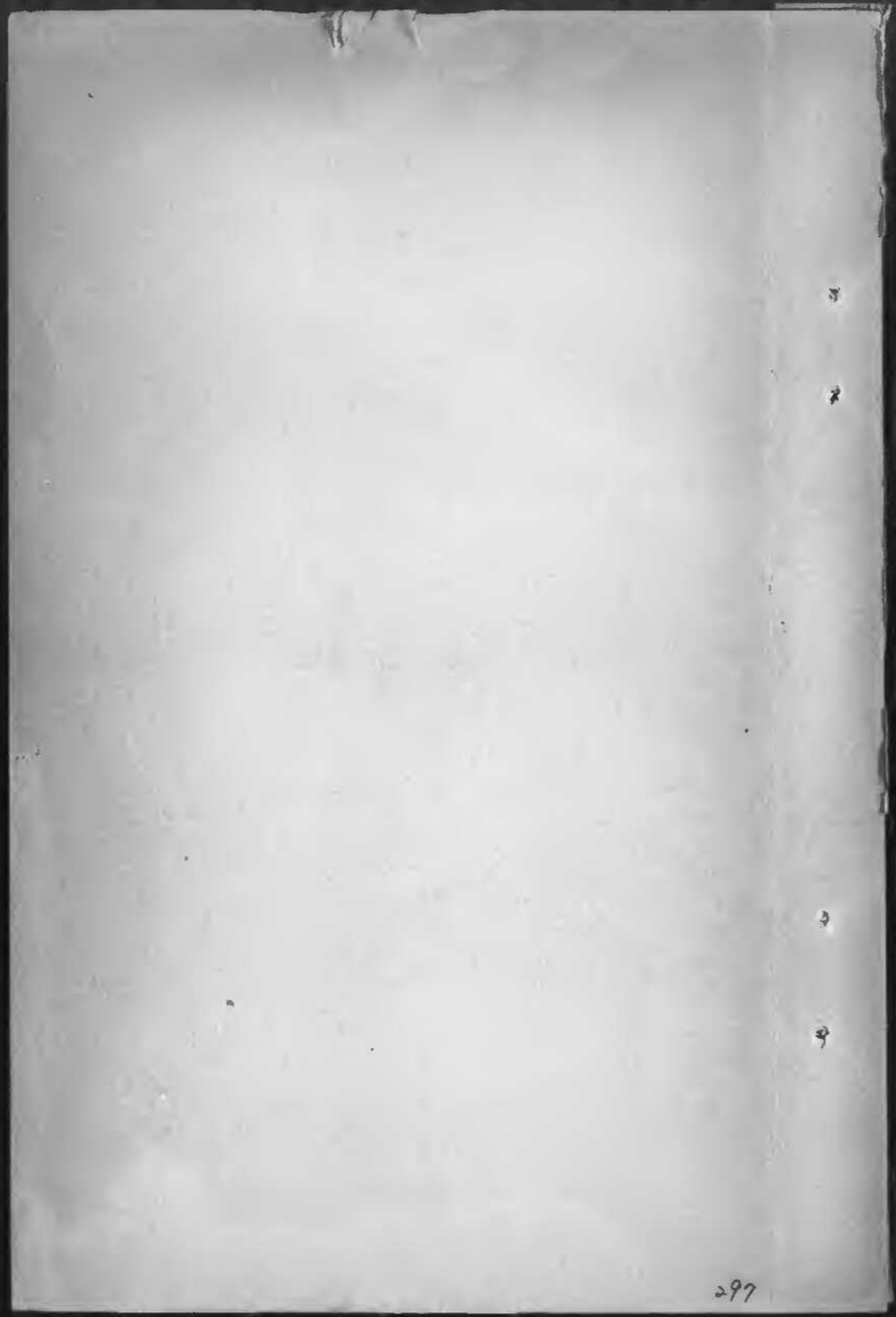
(7) 蒐荷及配給

特ニ地域的ニ偏在甚クシキ物資ヲ除キナルベク所在地方、統中最密農村ニ配
給スルヲ旨トシ、地地方商工局ニ於テ配給計画ヲ樹立シ之ニ基キ府県方ニ於テ

蒐荷配給ヲ為スモノトス、此ノ場合保管場所ニ就テハ個人保管ヲ禁止シ商業
倉庫及工場倉庫ニ保管セシム

(8) 其ノ他ノ事項

- (a) 調査及買上ニ伴フ関係官庁機関及夫ノ職員ノ权限
- 商工大臣及地地方長官ニ於テ必要ナル权限ヲ行使スルノ地買上税関ニ夫ノ权限
ノ一部ヲ委譲スルト夫ニ関係官吏買上税関ノ特定職員官ノ囑託トスニ於テ
強硬検査权及必要ナル場合ニ於テハ強硬命令权ヲ賦与ス
- (b) 買上ニ伴フ経費其ノ他ノ損失負担
- 国庫ニ於テ負担スルモノトス
- (c) 振度法規
- 憲法才八条ニ基キ緊急勅令トス



297

